

いうぐあいに思つておるわけですが、何かそういう点で都合な点があつたかどうかをお伺いしたいと思ふのです。

○長岡説明員 現行の塩専売制度は、大正八年に財政専売から需給と価格の安定を目的とする公益専売に移行いたしました。現在まで続いてきておりますけれども、この長期間の中で、戦中戦後の塩不足の困難な時代を専売制のもとで乗り切つたことや、あるいは昭和四十年代の塩田製塩からイオン交換膜製塩への切りかえによる安定供給体制の確立などのほか、塩の消費者価格も昭和二十八年から五十年までの長期間据え置くと、塩専売制度は需給と価格の安定に貢献してまいつておりまして、特段の不都合があつたとは考えておりません。

なお、現行塩専売法は塩田製塩を前提としてゐるために、全面的にイオン交換膜方式に転換してゐる現状にそぐわない等の点がございまして、この際、経済社会情勢の変化に対応するように、所要の整備改善を図る必要があるのではないかと、いふふうに考えておる次第でございます。

○水田委員 そうすると、塩専売制度、もちろんこれは続けていくわけでありますが、制度そのものに問題があるというのではなくて、四十六年から七年にかけて塩田を使う製塩方法からいわゆる工場をつくるイオン交換膜に変えていった、そういう中で生産部門における変化といひますか、それに対応する法整備ができていなかった、そういう点を今回の法改正でやる、こういうぐあいに理解してよろしいですか。

○長岡説明員 そのように御理解いただいて結構だと存じます。

○水田委員 そこで、現在の製塩方法に変わったのは、かつての入式から流下式、そして四十六年の塩業の整備及び近代化促進の臨時措置法によつて、今日のイオン交換膜による製法に変わつたわけですね。その際、たてりの大枠としては、一つは食用塩は国内製塩で賄つていこう、工業塩は輸入で賄つていこう、こういう考え方がそこには

あつたと思うのです。その点は今日でも変わりはしないですか。

○長岡説明員 その基本的な考え方は現在も変わりがございません。

○水田委員 その際、いわゆる四十六年の整備のときの審議会の答申というのはいかういふことがうたわれておるわけですね。「当面の目標を達する過程においても、ソーダ工業用等輸入原塩を直接使用する分野にまで需要を拡大していくことが望ましい」と考えられ、そのためには、企業自らの努力で製塩技術の改良開発を進めるのみにとどまらず、海水総合利用、発電とのコンビナート化等を含めて、たえず技術革新を続けることが必要である。」「こういうぐあいにうたつてありますし、その当時の委員会での審議の中でも答弁をされております。将来、塩の需要で工業用塩にまで進出できる可能性はあるのかという質問に対して、当面は食料塩の分野でございしますが、この五年先以後におきましては、工業塩にまで進出する道は十分にある、こういうぐあいに答えておるわけであります。そして、昭和五十六年十二月二十四日の塩業審議会の答申でも「ソーダ工業原料塩の自給をも可能とするよう一層技術の開発・改善を進める」云々とうたつておるわけでございます。

これは後の質問と関連がありますが、塩業の生産現場の合理化との関連もあるわけですね。けれども、この考え方というのは今日、さらに今日以降踏襲されていくのかを伺いたいと思ひます。

○友成説明員 お答えいたします。

先生おっしゃられました四十六年の塩業審議会の提言、それから五十六年の塩業審議会の提言、ともに将来の工業用塩に向かつての技術開発というものを大要期待している提言でございます。

イオン交換膜によります製塩に切りかわりましてコストがかなり低下していく、そうすることによりまして輸入塩に対抗し得るところまで技術的な展望としてはあり得るのではないかと。かつ、イオン交換膜の利用といひましては、製塩のみならず、多方面にわたります利用が現に進んで

まいっております。そういうイオン交換膜の多面的な利用等は、今後の日本の工業に及ぼす影響は非常に大きいというようなことで、イオン交換膜の開発についてはなお積極的に推進していったらどうか。

つきましては、その中心である製塩面におきまして、このイオン交換膜技術の開発には相当の力があるのではなからうか。そういうことでございまして、なお一層イオン交換膜による製塩コストを低下させることによりまして、これはコストのみならず品質の面もございまして、そういう問題を解決し得る、そういう展望があるのではないかと、そこに向かつて今後とも努力していったらどうか、こういうのが塩業審議会の提言でございまして、私どもの方もそれを受けまして、イオン交換膜の技術開発につきましては特段の協力といひますか、指導援助といひますが、そういうものを今後とも続けてまいりたい、こういうふうにご考えております。

○水田委員 もともと塩業というのは個人で塩田をたくさん持つておる人と、小さな塩田を持つて組合をつくつてやつてきた、そういう人。今の会社の規模からいへば、いずれも中小企業なんですね。イオン交換膜を改良していけばこういうことになる、ということはおたわれておるけれども、じゃ、そのイオン交換膜の改良は企業の責任で——中小企業ですから、それはちよつと酷なんじゃないか。例えば苛性ソーダのいわゆる水銀法からイオン交換膜への転換も、これはもともと膜の開発については政府が研究開発を援助するという仕組みでやつてきて、今日ではもう既に水銀法より以上、コストの点でも品質の点でも上回るものができるようになった。これは大変短い期間に進歩したわけですね。

そういう点では、四十六年のことですから、それから既に十数年を経ているわけですね。それでおかつまだ工業用塩まで行けないというのは、中小企業で技術力も少ない、そして資金もそれほど持つていないところにそれだけを要求するとい

う答申、私ちよつと疑念があるわけですね。むしろ専売公社がそういう技術開発のあれを、研究費を持つてやられるのか、あるいは膜の開発というのはいわゆる化学工場がやるわけですから、そこへ対する補助金として別途出す。それを実用のベースに乗せる。いわゆる提携してやるのか、そういうことは塩業に求められてもいいと思うのですが、そういう点では十分な手だてがこれまででやられたのかどうか、ちよつと関連してお伺いしておきたいと思ひます。

○友成説明員 先生おっしゃられましたイオン交換膜の技術開発につきましては、実際に技術開発をやつておりますのは旭化成、それから旭硝子、徳山曹達、この三社が中心になつて膜の開発に努めてまいつております。実際に製塩を行つてゐる七つの工場はこの三社の膜を買ひまして、それをもつて製塩を行うという実態にございまして、イオン交換膜のいわゆる開発自体につきましては、先ほど申し上げましたソーダ会社を中心になつて技術開発を進めていっているというふうな関係がございまして、専売公社とその三社との関係は製塩七社を通じて関係ということ、直接的に私どもの方がソーダ三社に対して技術開発についての協力とかあるいは指導とかというふうな関係にまでは至つておりません。

ただ、そういう技術開発を何とか続行、さらに進めていってもらうという面で、製塩を通じてのいろいろなメリットといひますが、そういうことものが生まれてくるというふうなことをやはり考えていかざるを得ないのではないかと、こういうふうにご考えているわけでございます。そういうことで、ワンステップの向こう側というふうな関係がございまして、公社との関係で直接ということにはまいりませんけれども、そういう製塩工場を通じての技術開発をさらに進めていっていただくというふうなことで、かつてはいわゆる収納代金の中に技術開発のためのコストというふうなことで若干織り込むということもやつてきた経緯はございまして。現在のところは、そういう意味ではい

わゆる価格政策による合理化誘導といったようなことで、それが含まれているような含まれていないような、そういったような感じでの収納価格の決定ということにはなっておりまして、私も、私どももいたしましては、そういう製塩の膜の利用を高めることによって、メーカーであるソーダ三社が技術開発に力を注いでいただくと、いろいろな点での御協力を申し上げたい。

なお、ほかにもいろいろな協力の仕方がないのだろうかという点で、現在知恵を絞っているといえますか、何か手だてはないかという点で、ことを検討している段階でございます。

○水田委員 後でまた価格の問題のところでも触れますけれども、いわば日本全体の産業の中で、先端産業に対する技術援助というのは今も続いております。それから、基礎素材産業の活性化という問題でもいろいろ手当てをしておる。そういう点では所管が違つたために、今までは価格の中に入れておつた。今年に千円以上も下げると言うたら、そんなものを入れれば値を下げられぬでしょうから、恐らく合理化目標価格へ近づけるために、そういう点がネグレクトされたというように感じます。そういう点では中小零細企業、まさに零細企業です。だから、そういう点に対して価格の引き下げをやる、合理化を要求するというのがあれば、一面でやれるような条件を政策的につくっていくということが必要ではないかということをお願いして、これはまた後で触れます。

そこで、ちよつとつきあへるようですが、先ほど総裁、品質の問題と言われたのですが、こういう点はどうなんですか。品質というのは、塩というのは、ZnOが純粋に一〇〇%あれば、これは品質のいいものだという見方なのか。食生活というものを考えれば、人間の体の組成からして大抵海水に近い状態、人間は大体海の中から出てきたと言われているのですが、そういうものでミネラルなりその他の塩化物も存在しているということ、日本の味つけ、食文化というのは進んできたと思うのです。

十数年間さらさら塩にならされてきたわけですが、そういう点での配慮、例えば食生活における食用塩だけについていけば、これはそういう点についての御検討なり議論というのは今までのなかつたのかどうか。そういう中から、一部には自然塩がいいということ、これは販売はできませんけれども、自分たちでつくってお互いに分け合うという点も、自分たちでつくって出てくる。ですから、塩というのは単にいわゆる塩化ナトリウムという化学合成物が純粋にできればいいというものではなくて、国民に供給するのはその中でトータルの塩分として供給できるということも、従来有史以来、四十六年の流下式まではまさに自然の塩を食ってきたということ、そういう点の議論があつたのかどうか、御検討なさつたかどうかということも、ちよつと余談になりますが、お伺いしておきたいと思ひます。

○友成説明員 お答えいたします。

直接のお答えになるかどうか、そういう面だけを取り上げていろいろ議論の場といったようなことは、ちよつと私記憶にございせん。ただ、先生おっしゃられましたように、いわゆる特殊用塩分野での自然塩運動と称する人たちのそういう議論があることは承知いたしております。ただ、品質につきましてはW.H.O.では、私ちよつと手元に資料を持っておりますけれども、非常に純度の高い塩を推奨いたしております。そういうことで、専売公社といたしましては、そういう世界的な機構であるW.H.O.のこういう世界的な規格の品質の塩をという点で技術開発を進めまして、今日の塩にまでようやくたどり着いたという現状でございます。したがって、私どもの方は、そういう世界的な規格にできるだけ日本の塩も合うようにということで、専らそういう面での技術開発を進めてまいつた。これがまたいろいろな面でのコスト低下につながつてまいつております。ただ日本の場合には、先生御指摘のとおり、塩田製塩からまいりまして、いわゆる昔はかます

に入つた塩をつぼに入れまして、そして時間がたつのを待つてにがりが下に沈んで、そういうような塩に非常になれてきているというようなことがございまして、懐古趣味とは申しませんが、けれども、やはりどうしても昔の塩がよかった、そういったような声がないわけではございません。そういうような一般的な消費者の声を私どもの方も承知いたしております。そういう意味で一昨年も承知いたしております。新しい、水分の多いといひますか、そういったような消費者の好みに合つた塩も商品化して出すといったようなこともやつてきているわけでございます。

そういうことで、何分にも塩一人当たり大体十グラム前後、最近では特に塩を少なくするようにという点で、十グラム以下がいいのではなからうか、こういったような議論もされております。一日に十グラムの塩の中で、ほとんどは加工食品を通じて使つておられるわけでございます。公社で売られている塩を家庭で使つてそのまゝ口に入れるという分野になりますと、ほんのわずかのグラムでございます。そういうわずかのグラムの中に入りましてミネラルの量といった問題は、やはり家庭における総体として何を食ふかということの中で考えていくべきことではないだろうか、それを塩だけに求めるのはかえつて食生活のアンバランスを生むのではなからうか、こういったような感じも私個人としては持つてゐる次第でございます。

○水田委員 できるだけ品質のいいものというの、例えば水であれば純粋の水を飲んだらうまいかという、うまいかわけです。ミネラルが入つて初めてうまい。そういうものが求められておる。今、「自然」と名がつけば、自然食品というのは幾らでも売れる。実際には農薬を使い薬品を使つても、虫をはわせず、出する前にちよつと葉を食わせて、これは自然の葉っぱだ、こういうインキ商法もあるわけですね。問題意識としては持つておられるということですから、どこかの部門で——大変大事なことだと思うのですが、日本人の舌と

いうのは世界で最高に繊細な味覚を持ったものだと思うのです。ただ欠けておるのは、塩の辛いというのとトウガラシの辛いというのが言葉として分かれていない。中国や朝鮮で分かれておるといふのは、そつちの方が食文化が進んでおつたのかもわからないという気はするのです。人間は自然の中で発生し、育つてきたわけですから、その状態というのが健康のためには一番いいだろうと思ふのです。ですから、問題意識を持つておられるのですから、たまにはそういう議論もぜひ諸先輩の中で御検討いただければありがたい、そこだけにとどめておきます。

いよいよ具体的な法案の中身に入ります。一つは、これまで専売公社が塩専売事業というのをやつておつたわけですね。今度は新しくできる株式会社である日本たばこ産業株式会社に行かせるわけですね。これは商法に基づく株式会社、片一方は公益事業である塩専売という仕事。特例法でいろいろなことをやるからいいと言へばそれまでもかまいませんが、どうもそこいらで問題が起るのではないかという疑念が起るわけですが、そういう点はいかがなんでしょうか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

先生ただいまおっしゃいましたように、専売公社と違ひまして日本たばこ産業株式会社は、商法を基本原理として設立されております。営利を目的とする会社でございます。このような会社に無条件で公益専売たる塩専売事業をゆだねることにいたします場合には、やはり御指摘のような疑念が生ずることはやむを得ないことかと思つております。

そこで、先生もおっしゃいましたように、本改正法案におきましては、塩専売事業が会社の営利追求原理に影響されることなく、本来の公益性、公共性の観点から実施されますように、各種の措置を講ずることとしておられるわけでございます。やや細かくなつて恐縮でございますが、具体的に申し上げますと、たばこ塩のそれぞれの事業について区分経理を行ひまして、塩専売事業の計算を

たばこ事業から遮断する。それとともに、塩事業によつて得られました利益を配当などとして処分することを禁止しているわけでございます。これによつて、営利性の遮断ということが行われようかと思つております。

また、経営面につきましては、大蔵大臣の任命した委員等から成る塩専売事業運営委員会を設置してございまして、塩専売事業運営に関する重要事項を決定させる。さらに会社の塩専売事業の実施を総理すると申しますか、責任を持つ塩事業責任者を大蔵大臣が指名する、これらの措置を講ずることとしてゐるわけでございます。これらの措置を講ずることにより塩専売事業の公益性は十分に担保可能であり、会社に塩専売事業を実施させることとしても問題は生じないものというふうに考えております。

○水田委員 後で今の御答弁にありました個々の問題についても質問したいと思ひますが、先ほど総裁の答弁にもありましたが、大正八年から公益専売となった。もともとは財政専売ということとで、明治三十七年ですか、できたものですが、それ以来公益専売としてやられてきたけれども、法律には一項目もそれは触れてなかったわけですね。今度専売法改正に当たつて一番の大きな、第一の「目的」のところにいわれる公益専売がうたわれた。これは、従来の長い年月の実体を法案に盛つたといへばそれまでですが、実際に公益専売をやっている今まで長い間うたわなかったのを今回うたつた。そういう理由は、一体何でしようか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、今回の法律の第一条におきまして「この法律は、塩の需給及び価格の安定を確保するとともに、あわせて国内塩産業の基礎を強化し、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。」という目的規定を入れたわけでございまして、今回の改正におきまして、塩専売制度の基本的枠組みとか目的とするところが変更されないというところは、先生御指摘

のとおりでございます。

ただ、従来政府関係機関でございまして日本専売公社が塩専売事業の実施主体としてこれを実施していたわけでございまして、今回の改革におきましては、収益事業であるたばこ事業の実施主体である日本たばこ産業株式会社、このような公益を目的とする塩専売事業を行はせるといふような変化が行われるわけでございまして、この際、公益性をはつきり指針として塩事業を遂行し得るような法の目的を明確にしておく必要があるというふうに考えたのが第一点でございまして、それからまた、塩専売法が財政専売を主目的としてスタートしたということから、従来の法律には入つていなかったわけでございまして、法整備の観点からいいますと、最近の立法例はその法律の前に目的を掲げるのが大體常例となつております。そういうことで、この際、法の目的をもつて各条の解釈の指針とする、そういう二つの意味でございまして、今回新たに目的規定を入れることとしたものでございまして。

○水田委員 そこで、附則の第二条に、「国内塩産業の自立化の目的が得られた段階で、」こういうぐあいに「検討」という言葉が入つておるわけですね。こういう事態というのは、一具体的にはどういう状態になったときと考えておられるのか、伺いたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。国内塩産業の自立化と申しますのは、国内の製塩業の製塩コストが国際競争力を持つということが主要な要件でございまして、より基本的には申しますと、塩の流通業界も含めまして、国内の塩産業全体が専売制度というこの制度に依存することなく、自力で存立発展することができ、かつ国民に対して塩を安定的に供給することが可能となるというふうな状態を想定して、その自立化というふうに考えております。

○水田委員 大蔵省としては、例えば当面、粉碎塩でトシ一千万円、それは一つのめどなのか、あるいは答申にありますように、工業塩について

もとにかく国際競争ができる、これは大分違うわけですね。そういう点はどうなんですか。ずばりそういうことではなくて、今言われたそれ以外の、例えば私、心配するのは、塩というのは生活に欠くことのできない調味料であるわけですね。日本の商社というのは、もうかれれば、モチ米が足らなくなればすぐ買い占めをやるという例があるわけですね。例えば塩というのは、食用塩についていへば、絶対量というのは類的には知れたものなんです。今の日本の力、商社とは言いませんが、そういう思惑を持った企業は、やろうと思へば、あるいは個人であろうとも、そういうことは可能なのである。その場合には大変な事態も起こる。そういうこと等も含めて考えなければならぬ、こういうぐあいに私は思ふわけですね。

じゃあ、今の御答弁は、粉碎塩でトシ一千万円なり、あるいは工業塩にまで使えろという、それは一つの条件。その他の条件を加味して、そういうことで考えるということなのかどうか、重ねて伺つておきたいと思ひます。

○友成説明員 ちよつと一千万円の話が、出ましたので、私の方から答弁させていただきます。

一千万円と申しますのは、五十六年十二月の塩業審議会の答申に基づきまして、その答申の中で、先ほど監理官が申しました自立する状況、いわゆる塩産業全体が専売制度という制度に支持されなくても、塩産業全体として食用塩が国内で外国の輸入塩に対して対抗し得る、そこまでのいわゆるコスト低減なり需給のあり方といったものが確立するといふふうに認識しているわけでございまして、そこに持つていくために、何年先になるかはわかりませんが、とりあえず五年先ごろに製塩についてはその目標を置いて、そこに段階的に近づいていくという数字が当時の試算で出てきたというだけでございまして、基本的には、やはり食用塩につきまして、外国から塩を輸入し、輸入した塩をそのまま食用にはできませんので、やはり一度溶かして再製するなりあるいは

粉碎をいたしまして、家庭の方なりあるいは漬物、しょうゆ、いろんなユーズの方を持つていくという段階を経ざるを得ない。そういうものに国内の塩が対抗できるというところをねらっているわけでございまして、輸入塩をそのまま溶かして使う、いわゆるソーダ工業用塩、そこまでは期待しているわけじゃございません。

そういう意味で、自立の段階におけるあり方といひますのは、工業塩ではなくて、食用塩について何とか国内でつくつていこう、こういうことを念じているわけでございまして、そのためのワンステップとして、当面、五カ年先の試算として一千万円という金額が出た、こういうこととてございまして、とりあえず御説明させていただきます。

○水田委員 それとの関連で、日本たばこ産業株式会社法案の附則三十二条に、会社は当分の間塩専売事業を行う旨を規定しておるわけですね。それは今の質問と裏腹になる問題だと思ふのですが、この「当分の間」というのは、大蔵省はどういうぐあいに見ておられるのか、これを伺いたいと思ふのです。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のとおり、まさに裏腹の関係になるわけでございまして、先ほどの塩専売法の附則の第二条におきまして、「国内塩産業の自立化の目的が得られた段階で、」塩専売法について検討を加える旨規定しているところとてございまして、けれども、その際には、塩専売事業の実施主体につきましても、そのあり方とともに、その段階でどうあるべきかということが検討されることにならうかと考えております。そういう意味で、当分の間とは、それまでの期間を意味するということとてございまして。

○水田委員 先ほど専売公社からお答えいただきましたように、いわゆる自立、当分の間というのは、例えば大蔵省としては、たちまち一千万円ずばりというのではなくて、それは専売公社として、あるいは今度の新しい会社ですか、の一つの

目標としてやられておる。それイコール、即当分の間が終わるとかあるいは自立、こういう見方ではない、総合的な見方をするのだというぐあいに大蔵省もお考えになつていますか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

先ほど公社の方からお答え申し上げましたように、一万七千円というのは昭和六十一年度の目標価格ということでございます。それに到達いたしましたも、直ちに国際競争力ができるというわけのものではないように伺つております。そういう意味からいたしまして、現時点で、例えば六十一年度から一万七千円が達成されたからといって直ちに自立化されたというのではなく、先ほど御説明申し上げましたように、製塩コストが国際競争力を持つことも一つの主要な要件でございますけれども、基本的には、流通も含めまして、制度に依存せず円滑な供給、価格の安定が図れるということが目標でございますので、総合的に判断すべきものと思つております。

○水田委員 次に、たばこの事業では、小売店の許可等の行政行為は大蔵大臣みずから行うことになつておるわけですか。この塩の事業というのは、塩の販売人の指定も同様な行政行為ですか、これは当然大蔵大臣が行うべきではないか、こう思うわけですが、その点はいかがなものでしょうか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

たばこの事業の場合について申し上げますと、小売店の許可等を大蔵大臣が行うこととしておりますのは、たばこ専売制度が廃止されることに伴ひまして、今度新たに特定販売業者、外国の製造たばこを扱う業者が市場に参入してくることになるわけでございますけれども、それはいわば卸売業者と申しますか、あるいは製造たばこの販売の一番の大もとと申しますか、そういう意味では新しい会社も特定販売業者と同じ立場にあるわけでございます。そういうような同業者の存在で、たばこ事業に關しまして競争条件を左右する可能性を持つ許可権者としてこの会社を位置づけることは適切

でないという観点から、大蔵大臣が小売店の許可を行うこととしておるわけでございますけれども、他方、塩専売事業におきましては、先ほど申し上げましたように、塩専売事業の公益性とか公共性というものを損なわないという十分の手当てをいたした上で、その基本的枠組みを維持した上で、専売事業全体を会社に行わせることとしておるわけでございますので、この特定の部分の行政行為だけを大蔵大臣に行わせるという場合には、塩専売事業における政策の整合性とか明確な責任体制を維持することが困難になるというような問題もございまして、引き続き一体として、会社に指定まで含めて行わせることとしておるわけでございます。

○水田委員 次に、日本たばこ産業株式会社はたばこの製造をやるわけですね。そこへ、塩専売に従事する職員も一緒に同じ会社の社員として存在するわけですね。その塩専売事業に従事する役員にはいれぬ守秘義務、「刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」いわゆるみなし公務員という扱いになるわけですね。それは一体そういうことではないのかどうか、あるいはまた、もう一面から見れば、株式会社の中で人事管理上問題が起ころしないうか、という心配はないのかどうか、その点について伺いたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。たばこ及び繰り返しまして恐縮でございますけれども、公益専売事業としての塩専売事業の公益性を担保するということは、今回塩専売事業を日本たばこ産業株式会社に実施させるに当たつて非常に重要な観点であるかと思つております。そういう意味におきまして、会社の塩専売事業に従事する役員は、塩専売事業運営上の秘密、あるいは指定とか承認とか帳簿の報告とか立入検査、そういった権限を行使することが可能とされておるわけでございますので、そういうことを通じておる一般私人とかあるいは塩専売関係者の私的あるいは営業上の秘密を知り得る立場にあるわけござ

います。したがつて、塩専売事業実施上の秘密の保護とか一般私人または塩専売関係者の秘密の保護を図るという観点からいたしまして、会社の塩専売事業に従事する取締役、監査役、職員に対して守秘義務を課することとしておるわけでございます。

また、塩専売事業そのものは、国または地方公共団体の事務、いわゆる公務そのものではないわけでございますけれども、指定、承認等行政行為がある等、非常に公共性の高い職務である。そういう意味からいたしまして、公務と同じ程度に公正かつ円滑に執行される必要がある。そういう意味からいたしまして、塩専売事業に従事する役員職務に關する侵害行為は、これを公務員に対する侵害行為と同等に処罰するとか、あるいは役員職務の一定の行為についても公務員犯罪と同等の犯罪として取り扱うというようにすることによりまして、職務の公正かつ円滑な執行を期するため、「刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」という旨を規定いたしまして、刑法等に定める公務員に關する罰則が自動的に適用されるということにしたものでございまして、なお、株式会社としての職員管理については、公社の方から御答弁申し上げます。

○長岡説明員 新会社が発足いたしますと新会社が塩の専売事業を実施するわけでございますけれども、この点につきましては、従事する職員から経理から、画面と区分をして運営されることになつてございまして、したがいまし、塩の事業に当たる職員につきましても、やはり公益専売の仕事、端的に申しますれば従来と同じような仕事をやっていくんだという心構えで仕事に従事することは当然でございますし、新会社発足後におきましても、人事管理上問題が出る、塩の担当職員にだけ守秘義務等が課せられるということが人事管理上非常に問題になるというふうなことはならないのではないかというふうに私は考えております。

○水田委員 ずっと変わらないということなら問題はないかというお伺いをしたわけですが、たばこの専売事業と塩の専売事業はいわば異質の仕事でございますが、その中におきましても、専売公社の職員では人事の交流といいますか異質性が一層強まることにはなるかと存じますけれども、人事管理の面では従来と同じように運営してまいりてきであり、またそれが可能ではないかというふうに考えております。

○水田委員 それから、塩の問題について、この法律に基づいていわゆるたばこ産業株式会社の処分等について不服のある場合、大蔵大臣に審査請求の道を新たに開いた、この趣旨は一体何でしょうか。

○小野(博)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、営利を目的とする会社に行行政行為に伴う塩専売事業を実施させるため、その公共性、公正性を担保するための措置を講ずることとしておるわけでございますけれども、この審査請求もその一環として設けられたものでございまして、会社の処分として不服がある者は大蔵大臣に審査請求ができることとすることにより、事後的な救済の道を開く、このことによりまして私人の権利保護について万全を期するというのがこの規定の趣旨でございます。

○水田委員 それから、先ほどもちよつと答弁がありましたが、この会社の代表取締役のうちから会社の推薦で塩専売事業の責任者を指名するということになつておるわけですが、この塩専売責任者の性格と役割というのは一体何であるか、またこの取締役会、株主総会との関係はどうなるのか。例えば代表取締役になれば、これはたばこ産業株式会社の代表ですから、当然たばこの方にも責任。それは塩に全く責任のない代表取締役というふうなこと。だから、塩の問題については法律に規定がありませんから言わぬでもない。そういうのが実際運営上いかにいくのだからどうかと

いう心配も含めて御答弁いただきたいと思うので

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

塩事業責任者は、その塩専売事業を会社法に実施させるに当たりまして、いわばその総括的な責任者と申しますか、その塩事業を総括するという意味で、会社の代表取締役のうち塩専売法により特別の役割を付加されている。まあ役務と申しますか、権限と申しますか、そういうものを付加されているわけでございますが、その内容といたしましては、第一に塩専売事業の実施に關してその業務を総括すること、第二に塩専売法で規定する会社の行政行為、つまり会社の処分に係る事項その他大蔵省令で定めることについて決定をすること、塩専売事業運営委員会の委員の一員といたしまして、塩専売事業の運営に係る特定の基本事項の議決に参画すること、これが法律によって付加されている役務あるいは権限でございます。

この塩事業責任者の決定に係る事項につきましては、塩事業責任者を設けた趣旨からいたしまして、取締役会の権限を制限することとしていたわけでございますし、また、これらの塩事業責任者の決定権と株主総会の議決事項では必ずしも重複する部分はないと申しますので、特段の問題はないかと思っております。

そういうことでございますので、塩専売事業という観点からいたしますと、取締役会等の制約を離れて、いわば大蔵大臣に直結すると申しますか、塩事業責任者の全責任において専売事業は運営されているということでございますので、特段の問題はないかというふうに考えております。

○水田委員 塩だけに限って言えばそうかもしれませんが、例えば共通経費等がありますね。そういう問題は当然取締役会で全体的な問題として議論する。意見が合えばいいですけども、合わない場合というのもあると思うのです。これは全体の事業本部というようなことなら、全体の中でコントロールもするわけですね。全然別ですから、会社の中に別の会社があるような形になるの

ですが、そういう点は心配はないのですか。

○小野(博)政府委員 ただいま御質問ございましたたばこ事業と塩事業の区分経理の問題でございますけれども、共通経費の配分基準等につきましては、は、共通経費として発生するものとしては、両部門を有する本社とか支部局とか支所における管理部門に従事する役員員の給与あるいは管理部門に係る一般経費、例えば旅費、交通費であるとか、あるいは共通資産に係る経費、光熱水道料とか、そういうものがございまして、既に現在の公社の中におきましても、たばこ事業と塩事業については区分経理が行われているわけでございますけれども、今後この配分する基準をどうするかについては現在検討中でございます。例えばたばこ塩の直接人員比であるとか、あるいは売上高比等が考えられますので、区分経理を実施している他法人と同様、適正な配分基準を決定することは可能であろうかと思っております。

○水田委員 同じようなことで、この塩専売事業を運営するために運営委員会を設置するわけですね。これはいわば株主総会にかかわるような権限を持つようにも読めるわけですね。ですから、この性格と役割、それから同じようにやはり取締役会、株主総会との関係ですね。この運営委員会を通じてしまえばもはや株主総会とは関係ない、取締役会も関係ないというふうなこともとれるわけですが、その点はいかがなものでしょうか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。塩専売事業運営委員会につきましては、会社に塩専売事業を実施させるに当たりまして、公共性、公益性を担保するという観点から、会社の取締役会にかかりまして塩専売事業の運営に関する重要事項を決定する機関として設けるものでございます。

この議決事項といたしましては、会社の事業計画、予算及び資金計画、第二に弁済期限が一年を超える長期の資金の借入れ、第三に重要財産の譲渡及び担保への提供、第四に業務方法書、これらについて運営委員会が議決することにしてお

ります。したがって、塩専売事業運営委員会の議決事項につきましては、会社の株主総会及び取締役会は議決権を有しないということにしておるわけでございます。

○水田委員 そうすると、例えば共通経費その他、今言われた以外の問題が会社運営ではあると思うのです。そういうものがやはり取締役会にあるいは株主総会にかかわるわけですか。一切もう別の会社のように、この運営委員会にかければ、塩専売事業に関する限りはとにかく、たばこ産業株式会社が取締役会あるいは株主総会には全くかけないというふうなことで、今説明されたものの以外のもので会社運営の中に全くないとは考えられぬわけですが、その点はいかがなものでしょうか。

○長岡説明員 あくまでたばこ事業と塩の専売を、事業を区分して運営していかねばならぬわけでございますけれども、共通の問題もあり得るわけで、そういう問題につきましてはやはり取締役会その他にかかるといふふうに理解いたしております。

○水田委員 そこで、先ほど御答弁ありましたけれども、たばこ塩と、本社なり出先等で共通経費等の配分、話をするわけですが、実際適正にそれが設定できるのだからどうかというのか、そういうことが心配なわけです。それが一つ、それからもう一つは、塩専売価格安定準備金というものを置くわけですが、この性質と、これはどういう場合に使われるのか、機能というのはいったいどうなるのかという二点についてお答えいただきたいと思ひます。

(委員長退席、中西(啓)委員長代理着席)

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。たばこ事業と塩事業との区分経理につきましては、先生御案内のように、両方の事業はそれぞれ性格を異にするものでございまして、これが混交する場合には塩専売事業の公益性、公共性に影響を与えるということから行われるわけでございます。配分基準としてはいろいろなものがあるわけですが、先ほど申し上げまし

たように、この点に遺漏のないように、公社とも今後十分詰めるが省令で定めることといたしたいと思っております。

それから、塩専売価格安定準備金の性質でございますけれども、塩専売事業は大正八年以来公益専売という性格に変わったわけでございますが、現在におきましては中期的な収支均衡というのを旨として運営しているわけでございます。このため、塩専売価格安定準備金を設けまして、利益が出たときには準備金に積み立てる、逆に損失を生じたときにはこれを取り崩して充当する、こういう仕組みにすることによりまして、単年度の収支が直ちに塩の価格に影響することのないように、中期的な収支均衡を図りながら価格の安定を図っていくという仕組みとして、この塩専売価格安定準備金というものを考えておるわけでございます。

○水田委員 いよいよ会社がございまして、当然公社から新しい株式会社へ財産を移すということになるのだと思ひます。その中で、塩専売事業にかかわるものとして会社に対して拠出する財産の内容と形態、あるいは冒頭総裁からお答えいただきましたように、今までの塩の積み立てがどういう形か知りませんが、例えば赤じやない、黒であるわけですね。今までは全体のものですけれども、今度は区分するとすれば、塩として今までは積み立てたものというのも含めて、財産というのはどういうふうに移されるのかということをお伺いしたいと思ひます。

○長岡説明員 公社がこの会社に対して、いわゆる塩の専売事業にかかわるものとして拠出をいたします財産でございますが、これは公社の解散の際に、現に公社が持っております財産のうちで塩の専売事業にかかわる資産と負債になるわけでございます。具体的に申し上げますならば、資産は当座資産、これは預金、現金とか売掛金、それから棚卸資産そのものは塩になるかと思ひます。それから固定資産は塩事業専用の土地、倉庫等。それから負債は流動負債としての未払い金あ

るいは固定負債として退職給与引当金等が内容にならうかと思ひます。現在、公社制度のもとにおきましても、やはりたばこの事業と塩事業は区分的に経理もいたしておることになりますから、このような財産の区分も可能であらうというふうを考えております。

○水田委員　そこで、今までもやっておられたのですが、これからの新しい塩事業の勘定で、退職給与引当金は同じように今後設けていかれるのかどうか、この点を伺いたいと思ひます。

○友成説明員　先生御承知のとおり、公社の会計制度は議決予算制度ということで単年度主義でございまして、当年度の費用については毎年毎年支出権が公社に与えられるというふうなことがございまして、これまで公社の中においては退職給与引当金というものを計上する必要はなかったわけですが、今度新しい商法なり企業会計原則が適用される会社が変わりますので、当然のことながら従業員の過去の勤務といふべきか、それに対して会社が負担すべき退職給与に関する債務といふものは、いわゆる財務の安全性といふべきか、そういったような面から計上すべきものというふうな考えでおります。したがって、新会社になりましたときに、塩専売事業に従事する職員に関する退職給与引当金というものは計上したいというふうな考えでおります。

○水田委員　今後の問題はわかりましたけれども、今までは公務員と同じように必要ないから積んでなかった。そうすると、過去のずっと長い歴史があるわけですから、それに対する退職給与引当金は、公社から会社へ引き継ぐときに引当金に見合うものを引き継ぐ、こういうことになるわけですね。

○友成説明員　現在、塩事業の方の資産の中から、新しく全額移るときに、退職給与引当金を生み出して計上する、こういうことで、先生のおっしゃるとおりにならうと思ひます。

○水田委員　そこで、これからの塩というのは、専売公社で塩をつくっておるわけじゃないのです

が、七社で四十六年以降塩をつくってきたわけですが、かつてはもう一万人を超す塩業労働者がおつたわけですが、いわゆる流下式に変わって、それとてにかく半分以上職を失つていく。そして四十七年以降は、直接の塩業といふべきか、七社に雇用される者は千人くらいになつてしまつた。まさに雇用という点から見れば、この転換というのは大変大きな変動を来したわけですね。これは、場所が割にへんびなところにありますし、その地域では兼業農家の人も大変多いわけで、なかなか移ることができないというふうな人も多いのです。そういう中で、いろいろ表に出ない話ですが、今までの数字を合算してみると、一体公社は七社体制をどうするんだらうか、そういう心配があるわけですね。この塩の製造の現在の七社体制を今後どういうぐあいにしていこうとお考えになつておるのか、お伺いしたいと思ひます。

○長岡説明員　我が国の塩業政策の基本方向は、塩業審議会が一貫して明らかにしてきておりますように、我が国の塩産業が、国際競争の中にあつて自力で存立発展できる近代産業に成長するように、促進を図ることになります。製塩業界におきましては、国際価格水準の早期実現を目指しまして、国内製塩コストの引き下げを可能とする合理化施策を一層推進いたしますとともに、国際競争に伍していけるだけの強い経営体質の企業となることが要請されているわけでございます。このために、今後の製塩業界の合理化の実施に当たりましては、我が国製塩業界の将来の発展を図る見地から、企業同士の間の協業なども含めた業界の体制整備を進めることが必要であると考えております。

現在、製塩各企業は、国内塩価格の国際価格水準への接近を図りますために、合理化計画を策定して鋭意推進中でありまして、特にその中心となつて燃料転換計画の実施につきましては、各企業ともこの一、二年間に集中しており、その成果が期待されておるところでございます。したがって、今後の体制整備を含めた生産政策のあり

り方につきましては、その推移を見きわめつつ検討を進めていきたいと考えております。

御質問の趣旨で、一体七社体制がどうなるのか、具体的に何社でなければいけないという考えがあるのかという点につきましては、先ほど申し上げました合理化の方針の中に、新しい能力のいい膜にかえていくこと、あるいは燃料転換を図つていくこと以外に、製塩業にはある程度規模の利益がございまして、その規模の利益から考えてまいりますと、七社全体がその方向で完全に合理化を進めていった場合に、過剰生産の状態になりはしないかというのを私も憂慮しておるわけでございますけれども、それは専ら、ただいま御説明申し上げました、今後の体制整備がどのように推移していくかという点を見きわめながら考えてまいりたいというふうに存じております。

○水田委員　後でその点も、二つほど質問してから重ねて質問したいと思ひますが、今度の制度で塩の全量収納制を廃止して買入れ数量割り当てにすればいいですね。これは一体なぜなのか。また、新しいたばこ産業株式会社が買入れ数量を決定することになつてゐるが、これは各社に対してどういう基準で割り当てるのか。もう一つは、数量について、生産者があるわけですが、これは一方的にばつとやられたんでは大変困るわけですが、生産者の意向は数量決定に当たつてどういうぐあいに反映されるのか。その三点をお伺いしたいと思ひます。

○友成説明員　第一点の問題でございますが、数量割り当て買入れの問題でございます。

先生御承知のとおり、塩田製塩のときには生産量といふのはほとんど気象条件に左右されるというところがございます。ある年は非常に天気が続いたとか、ある年は非常に天気が悪かつた、そういったようなことが生産数量に直接結びついてくる。そこで、経営しておられる塩業者の収入は、挙げて天気に支配されるというようなことがございまして、とにかくできたものは全量買いますと

いうことでやってきたわけでございますけれども、いわゆる装置産業としてのイオン交換膜という方式でございましてどうしても、例えばちよつと流す電力を余計流すといったような操作、あるいは稼働時間というふうなものをちよつと延ばすとか、あるいは膜の技術がちよつと改良されたといつてそれを導入するといったような、ほんのちよつとした経営者の判断で、同じ設備でも生産量がどんどんふえていくというようなことがございまして、どうしても設備で規制したのでは需給の安定が保てないと思ひますが、すぐ過剰在庫になつてしまふ。こういったようなことがございまして、塩田製塩から現行のイオン交換膜に切りかわる段階で、いわゆる割り当てした数量を全量買いますというふうなことで、近代化整備法でその措置が講ぜられたわけでございます。現行は塩業近代化整備法とそれから塩専売法と両方でもって割り当て数量を買入れ入るというのをやっております。今回、法の改正に伴ひまして、この両方の法律が二本である必要はないものですから、これを一本化したいというので、全量収納を割り当て数量を買入れ入る、こういう制度に切りかわつたというところでございまして。

それから第二点の、各社に割り当てるのはどうしているんだというところでございまして、私どもの方は、例えば本年度需要が幾らであるかという試算をいたしまして、その中から塩全体がどれくらい必要だ、需要がある、その中から、これは輸入塩でカバーする部分、これは再製したものでカバーする部分といったようなものを差引しまして、国内製塩で充てる部分をまずは引き出して、これを七社に割り当てるというやり方をやっております。

七社の割り当てに当たりましては、とにかく七社が公平にいくようにということで、公平を旨として割り当てているわけでございますが、実行に当たりましては、七社が現在工業会をつくつております。その工業会と公社が話し合ひまして、そ

れて、こしはこういう形で割り当てていきましよう。需要というのはそんな大きな変動はございませんけれども、やはり夏の農作物が非常によかつたとか、あるいは春の海藻類ですか、そういうもののとれがよかつたとか、そういうたようなことによつて若干季節的な変動がございます。あるいは全体としての、当初見込んでおつたよりかなり違ひといひますか、割り当てにはちよつと影響があるかなといひたような需要の変動がございますので、現在最初の一年分を大体見通しを与えまして、そしてあと四半期ごとにそういう工業会と話をしまして各社別の割り当て数量を決めている、こういう実態にございます。

○水田委員 ところで、既に触れましたけれども、六十一年粉砕塩でトン一万七千円ということですが、これは今まで公社としてやつてこられた、今度会社になる、そういう中で今後の収納価格をどういうぐあいに持つていくのか、その基本的な考え方、念のためにもう一遍伺ひたいと思ひます。そこで後、いろいろ御質問させていただきます。

○友成説明員 先ほど一万七千円のときに若干御説明申し上げましたけれども、私どもの方、現在塩業審議会の答申を踏まえて、それで国内の塩産業の自立化ということに向かつて進めているわけでございまして、いわゆる生産者価格を、輸入した塩の価格に対抗できるといひますか、それをしついでいけるぐらゐのところまで極力持つていきたいといふことで、そちらの方にコストを接近させなければならぬだろう、こういうことで、そういう方向に現在各社の合理化努力を期待し、それに向かつての価格、そういう合理化を誘導していく価格といふことで価格を決めてまいつております。そういうことで、自立に向かつてのいわゆる価格政策でございまして、現在行つていふ方向といひますか、それは引き続き今後ともそういう方向で進めてまいりたいといふふうに考えております。

○水田委員 トン一万七千円というのは、それで

国際価格と見る見方ができるのかどうか、私疑問に思つてゐます。それは何か今の二万一千二百円ですか、今度千三百円下げたわけですが、そうやって一応とにかく下げる目安をつつた、それに数字を合わせるためにやつたので、実際に根拠があるかと言つたら語弊があるのですが、どうもその根拠は、むしろこの数字へ持つていくために、輸入塩を粉砕して包装して、それに関税を足したといふ形で逆に計算を出したような気がして仕方がないのですが、それに持つていけば日本の塩業が自立できるというふうな、そういうつじつま合わせの感じがして仕方がない。これはちよつとひがんだ見方かもしれませんが、その点一万七千円といふのは、そういう点では公社としては自信を持つて設定されたといふのか、ちよつとその点お伺ひしたいと思ひます。

○友成説明員 先生おっしゃるとおり、ことしの六月十四日の塩の収納価格審議会におきまして、千三百円引き下げるといふことで本年度の価格決定をしたわけでございまして、先ほど申し上げましたように、価格を決めるに当たりましては、国内の塩産業が自立していく、特に製塩業がコスト的に輸入塩に対抗し得るところまで合理化を進めながら引き下げていくといふことで進めてまいつていけるわけでございまして、一万七千円といふのは先ほど申し上げましたように、先生がおっしゃるような輸入塩と本当に競争できるにはまだまだ時間がかかるだろう、しかし何年先かといふことで価格政策といふのは進められませんか、当面五カ年先を見通してといふのが一万七千円でございます、一万七千円の内訳が今先生もおっしゃられましたように、輸入塩のコストに税相当二〇%といふ、いわゆる産業保護みたいな関税といふものを想定いたしまして、それに先ほど申し上げましたように輸入原塩では食用になりませんので、少なくとも粉砕せざるを得ないだろうといふことで、粉砕塩コストといふものをオンしまして、そこまで価格をとりあえず五年後には持つていったらどうか。

この、持つていったらどうかといふのは、単に机上の計算ではございませんで、五十七年度に、これから五年なり十年先に向かつて各企業がどういふ努力をしていくかといふ試算といひますか、それをやつたわけでございまして。そのとき、そういう急速にコストが下がるであらうという柱は、いわゆるイオン交換膜の性能が飛躍的にアップしたといふ技術開発が一つあつたこと、当時第二次オイルショック後のオイルの値段が非常に高かつた。したがつて、どうしても燃料転換をやつた方がよいのではないか。オイルから石炭への燃料転換といふものを図つたらどうか。そういう合理化をやりますと、六十一年度には一万七千円までいけるといふ一つの線が出まして、そういうことで七社がそういう考えられる合理化努力をすれば当然達成可能な価格といふのが一万七千円であつたわけでございまして。

だからといひて、私どもの方も、もうそういう線が出たから、あとは算術計算的にこういうふうな毎年毎年下げていくといふことではございません。毎年価格を塩業審議会にお諮りいたしまして、そして製塩業の実態としてはこういうことになつておりますといふようなことも十分御審議いただきまして、その上で到達可能、実行可能な金額といふことで、審議会の中で御答申を得て私どもの方は決めてまいつていける。こういうことでございまして、決して先生が御心配なさるような、非常にむづかくな引き下げではないかといふことではなくて、やはり実態に沿つた価格の決定、しかも合理化を誘導する価格といふふうに私どもの方は見ていけるわけでございまして。

○水田委員 この点は専売公社はどういうぐあいに見られてゐるのか、この際聞いておきたいのですが、日本国内で塩をつくれば、外国のいわゆる岩塩なりあるいは天日製塩に比べて非常に高い。それはけだが違ふほど高いわけですね。実際消費者へ渡す場合には、アメリカやヨーロッパに比べて安いわけですね。その原因といひますか、専売公社としてはどういふところにあると見られてい

ますか。日本の塩は高いといふ前提で今合理化、合理化ですね。しかし、消費者が食用塩として食べる塩といふのは、日本では外国よりは非常に安く手に入つておるのです。その仕組みは外国と日本とはどういふところに違ひがあるのか、どういふぐあひに見ておられますか。

○友成説明員 端的に申し上げますと、いわゆる公益専売といふことで、一切の段階ごとのマージンといふものがございません。元売さん、小売さんを通じるその部分についてのマージンは当然あるわけでございまして、ほかの物資のように一次、二次、三次、四次といつたようないろいろな経路を通つていくコストといふのが、専売といふことで非常に安くなつていけることが一つと、それからいま一言言えますことは、いわゆる一般家庭で買つ塩も業務用で大量に使う塩も、それから輸入してきて国内よりも安い塩、そういうものの全体として経理をいたしまして、塩事業専売会計といふことで中期的な安定を保たせるといふことで、それぞれの価格をセツトいたしてあります。

したがいまして、家庭で買われる塩は、そういうほかの面、例えば輸入塩の上にオンさせてある部分、あるいは業務用の方でもつと引き下げていい部分若干積んで、家庭用の塩とバランスをとるといふたような価格のあり方といひますか、それがほかの国と違ひまして全体としてバランスがとられ、かつ当然家庭で消費される塩と業務用とは値段が違ひますけれども、そのもとになつていふ内訳としては、そういう負担率が違ふといふたようなことで、諸外国に比べて日本の一般小売店で売られてゐる塩ははるかに安い、こういう結果になつてゐるといふことでございまして。

○水田委員 まさに公益専売制といふのが非常にうまく機能しておるといふぐあひに思つてゐますね。そこで、例えば今塩専売事業が、国内の塩産業の製塩コストが高いために、このままではまさに暴騰するといふような心配は全くないわけですか。一面いへば国際価格へといふことで、あの数

字を見ますと大体五十八年から三年間で四千二百円ぐらゐ、急激に下げなければならぬんです。これはコストでいえば二〇%なんです。塩がコストが高くて、いわゆる塩専売計が米のような逆ざやで政府財政を圧迫するということは全くない。

そこで、それを急激にやれば何が起るかというと、雇用不安というのが起るわけですね。見ておまして、何でそう短兵急に、緊急にとにかくそこまで持っていかなければならぬか。もちろん国際価格に近づけていく努力はしなければならぬ。そして今考えられておるのは、いわゆる機械化、ロボット化というのが非常に進んでいく。そういう中で雇用の問題というのは、これからの日本の産業の中で大変大事なことになるんではないかと。そういう点では、先ほども言いましたように、塩産業というのは、かつて一万人千人とおったのが今千人になるというように、雇用の場を喪失したわけですね。さらに価格設定の、公社との間のいろいろな話を聞きますと、どうも立ち行かなければ七つでは多いから手を上げると言わんばかりの、何かそういう雰囲気。言葉で言うたというんじやないですよ。そういう感じもするわけですね。それは、そこに働いておる人にとっては大変なことなんです。

それから、先ほども言いましたように、塩産業というのはまさに中小零細企業なんです。三年間で二〇%というといわゆるLSIは別です。あれは生産量がばつと上がってコストが下がります。これは大企業ですから、相当な設備投資をやってもやれるわけですね。しかし、塩産業というのはそうはやれぬですね。例えば専売公社が言う重油を石炭に転化しろといつても、石炭のボーラーにかえていくことによつて二十億圓ぐらゐの金がかかるでしょうね。その金利を考えると、コストは下がるにしても、その金利負担というのは相当ふえてくる。あるいはコストを下げるために膜を全部やりかえようと思えば、これまた何億か何十億かの金がかかる。それを全部自己資金じゃなし

に、借金で賄つていかなければならぬという形で一万七千円に近づけていく。

それをやると、先ほど総裁からお話がありましたスケールメリットというのは、本来言えば、まさに今までの塩産業が置かれた環境で、合理化で一番つらいところはスケールメリットを求めることができなかった。量が限定された中でコストを下げる努力をし、しるというのは、例えばエネルギー効率の問題、あるいはいわゆる生産設備の改良、膜の改良、あるいは人件費を抑えるか、人を減らすか、それは同じ固定費で量がふえれば、固定費の負担が半分になるということができなかった。そういう仕組みを背負つて今日までやってきた。それで三年間で二〇%のコストダウンをやれというのは、中小企業に対しては実に酷なあれだと思うのですよ。

努力をしなくていいという意味じゃなくて、そういう点ではやはりそれだけの合理化で、ボーラーの転換なり膜の更新なりをやるということはおるんだ。そういうことを見て、やつて、なおかつだんだん下がって、コストが引き合わなならおまえのところやめろと言われたんでは、投資をする意欲もわいてこぬわけですね。そういうことにならぬように、中小企業ですから、国際価格に持つていくというにしても、対応できる時間的な余裕、あそこ働いておる人も企業と一緒に努力をして生き残つていけるという希望が持てるような時間的なものは十分考えなきゃならぬ。ことし三百円にされたというの、千三百円でも本当は大変だと思ふんです。そういう点では専売公社もそれなりの御配慮をしようとは思ふんですが、基本的には、総裁、今言うように大変な設備投資をして中小企業がやつておる、努力をしておる。それに対してそれを、やつたかいたがったという形になるように、時間的な点については余裕等は若干見る必要があるんじやないか。基本的にはそういう気持ちで、国際価格に近づけるというの

は、公社あるいは新しい会社になつてもそういう対応をせびしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○友成説明員 先生おっしゃれますように、製塩各社は本心に熱心に合理化努力を重ねているというのが私の実感でございます。本心に製塩七社は大変な合理化をやりましてコストの引き下げを図つておるわけでございます。おっしゃられたように、イオン交換膜の新しい膜への切りかえ、これもやはり十何億とかかります。あるいは重油から石炭への燃料転換、二十数億かかります。そういったような、資本投下に対する金利なりといったような負担も、確かにございまして、そういふ重い負担を背負うわけでございまして、そういうものも含めまして、なおいわゆる製塩コストというものはかなりの勢いで下がつてきています。それに従つて取納価格も、そういう実態を見ながら、実行可能でありかつ合理化誘導に結びつくといったような観点から、価格審議会にお諮りして決めてきておる実態ということがございます。

先生おっしゃるとおり、時間的な余裕を持ちながらということでございますが、こういつたようないわゆる合理化を可能にしたといひますか、基本的にはイオン交換膜の技術の開発が、単に使用電力量が少なくなつたためにコストが下がるというふうな問題以上に、イオン交換膜からとれる濃い海水の濃度が上がった、こういうふうなもの、今までは発想できなかったような新しいものが浮かび上がつてきたために、あるいは新しい技術というものをフルに活用する、あるいは重油から石炭への転換を行うに当たつては、そこで発生する蒸気量の利用率とそれによる発電量とのバランスを非常に有効に使うといったような新しい技術の有効活用を図つていきたいと思います。どうしてもコストが下がらなかつた、逆に下げれば下がるほどスケールが大きくなる、こういう相関関係がちよつとあるものですから、合理化すればどうしても一社当たりの生産数量がふえていってしまふ。

その一社当たりの生産数量をふやすまいとする、今言つたような合理化で、せつかくできた新しい技術というものが活用できない。こういう関係にあるものだから、やはり経営者が最大限の技術の有効活用を図つてコストを下げようとする、どうしても一工場当たりの規模が大きくなる。と、おっしゃるとおり、塩の需要というのは、コストが下がったからふえるという関係にございませぬものですから、どうしても工場が余るではないか、こういうことになってくる。そこが先生大変御心配なところで、御指摘の点でございまして、私どもの方も、やはりそこが一番問題、そこをどういふふうなプロセスを踏みながらやつていくかというのが一番問題なところではないかというふうな認識しております。そういうことで、そこをどういふふうな今後図っていくかということにつきましては、業界とも十分話し合ひながら進めてまいりたいというふうな考えております。

○水田委員 一番大事なところは、やはりそれは言ひにくいと思うのですが、塩というのは、生産をふやして、牛乳や肉のようにもつと食べると言ふわけにはいかぬものです。これはむしろ、今は減塩時代ですから、食用については減る可能性の方が強いわけですね。ざぱり言つて、今の十八万トンよりは三十万トン、同じ固定費をかければ、それは半分近くに固定費は減るわけですね。コストはぐつと下がります。何もなくても下がらなかつたか。今まではそういう条件を与えてなかつたから、そういう点ではみんな苦労してきたわけですね。そういう計算をすれば、三十万トンにすれば、五つあれば結構足りるじやないかという話になるわけですね。会社がたくさん工場を持つておつて、生産をここで集中的にやるからこつておつて、これも困るけれども、まあ移動はできる。しかし、今の七社というのはそれぞれ長い歴史を持つてきてきた。それぞれ土着の企業として来ている。もちろん、今、膜の関係で化学会社が資本を出していますけれども、もともと資本とい

うのは土着なのですね。そういう点では、一つでもつおれる、おまえのところやめると言うのは、その地域に大変な雇用不安も起こすわけです。簡単に合併なんてできつこないわけですね。

そういう点から、審議会の答申にあるように、膜の開発がそこまで行ったというのは、私が先ほども言いましたように、苛性ソーダであれだけいたのですから、これは答申を出すだけ、専売公社は金を出さぬ、塩業の会社を通じて膜を開発する会社はとにかくコストを下げなければいかぬから、おまえのところ、一生懸命研究しろ、自分のところの自前の研究費でやれ、これはちよつと酷だと思ふのですよ。ですから、私は、いわゆるスケールメリットを求めるなら、やはりソーダ工業に使える——一遍に国際価格で使えるまでにはなかなかならぬでしょうけれども、いわゆる国内の食用塩というだけではなくて、工業塩を一部含めて、スケールメリットで全体の塩の消費八百萬トンなら八百萬トンの中における国内塩、そしてそれが工業塩と少しはダブって使えるかどうか、食塩だけじゃなくて、そういうこと等も考えながらいわゆるスケールメリットの問題を考える、そういうこともぜひ考えてもらいたい。

これは答申もそういう答申をしておるわけですし、それから何年前ですか、四十六年の答申では、あれは専売公社の方ですね、答弁されたのは。それは、五年先は洋々たるものです、工業塩は膜でいけます、こう言っておるわけです。ここに記録があるのです。そういう自信を持ったのがなぜできてないか。十三年たつてきぬというのは金を出さぬからですよ。通産省というのはそういう点では、産業構造、いろいろやるわけですね。大蔵省は金を取る方が多いのですかな、それと予算をつくるのでしようが、割に抑える方ですね。ですから、数少ない大蔵省管下のものなら、そういう点では、国際社会で立ち行きの塩産業という点で、膜の開発についてはぜひ金を出さうということも含めて、それから今申し上げました、少しは工業用も含めたいいわゆるスケールメリットを

考える、そういうことも含めて国際価格に近づける、そういう総合的な立場で考えることをぜひしていただきたいのですが、公社と大蔵省と、両方からお答えいただきたいと思うのです。

○友成説明員 国内塩の利用についてソーダ工業の方にもラップするぐらいというお話でございませうけれども、ソーダ工業用で使っております輸入塩のコストと国内でつくられるコストとはやはり相当の開きがございまして、直ちにそちらの方にラップしてというのはちよつと無理かと思ひます。

ただ、現在、一番最初に総裁が需給のところでも若干触れましたけれども、いわゆる一般用の中で、例えばしょうゆ業界が使っている、原塩をそのまま溶かしておいた輸入塩分野ですね、これを国内塩で若干カバーしていく、あるいはその他の窯業とかあるいは一般工業用に今までは輸入塩が使われておったけれども、それを国内の特例塩でもってカバーするといったようなことで、ソーダ工業用としてはちよつと価格の開きがあり過ぎるけれども、一般用塩の中で輸入塩が使われておった分野の中から国内塩が徐々にシェアを高めていっている。こういうことでございまして、先生の御指摘のように、ソーダ工業までやれというのとはちよつと無理かと思ひますが、できるだけ輸入塩のシェアを国内塩でもってカバーしていくという方向で今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま公社から御説明ございましたように、公社、業界一体となつて自立化に向けて鋭意努力をされておるところでございますので、私どもとしてはその成り行きを深い関心を持って見守つてまいりたいと思つております。

○中西(啓)委員長代理 午後一時より再開することとし、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時五十分開議

○瓦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。水田稔君。

○水田委員 午前の質問に対する答弁で、私はぜひこの点は公社に考えていただきたいのは、塩とこののは使う場合に固形で使う、また固産で塩をつくる時に一番金がかかるのは、いわゆる煎熱に使うエネルギーなんですね。苛性ソーダというのは固形で使われないわけなんです。液状で使う。だから、一たん固形にしてまた液状にするというのを考えないで、固産の塩をソーダに使う場合には煮詰めるという作業を抜いていいわけなんです。そのままで使いたくせんから、その固形のものがある程度かん水の中へ入れて飽和水の状態で使うということなんです、そういう使い方を考えれば、これは国際価格という考え方の中で燃料費が大分違つてきますから、そういう点では変わってくるだろうと思ふんですね。そういう発想をしない限り、審議会の答申にあるような、膜の開発によつてソーダ工業塩までいけるといふのは、あれは作文に過ぎぬということになるわけなんです。あの発想は、当然そこでは液状で使うものは液状で使つていけるのだという考え方がないと、とてもじゃないが岩塩とか、あるいは天日でできる製塩に太刀打ちできるわけがないと思ふんですね。ですから、国内のその他の塩の分野に固産塩を使つていく、それは大事なことです、ぜひそうしてほしいのですが、工業塩という場合には物の考え方、発想をそういうぐあいに変えていただきたい。それが一つ。

それから、大蔵省の御答弁は非常に優等生的な答弁なんです、私が申し上げたように、これが例えば中小企業庁の関係だったら、この問題だったら恐らく膜の開発についてある程度の援助をしただらうと思ふんですね。大蔵省所管であることではなかつたかと思うのです。全く援助なしでおまえらの努力でやれ、あるいは膜を供給する会社の自前ですとやれということになっておる。ですから、これは大蔵省から直に金は簡単には出せぬでしよ

うが、塩の価格を決めるとき等には、若干時間がかかつて、膜の開発についての、あるいはその技術改良についての研究開発費が企業としても持っているような、あるいは直接持てないのなら、新しい会社でも開発の研究なり資金的な面倒を見るとか、そういう考え方をぜひ持つていただきたいと思うのです。これは公社だけの御答弁で結構です。

○友成説明員 先生おっしゃられますように、ソーダ工業は原塩を溶かしまして、それを電気分解することによつて苛性ソーダ等をつくつております。したがって、ソーダ工業としては塩という結晶である必要はないわけにございまして、先生おっしゃられるとおり、イオン交換膜で出たかん水をそのままソーダ工業へ使うという道があるわけにございまして、膜メーカーの方もそういうことで現在研究を進めてまいつております。

ただ問題は、海水に含まれておりますNaとClだけだつたらいいのですけれども、カリウム、カルシウム等がございまして、これが同じ陽イオンというところで同じように膜を通過していくということがございまして、どうしてもカルシウム、カリウムの除去がなかなか難しい。それさえなければ、今の膜によるかん水のコストでもって十分輸入塩に対抗できるわけにございましてけれども、何分にもそのカルシウム、カリウムという夾雑物がどうしても苛性ソーダの品質を悪くする。かん水から塩に結晶する段階のときにそのカルシウム、カリウムというものが分離されるということで、どうしても一たん塩になつたものから溶かしてソーダ工業に使う。現在のところはそれしかないというところでもございませうけれども、先生おっしゃるところの、そういうカルシウム、カリウムを何とか除去できないかということで研究が進められていくという現状にございまして。実験室的にはその分離が可能だという報告も聞いておりますけれども、ただそれは工業化した段階ではべらぼうなコストがかかつて、一たん塩にしたものを溶かした方が今の段階では安いということで、まだ工業化

の段階には至っていないというのが技術開発の現状
のようでございます。

いま一つ、そういう膜メーカーに対する技術開
発のための援助を何とかできないかというお話で
ございます。私どもの方も何とかそういう道がな
いかということも研究はいたしておりますけれども
も、何分にも先ほど申し上げました三社の競争的
な条件の中での開発が進められております。した
がつて、技術開発をお互い三社が大変極秘に進め
ながら、それをそれぞれ特許化してやっていて
いるという状況なものですから、その三社が力を
合わせて開発に進むという体制であれば私の方も
やりやすいでございますが、三社がそういう意
味での競争関係にあるということがございまし
て、その辺を公社としてどういうふうに持ってい
けばいいの、そういう問題がございまして、な
かなかいい知恵が現在浮かんでいないという段階
でございます。基本的にはそういうイオン交換膜
の技術の開発が製塩コストを引き下げるといふこ
とに直結したものですから、そういう意味で私
どもの方も大変な関心を持っておりまして、そう
いう方向で道があれば何とか講じたいという気持
ちでございます。

○水田委員 今の問題はもうそれだけで時間をと
りますから、そういう点では技術開発について新
しい会社も役割を果たしていくということとぜひ
お願いしたいということを申し上げておきたいと
思います。

そこで、これからの価格の決定ですが、収納価
格は塩収納価格審議会に諮る、こうなっておるわ
けですね。今までもそういうのがあったわけだ
が、今までは専売公社が諮問するという形になっ
ておったわけですね。今後はそれが会社ですか
ら、どういふぐあいになつていくのか、お答え
いただきたいと思います。

○長岡説明員 御指摘のとおり、現在の塩の収納
価格は、公社総裁の諮問機関でございます塩収納
価格審議会に諮りまして、その答申を得て決定し
てまいったところでございます。制度の改正後

は、会社の恣意性を排除して公共性を担保するた
めに、買入れ価格につきましては大蔵大臣の認
可を受けることとされておりますけれども、塩買
い入れ価格が塩業政策を遂行する上で重要な基本
課題でありますとともに、生産者にとって経営の
基本にかかわるものでございますので、その適正
を期するため、塩収納価格審議会につきましては
名称を塩買入価格審議会と変更し、引き続き会社
の塩事業責任者の諮問機関として現行どおりの運
営を行ってまいりたいと考えております。

○水田委員 それから、塩の製造はこれまで許
可ということになっておったわけですが、今回の
改正では指定と変わるわけですね。これは五条でそ
うなるわけですが、実体としてどういふぐあいに
変わっていくのか、その点をひとつお答えをいた
だきたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。
現行法では、公社が塩の製造を許可するという
こととされておるわけでございますけれども、今
次改革によりまして公社が特殊会社に改組される
場合、塩の製造につきましては、専売法にござい
ますように、直接専売権の対象になつておるわけ
ではございません。塩の専売権というのは塩の収
納から始まるわけでございますが、そういう専売
権の直接の対象外でもある塩の製造につきまし
て、極めて権利制限的色彩の強い法律構成を維持
することについて疑義があるということから、会
社が供給責任を果たすに必要な塩を製造する者を
指定するという法律構成に改めたわけでございます
す。しかしながら、公社が指定する者以外の者が
自由に塩を製造することを認めることといたしま
すと、塩のユーザーが独自に塩を製造、使用す
るといふようなことが起こりまして、専売法益も守
れなくなるというふうなこともあるものでござい
ますので、指定を受けた者以外の塩の製造は引き
続き禁止することとしております。したがいまし
て、許可が指定に変更されても、実体上の変化は
特にならぬわけでございます。

○水田委員 さらに、今度の改正案では塩元売人
間の売買を新しく認める、こういうことになるわ
けですが、これは一体どういう理由でされるのか
ということをお伺いしたいと思います。

○友成説明員 現在、塩の専売制度下におきまし
ては、流通面につきましては公社が一次卸の機能
を果たし、元売人が二次卸の機能を果たして、元
売人から小売人、こういう流通の状況にございま
して、非常に簡明なルートを通じて消費者に渡る
という形をとっているわけでございますが、今後
塩産業が自立化していくということになります
と、先ほど来御説明申し上げておりますように、
製塩の方だけが外国塩、輸入塩に対抗できる、コ
ストを下げるというだけでは、塩産業が自立する
ということにはなりません。塩産業全体が自立す
るためには、流通業界の方におきまして、専売
制度という支えがなくても十分にやっております形
といたしまして企業に、どうしてもなつてもらわな
くてはならないわけでございますが、今申し上げ
ましたように、現在の流通は二次卸である元売と
いう形でございまして、どうしても公社が行つ
ていふ一次卸の機能を担う元売ができませんと、
そういう実体が生まれてこない、そういう企業に
なり得ないというところもございまして、塩業審議
会の提言におきまして、公社が現在持っている
いわゆる金融機能とか在庫機能、輸送機能、保管
機能といったようなものを逐次そういう企業の方
に譲りながら、一次卸の機能を十分果たせる元売
を育成すべきである、こういう御提言をいただい
ているわけでございますが、そういう形で元売の
中からそういう一次卸の機能のできる企業という
ものを育成する必要があるわけでございます。

そのためには、そういう新しく生まれます一次
卸の機能を持った元売さんと、現在二次卸として
機能を持っていた元売さんとの間のいわゆるゆる
消費といひますか、塩の売買というものが行われ
なくてはならない。現行専売法では公社から元売
さんというだけの規定でございまして、一次卸と
いうものが想定されていなかったために、一次卸
の元売と二次卸の元売との間の売買というものが

想定されておりませんでした。今回、専売法の改
正に当たりまして、そういう流通における自立と
いうものに向かつて企業の育成を図るという見地
から、一次卸の元売さんと二次卸の元売さんとの
間での塩の売買が可能になるようにその道を開い
たというのが、この元売人間売買の規定を挿入し
た理由でございます。

○水田委員 午前の質問に対する答弁で、諸外国
に比べて日本の塩はなぜ安く供給できるのか、そ
れは製造、流通の過程が非常に簡素である、そ
れ一つの理由だろう。今、日本でこれだけ経済が発
展した中で、いろいろな商品について見ると、ど
こに一番問題があるかという流通だ、こう言わ
れているんですね。例えば塩専売をやめてしまつ
ても、まだ専売制度が続く中でそういうふうな
わけの段階を経るわけですから、ただでやるとい
うわけにはいかぬわけですね。恐らくそこでは流通
経費というのは当然かかるだろうと思うのです
ね。そういう点で、今までの塩専売制度がうまく
機能してきた、安く供給できてきたという点で
は、一つは、今日の日本社会全体の中で流通の問題
が、例えば肉であるとか医薬品であるとか、一番
問題になつておるところを調べてみれば、非常に
複雑多岐にわたる、その中で製造原価に比べて二
倍とか三倍とかで売られることになつておるわけ
ですね。塩はそういう点がないから、今日安定し
た価格で供給できるわけですね。逆な方向に行くの
じゃないか、そういう感じがしますが、その点、
いかがですか。

○友成説明員 先生おっしゃられますように、複
雑な流通経路になりますと、その都度コストが高
くなるという理屈はよくわかるわけございま
す。現在、一次卸として公社が機能しておる機能
を、今回新しい一次卸の機能を持つ元売に渡して
いく。したがいまし、公社から一次卸に行つて
二次卸に行くという形ではなくて、公社が果たし
ている部分を肩がわりするという形で一次卸
を、私どもとしては想定いたしておるわけござ

昭和五十九年七月三日

います。現行の塩専売は、先生おっしゃられるとおり、非常に簡潔な流通ルートを通っているために、コストは一番安いのではないかとのことです。でございますけれども、確かにそういう面がございます。非常に簡潔なことでコストを最も安く流通させるということで、流通コストが最低で私ども運営しているつもりでございます。

逆にそのことで、いわゆる二次卸という現在の元売さんの企業が、配給機能というか、そういうものに望み切っちゃっている。要するに民間活力という一般に言われる問題一つ取り上げましても、元売さんは、これは民間でございますけれども、そういう専売制度という枠の中で活動をするということががちりいつているために、テリトリーが保障されるとかいろいろなことの弊害等もございまして、かえってそれがいわゆる民間活力によるいろいろな意味でのメリットを打ち消しているという問題もないわけではございません。

そういうようなことで、専売制度についての批判もあるわけでございますので、そういったようなデメリットを消しながら持つていくということ、現在公社が行っている一次卸機能を肩がわりするものをつくっていったらどうかということ、私どもとしては想定しているわけでございまして、一次卸、二次卸ということについての今後の問題、先生御指摘の問題等幾つかあろうかと私ども思っております。しかし、できるだけそういったようなデメリットになる部分は除去しながら、今後の流通再編に当たりましては検討してまいりたい、またそういうことで業界との間でも話を進めているということです。

○水田委員　今の風潮として、官がやればすべて非能率という考え方はいただけない。間違いだ。逆に言えば、民間でも非能率なものもあるわけでして、たばこ塩の専売に関しては、私はうまく機能してきたと思うのですね。そのために、この法律では第一条でいわゆる公益専売をうたった。そして附則の二条で、先の問題をどうするかということをうたつておる。その間に問題があるとこ

ろは直す。今言われることを聞けば、これは専売制をやめるのを段階的にここでやっていくのだ、そういう心づもりまであつてやつておるように聞こえるわけですね。

最後にまた大臣にもお伺いするわけですね。でも、専売制度のあり方を根本的にいろうということは、ここではもう既に流通の過程で今から手をつけるという考え方があつてやられるわけですか。途中のことはいいです、わかりました。その一番大事なところを……。今の答弁ではそういうぐあいに感じられる。基本に触れるのじゃないかという感じがするのですが、そこまでの論議はなかつたわけですか。

○友成説明員 現行塩専売制度におきましても、あるいはこの改正法案におきましても、公益専売ということで、価格の安定、需給の安定ということとを第一義の目的として運用いたしておりますし、今後ともそういうことで運用していくというごとでよろいかと思いますが、価格の安定、需給の安定という目的を今後とも維持しながら、その中で塩産業が自立していく方向に行くような産業の体制の再仕組みといえますか、そういうものをつくり上げていく必要があるのじゃないだろうか。

将来、塩専売制度を廃止する前提でというお話でございませうけれども、私どもの方は、専売制度の本来の目的が価格の安定、需給の安定というところで、それを維持しながら、しかも現行専売制度という産業を保護する手段がいいのか、あるいはほかにもいろいろな手段があるのか、そういうふうなことは今後ともいろいろ議論があらうかと思いますが、そういう議論がいかにあらうとも、今申し上げました塩の特性から見まして、公益専売といえますか、公益性を今後とも守っていく。そのためには、産業の仕組み自体がそれに耐えられる状態になくしてはならぬのではないだろうか。したがって、生産面におきまして輸入塩に対抗し得るコストまで引き下げていくという体質強化を図りながら、流通の方についてもそういう体質強化

化を図っておきたい、こういうことで進めておるわけでございます、今後ともそういうことで進めてまいりたいと思っております。

○水田委員 それじゃその点はそれ以上申し上げません。

そこで、塩の価格の問題ですが、会社が売り渡し価格を決めるのは、大蔵大臣の認可を受けて公告することになるわけです。この場合の売り渡し価格及び販売人が販売する上限価格は、一体今後どのようにして決めていくのか、その点をお伺いしたいと思います。

○友成説明員　現在公社から売り渡ししております売り渡し価格につきましては、まず中期的に塩事業会計が安定していくというような観点に立ちまして決定いたします。元売人が小売人に売り渡す価格を決める際には、公社からの売り渡し価格の上に、全国的に同じ消費者価格を守るという意味で、元売が公社から引き取る運賃、それから元売さんが小売人に売り渡す場合の配達運賃、これを全国的にブールいたしまして、いわゆる全国平均価格をセツトいたしておりますが、それを公社の売り渡し価格に足します。それから、元売人のマージンといえますか手数料をそれにつけ加える。

そのマージンといいますが手数料も、類似商品の
手数料等を検討して、それに見合う形のものを見
まして、元売り人の売り渡し価格を決めているわ
けでございます。それから小売人は、その元売人の
の価格にさらに小売人のマージンといいますが手
数料、これもまた類似商品の小売店における手
料等を参考にして決めさせていただいております
が、その手数料分を足しまして、これを小売人の
価格ということにしているわけでございます。

決定させていただく、こういう仕組みでございます。

○水田委員 わかりました。

それから、五十六年十二月二十四日の塩業審議会の答申の中に、塩の種類別のコストを反映した販売価格体系に一層近づけるべきである、こういう答申があるわけです。そうすると、今御答弁いただいたような価格の決定ですが、この塩業審議会の答申では、塩の種類別というのは全部違いますが、その点は今後どういうぐあいに変わってくるわけですか。

○友成説明員 塩専売につきましては公益専売といふことでもう長年やってまいつております。その中の大きな柱が価格の安定でございます。そういう観点から、昭和二十八年から昭和五十年まで約二十三年間にわたりまして価格を据え置いてきたわけでございます。そのときは、先ほど私御説明申し上げましたように、全体をプールして、もうとにかく同じ価格ということで、輸入塩の価格も、それから公社が売り渡しております並塩価格も、同じ価格を適用してきておりました。五十一年の価格改定に当たりまして、今先生おっしゃるような、ある程度コストに反映した方がいいたろ

うというようなことで、並塩価格との価格差を二
千円設けたわけでございます。それから五十六年
の五月にまた改定いたしましたわけでございますが、
そのときには価格差を七千円設けるといふような
形で、逐次こういうコストに反映したという形を
実現してまいっております。これが十分かといふ
ことになりましたと、まだ問題があらうかと思いま
す。今後ともそういうことで、コストに反映した
価格体系に少しずつ移行していくといふ形で進め
てまいりたいといふふうに考えております。

○水田委員 それから、二十条の四項に、「塩の需給の安定に悪影響を及ぼす場合又は流通秩序に混乱を生ずるおそれがある場合」、この場合には特例塩の販売を承認しないことができる、こういう規定があるわけですね。具体的にはどういう場合を言うのでしょうか。

それから、中には、私どもの方がいわゆる需給計画を立てる場合に、あの地域ではこういう漬物屋さん等が何軒あつて大体何万トンくらい買うということをも前提に需給計画を立てているところに、必ずしもそこに売り込むという成約がないにもかかわらず、メーカーがその分の特例塩をつくる、売る、こう言つてきてかへつて現地が混乱するというようなことが明らかな場合には、やはりそこところはきちつと抑えておかないと需給全体が混乱するんじゃないやなからうか、こういったような場合もございます。

あるいは、どういう理由かわかりませんけれども

それからまた、流通秩序に混乱を生ずるといふような場合の想定でございますけれども、これはめつたにといひますか、ちよつと考えられせんけれども、いわゆる公正取引に反するような場合でございます。いわゆる取引条件なり取引価格等で差別的な扱いをやつて、公取が問題を指摘するような場合に類するようなことがあつた場合に、公取がわざわざ言つてくる前に、公社として打つべき手は打つておく必要があるのじやなからうか。そういうようなことで、流通秩序に混乱を生ずるおそれがあるときというような場合は一つそういうことが想定されます。

それと同様な事情といえますか、不当に安い価格とか、あるいは景品をつけて売るとか、そういうようなことがあった場合には、やはり公社としては流通秩序を守るという意味から、それ相応の処置をせざるを得ないのじやないだろうか。こういうようなことが想定されるということで、こういう流通秩序に混乱を生ずるときには、特例塩に対してそういう特段の措置をするという手が打たれているというふうに私どもの方は解しております。

○水田委員　特例塩については、一応の専売の枠の中という考え方で今のような御答弁をいただきたい

○小野(博)政府委員　お答え申し上げます。
現在、塩の販売につきまして、専売権の対象として公社の指定した販売人以外には販売できないこととしてきているわけでございますけれども、ただ、これはただいま申し上げましたような塩の流通とか需給とか、そういったことを維持するといふ専売法益の侵害がなされない範囲におきましては、社会の実情を考慮いたしまして、販売の対象となる塩の種類とか用途等により、規制の方法に程度の差異を設けることを妨げるものではないといふふうに考えておるわけでございます。

社の売り渡した塩であるとか、あるいは販売特例
 特殊用塩につきましては、そもそのものとは公
 塩を原料として、二次的に再製加工をされてでき
 上がるものでございます。また、むしろ塩として
 よりも香辛料とか調味料の一種として一般に認
 識されておるわけでございますし、また、いろい
 るな種類のものがございまして、多種多様な消費
 者の要望もあるわけでございますから、こういった
 たたぐいのものにつきましては、むしろ民間の活
 力あるいは市場の選択にゆだねることの方がより
 適切であるというふうに考えられるわけでござい

ます。そういう意味で、特殊用塩の販売については、新しい法律のもとでは自由とするというふう
に考えているわけでございます。

○水田委員　今ソーダ工業用の原料塩については自己輸入制度という制度をとっているわけです。これは実際には自分でやるけれども、専売品ですから、公社に手続をしてやる、こういう形です。公社の方は手数料ですが、検査料ですか、トン三十円取っておる。公社の方は手間がかからぬで、判を押すだけとにかく金が入ってくる、こういう制度になっているわけです。この制度は今後どういううぐあいにされるのかということと、それか

○友成説明員　現在ソーダ工業用につきましては自己輸入制度を認めて、それでやっているわけでございます。先生御指摘のとおりでございます。ただ、先生、ただ判こ押しして三十円とおっしゃるけれども、決して判こ押しして三十円ではございませんで、品質検査のために公社の職員が輸入地に参りまして、そして輸入された塩のサンプルをとりまして分析いたしましたして、それでいわゆる売り手と買い手の間での品質の保証をやっております。専売公社の品質分析は世界的にも大変權威がございまして、専売公社の品質検査というこ

とになりますと、売り手の方からも一切文句が出ないというぐらゐの権威があるものでございまして、そのための直接コストというところで三十円いたゞいてゐるのでございます。新しい会社になりましたしても同様の仕組みでやつてまいりたいというふうに思つております。

○小野博(政府委員) ソード工業用塩につきましては自己輸入制度が認められておりますのは、かならず古い歴史があることでございますけれども、ソード工業は紙パルプ、ガラス、塩化ビニール等国民生活に広範な関連を有する諸産業のいわば基礎産

物質を供給している基幹産業であるわけでございます。それからまた、輸出の振興であるとか国際競争力の育成という観点からも非常に重要なものであるかと思っております。そういう意味からして、このソーダ工業用塩については自己輸入制度が認められておりますので、ただいま公社から御答弁がありましたように、今後ともこれを続けていきたいというふうに考えております。

○水田委員 抽象的ではなく、今貿易摩擦がいろいろな分野で起こってきた、そしてまた再燃しそうですね、こういう事態になっていますね。今答弁いただいたように、これはいろいろな産業のいわゆる

る基礎的な素材であるですね。ここで貿易摩擦は起こらないわけですね。これが、日本で塩が全く自由に販売されるという状態になれば、まさに日本の化学工業が壊滅するぐらい、ソーダ工業についていえばこれはやられるだろうと思うのです。そういう点、この塩専売制度の中で自己輸入制度ということで量的にコントロールされておる、そのことが一つは大変長期にわたる化学産業の不況の中でも大変有効に機能したし、それから今貿易摩擦の中でアメリカから日本に対してこの部門について文句が出てこないというのは、日本で塩の専売制度をとっておることが有効に働いておる、私はこう理解しておるのですが、そういう点についてはいかがですか。先ほどの答弁のように大事なあれだからというのじゃなくて、大事なかでそういう具体的な役割を果たしておると私は理解しておるのですが、いかがですか。

○友成説明員 直接の御答弁になるかどうか、日米貿易摩擦という点でございすけれども、かつては日本もアメリカその他多数の国から塩を輸入してまいっておりました。しかし、開発輸入ということでメキシコに大塩田をつくりまして、そこでできた塩を日本との間でピストン輸送を行うということ、大変コストを下げながら、かつ品質のいいものを輸入できるシステムに切りかわりまして以来、オーストラリアでもいわゆる開発輸入が行われまして、現在ソーダ工業界が輸入いたしております塩はメキシコとオーストラリアと中国と、この三カ国から輸入されている状況でございます。そういうことで、それぞれの国には日本からの資本がかなり投入されているという状況でございます。現在のところ特段この塩の輸入に際しまして、メキシコなりオーストラリアからそういった貿易摩擦といったような要因は見当たらないというのが実態ではなからうかと思ひます。

○水田委員 答弁は結構です。これは大臣も聞いていたのだと思いますが、私は化学産業の出身ですからそういうものに取り組んでまいりました。

今申し上げたように、塩専売制度が日本の化学産業、特にソーダ工業に大変機能しておる、有効に作用しておる、そのことだけはぜひこの機会に御理解をいただいております。その点も含めて大臣には最後にお伺いいたします。

次は課税の問題についてお伺いしたいと思うのですが、塩専売事業に関しては、一応専売でありますが、たばこ産業株式会社が出すわけですが、そういう点がこれまでと課税上の扱い——これは考え方だけでいいと思うのです、具体的な法律になりますと地方税関係も入ると思いますが、そこは触れられませんか、答弁者がおられませんか。大蔵省として課税上の扱いをどうするかという考え方を聞かせたいと思ひます。

○梅澤政府委員 お答えを申し上げます。

今度の制度改革によりまして公社形態から会社形態に移行するわけでございます。したがって、税法上は、例えば法人税法等の上におきまして、新会社はいわゆる普通法人と全く同じ課税関係でございます。ただ、塩専売事業につきましては、公益専売という今公社でやっております事業の性格をそのまま踏襲する、何ら性格に変更がないという点のほかに、したがって、そういう点も含めまして、新会社塩専売事業につきましては経理を区分しなければならぬという規定もございす。それから塩専売事業の利益につきましても、価格安定準備金でございす。これに強制的に積み立てをさせられる、利益を自由に処分できないというふうなこともございすので、そういった点も考慮をいたしまして、法人税法上は、課税所得の計算に当たりまして、ただいま申し上げました準備金の繰入額は損金として扱う、ただいま御審議いただいております塩専売法案でそういう規定を設けていただいておりますので、ございす。したがって、塩専売事業につきましましては、国税たる法人税上の実質上の課税は行われぬという手当てもございす。

その他国税につきましましては、登録免許税、これ

は一種の間接税、流通税でございす。これにつきましても、塩専売事業の特質ということに着目いたしまして、従前どおり非課税という措置を講じております。

○水田委員 塩専売事業のあり方を審議するため、現在は大蔵省に専売事業審議会、公社には塩業審議会があるわけですが、こういう審議会は今後一体どうなるのかということをお伺いしたいと思います。

○小野博 政府委員 お答え申し上げます。

現在大蔵省に専売事業審議会があるわけでございすけれども、今後は、新法のもとにおきましては政令で定める審議会を置くことになっております。現在のたばこ事業及び塩専売事業について大蔵大臣が会社を監督するわけでございすので、現行の専売事業審議会、つまり専売事業及び公社の業務運営に関し調査、審議を行うという審議会でございますが、これを引き継ぐ形でたばこ事業等審議会、仮称でございす。これを大蔵大臣の諮問機関として設け、その中におきまして塩専売事業につきましても適宜同審議会に調査、審議をいただくこととしておるわけでございす。

塩業審議会につきましては公社総裁の諮問機関でございすので、公社の方から御答弁させます。

○長岡説明員 塩業審議会におきましては、制度改正後におきましても引き続き公社の塩業責任者の諮問機関として、現行どおり踏襲してまいりたいというふうに考えております。

○水田委員 今度の法律を制定するに当たって、一つは製塩施設法を廃止する、それから、一つは塩業組合法を廃止するわけですね。例えば、四十六、七以降塩田法をやめたわけですが、中には塩田の堤防を抱えて、いまだにその出費に悩んでいる会社もあるわけですね。現にあるわけですね。それから、塩業組合も完全に解散したわけではなくて、現に生産のために存在しておるわけですね。そういう点から見て問題は起きないのか。あるいはそれに対する経過的な措置を考えなければならぬと思うのですが、その点はいかがですか。

○小野博 政府委員 お答え申し上げます。

まず、製塩施設法でございす。この法律は、塩田施設等を改良復旧する者に対して公社から事業費の補助を行わせるとか、あるいは塩田施設の保全及びその効用の維持のための措置をとるというものを目的にいたしまして、昭和二十七年に制定されたものでございす。ただいま先生がおっしゃいましたように、昭和四十六年度において実施されました塩業整備により、塩田施設が全面的に廃止されたわけでございす。したがって、本法の対象とすべき実体がなくなつて、本法を廃止しようとするものでございす。それで、その実体がないということから、この製塩施設法につきましましては経過措置も必要がないというふうな考えております。

次に、塩業組合法でございすけれども、塩業組合法は塩田製塩業者の「協同組織の健全な発達により塩業の合理化を促進し、もつて塩の生産の維持増進を図るとともに塩業者の経済的地位の向上に資することを目的とする。」というところで、昭和二十八年に制定されたものでございすけれども、やはりその塩業整備によりまして塩田製塩が全面的に廃止されたわけでございす。それに伴いまして、塩田業者がすべて廃業し、その協同組織である塩業組合もすべて解散しております。そういうわけで、本法の対象とすべき実体がなくなつたために、今次改正を機に本法を廃止するわけでございすけれども、なお、解散したものの清算中の塩業組合が七組合ございす。そういう意味で、清算終了までは本法に基づく手続等の一部が必要であるということで、所要の経過措置は講ずることとしております。

○水田委員 もう一つは、今度の新しい法律でかん水を専売の対象から外しておるわけですね。これは先ほどずっと論議がありますように、かん水のまま使えるということも、専売制から外れれば

○水田委員　最後に大臣にお伺いしたいのですが、長時間ずっと論議を聞いていただきまして、本当にありがとうございます。聞いていただきましたように、塩専売制というのは、今日、一つは、価格の点でも量の点でも安定的に供給できるということ、極めて有効に国民生活に寄与してゐる、そういう制度であるわけです。それからもう一面は、若干答弁とは違いますが、我が国の基礎素材産業であるソーダ工業のいわゆる生

産調整等のコントロールをする役割も果たしておる。専売制度があるから、外国からの貿易摩擦の問題についても文句は出ない、そういう点も機能しておるわけですね。

今度の法律では、第一条に公益専売ということを入れたわけです。しかし、臨調答申というのは、何でも官はだめで民がいいというような考えがあるのかどうか知りませんが、それへ向かつていけば、こういうぐあいに書いておるわけです。そして、自立の体制ができた時点で再検討ということとは附則の二条で書いておられますけれども、ずっと議論を聞いていたしまして、大臣、私は、そう簡単に塩のいわゆる自由経済ということになれば、もう一つの面では、論議の中でも申し上げましたように、わずかな額で買い占めができる。そういう点でいえば、食料塩の国内における投機ということも考えられる。投機商品のように使われる。そういう危険もあるわけでありますから、そういう点では、今役割を果たしてこの専売制度については、大蔵省としてもぜひ慎重に考えていただきたい。そのことを申し上げたいのですが、大臣のお考えを伺って質問を終わりたいと思います。

○竹下国務大臣 ずっと議論を聞かしていただきまして、御意見も交えたいろいろの御議論でございまして、私も素人にとりまして大変有益なものを、私自身が得させていただいたわけであります。

確かに昭和五十四年の十二月二十九日、このときも私が大蔵大臣でございましたが、閣議決定で「塩専売事業については、国内製塩業の自立体制の確立を促進しつつ、専売制度を廃止する」との基本方針の下に、「云々と、こう書かれてあります。それから五十五年の十二月二十九日にも、この基本方針そのものはそのままにして、以下「生産、輸入及び流通の各般の部門にわたり、国内塩の生産確保等に必要な具体的な施策の検討を推進する。」その後が本法律案の基礎ともなっておりますので申しましようか、臨調第三次答申が五十七年

の七月三十日、こういうことになるわけでございます。

そこで、これに基づいて法律案を出し、御審議いただいておりますが、私は、今日この塩専売制度というものがいわゆる公益専売として、国民生活の中に有効に機能をしてきておるといふことは、事実をそのまま素直に認識をすべきものだと思っております。それから、基礎産業としての部門における機能の仕方、これも今水田委員の御指摘に私は何ら異なつた見解を持つものではございません。

ただ、もう一つだけ、いわば貿易摩擦の問題は、委員御指摘の専売であつたからというだけではなからう、他にも要因があるかと思うわけでありまして、したがって、将来の問題について申し上げてみましても、やはり「当面は専売制度を維持しつつ、その中において国内塩産業の自立化を促進することが望ましい」と考える、「こういう基本的な考え方に立つておるわけでございますけれども、現在直ちに専売制度を廃止する」としたら、「国内塩産業に大きな打撃を与え、自立体制の確立が困難になるとともに、消費者価格の上昇も予想される。」その一つが、今おっしゃいました買い占めとか、そういうこともあつてございまして、したがって、基本的に、私はたびたび申し上げておりますが、塩専売そのものは、やはりナショナルセキユリティーの問題をネグつてこれに対応するわけにはいかぬ。そしてまた、ある種の、価格等においてその目標とする価格に到達したといふものの中にも、その中にはまだ二〇%の関税といふものがあらかじめ予測されておるといふようなことを考えますと、やはり私は慎重に対応していかなければならない課題であるという認識は、御意見を承りながら一層強くした次第であります。

○水田委員 終わります。

○瓦委員 清水勇君。

○清水委員 大臣、私は、葉たばこの問題を中心に専売改革に触れて、幾つかの問題について所信を承り、かつまた、今日九万三千を数える耕作者

の間に一定の不安というものがあつたわけでありまして、そうした点の解明を期したい、こういうふうな思つておりますので、大臣及び関係者の明快なる決意を込めた答弁をお願いをしたい、こういうことを最初に希望をいたします。

さてそこで、実は九十六通常国会開会の前後に、アメリカ側から、日本の専売制度は非関税障壁である、あるいは輸入たばこの自由化を妨げるものが公社制度であるから、この際民営化をすべきである等々の要求を、かなり執拗に行つてまいりました。特に、五十七年一月十四日には、時の総理大臣あてに、随分と理不尽と思われるような要求も出してきていたわけでありまして、かてて加えて臨調における議論も、それらを含めてかなり詰められたつたところという状況であつたと思ひます。

そこで私は、九十六通常国会の折に、予算委員会の分科会等の機会を通じて質疑をしたわけでありましたが、時の渡辺大蔵大臣は、今の公社は近代化をし、人手をできるだけ使わないようにし、効率的によくやっていると、これが民営化をされたからといって特によくなるとは思へない、こういう見解を述べておりました。また、時の泉総裁も、仮に専売制度が廃止になるといふようなことになると、国及び自治体に対する財政寄与といふものがかなり不安定になりはしないか、殊に分割・民営化というようなことを考えると、むしろコストアップをもたらしてデメリットの多い方が多いのではないか、こういうことすら実は見解として述べておられたわけでありまして、

さてそこで、今御両所の見解を私の方から紹介をさせていただいたわけでありまして、当時のそういう大蔵大臣なり総裁なりの見解あるいは所信といふものについて、竹下大蔵大臣は今のようこれを評価あるいは受けとめられるのか、この際、最初にお聞かせをいただきたい、こう思ひます。

○竹下国務大臣 あらかじめ御丁寧に清水委員からその御指摘をいただいておりますので、それを読

んでみて、大事なところをラインを引きまして見ますと、まさに「民営から来るメリット」といふようなものはない、むしろデメリットの方が多いのじゃないか、こういう感じがするわけなんですけれども、その辺、いかがですか。それに対しての当時の泉総裁は、最終的に「財政専売のたてまえからいいますと、分割民営化ということとは適当でないといふふうな考えでおる次第でございます。」それから渡辺国務大臣は、「どっちがいいものか、実際私にもわからないのです。」という極めて素直な出だしで、最終的に「私はいまのところでは余りメリットはないのじゃないかという気もするのですが、人様の意見も聞いてみないことには、余り唯我独尊になつてもわからぬから、それは謙虚に耳を傾けたいと思つております。今後皆さんの意見を聞いた上で私の判断をしたいと思ひます。」極めて流れとして素直な議論が行われておるわけでございます。

それで、それから考えてみまして、私自身もその後の推移を振り返つてみますと、要するに私自身も、二回目の大蔵大臣になりました途端に出でたのがたばこの関税の問題でございました。何だ、この間大幅にやつたものをまたやらなければならぬかという、そんな素朴な印象を持つて見たことは事実であります。その際、耕作者の方、販売店の方、あるいは公社当局、労使ともそれぞれの意見を聞きながら、総体的に申しますと、いわゆる開放経済体制化の中にあつた一つのあつた方向として、それにいろいろな経過はございましたが、引き下げの方に合意をいただくような、いわゆる根回しを行つてそのような措置をとらせていただいたわけでありまして、

そこへもつてきてもう一つ、おとしの七月の臨調答申がございまして、その意見に沿つて、先ほど申しました関係者といふのはやはり今の三者とも申しましようか、関係方面との意見の調整を図りながら検討を進めて今日に至つた。基本的認識は、やはりその後この渡辺答申があつて以来いろいろな経緯を見ますと、開放経済体制化を志

向するといふ我が国にとつては一つの避けて通れない宿命、あるいは宿命といふ言葉は表現が適切でないかも知れぬが、そういう方向を志向せざるを得ない、いつまでも閉鎖的な状態に置くことはできないといふことで、ではまず自由化だけには踏み切らうといふことがこの今日の御審議にたいしておる法案のまさに一つの大きな柱であり、そしてそうしなければなおのこと、専売公社の経営形態自身をより自由な競争に耐え得るように改める必要があるといふことで、法律を取りまとめたわけでございます。

そういう意味におきましては、そのときの答弁の中で、泉さんの答弁から敷衍してきましてやいろいろな考へてみました、割高な国産を抱えておる状況という大前提の上に立つたら国際競争力の点から問題がある、したがって分割・民営化はやはり適当ではない。これはまさに判断あるいは決断とでも申しましょうか、そのような考え方に立つたわけでございます。したがって、政府出資の特殊会社に改組しながら、これに製造独占だけはきちんと付与する以外にないという結論に到達したわけであり、だから私どもの事業認識としては、やはりこの特殊会社化という経営形態と製造独占、このことは恒久的な措置とされたものであつて、分割とか民営に至る一プロセスとの位置づけはしていないといふのが、少し長くなりましたが、基本認識でございます。

○清水委員 今の大臣の答弁の中で、いろいろの曲折があつたけれども、この際法案を通じて改革をと、こういう話の中で、今度の改革の一つの大きな柱として開放経済体制にどう即応するか、そのための自由化といふものに踏み切ることにしたんだ、こういうふうな言われたわけですか。しかし、そうだとするならば、何も専売公社だからそれができないといふことにはならないのじゃないか、私はどうしてもそういうふうな思ひを感ずるを得ないわけですが、その点はいかがでしょうか。

○竹下国務大臣 これはいわゆる輸入の自由化でございますから、したがって私どもは輸入自由化

をいたしましたも、一方国産はいわゆる製造独占といふものを与えていく。そしていま一つは、販売店、小売店、これは自由化された外国たばこが、それを対象にアプローチをするわけでございますから、その既存の販売店といふものもこれを維持し、そして一方製造独占を持ったたばこもその中で販売の競争の中へ入るわけでございますから、やはりこれを一本化した姿の中で対応していくといふのが、私はいろいろ考へてみると現在一番理想的な姿ではないか、こう思います。

○清水委員 大臣の話を聞けば聞くほど、例えば開放経済体制にどう対応するか、自由化をどう進めるか、そのために――後がどうもはつきりしない。それは今の公社体制のもとでも、その気になれば十分やり得るのじゃないか、私はこういうこととがどうしても腑に落ちないのです。だから、その辺をちよつと聞かしてもらわないと先に進まないのです。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。製造たばこの輸入の自由化といふものは、製造たばこを輸入して販売しようと思ふ者が、自己の判断と計算におきまして自由にたばこを輸入して国内に販売できるといふ、いわば当然のことでございますけれども、それは現在の専売制度すなわち製造たばこの輸入についても公社が専売権を有しており、その公社のもとでなければ輸入ができないといふ専売制度を残したままでは完全な輸入の自由化はできないといふような判断で、今回の改革法案に踏み切つたわけでございます。

○清水委員 監理官、どうして専売制度を残したままではそれができないのか。ちよつと説明になつてないと思ふのだけども。

○長岡説明員 専売制度のもとにおきましては、外国のたばこ業者が日本にたばこを輸出したいといふ場合に、専売でございまして、流通専売のもとにおきましては、日本の国内で競争相手であるべき私ども日本専売公社に売つて、日本専売公社が国内で販売するといふルートしかないわけでございます。それが専売制度だと思ふのでござい

ます。

それから、開放経済体制を進めていくといふのは、国家の大きな一つの方針として進んでおつたことだと存じますけれども、私が公社へ参りましたから、アメリカからいろいろ声が聞こえてくるのを聞いておりますと、確かに日本への輸出がどんどんふえておつた、日本における販売もふえておつた、ただ競争相手である日本専売公社の手を通さないと日本で売れないといふのは、何かアメリカでトヨタや日産が自動車を売ろうと思つと、GMの手を通さないと売れないのと同じようではないかといふ意味において、本當の意味での輸入の自由化を図るためには専売制度を改めざるを得ないといふ御説明にならうかと存じます。

○清水委員 フリップ・モリスとかレイノルズなどが、今たまたま総裁が言うように、かねてそういう主張をしていたことは事実なんです。しかし、そういう際に私は泉総裁あるいは当時の大蔵大臣と議論をして、それでも専売制度を廃止してどういふメリットが得られるか、あるいは民営化をしてどういふ利益が確保できるかといふと、むしろデメリットの方が大きいんじゃないか、こういう答弁をされておるわけですね。ですから現実の問題として、仮に流通専売という制度を維持しておくにしても、基本的には製造外国たばこの輸入といふものは自由化をする、日本人の好みに応じて消費が広がれば、必要なものだけどんどん輸入をする、こういうことはやる気になればできるはずなんです、そのために何も公社を廃止をして民営化をしなればならないといふことにはならないのじゃないか。なるほど流通専売という制度は仮に百歩譲つて廃止をするにしても、公社を例へば新しい会社に仕立てなければそれができないといふことにはならないのじゃないか。これはどうしてもそういう疑問があるのですよ。大臣、いかがですか。私の疑問の方が愚かなんでしょうか。

○竹下国務大臣 決して愚かとも何とも思ひませ

ん。流通専売というのは、百歩譲つてという前提でございますが、仮にこれを是認していただいで、これがなくなる。だから、最初いわば観念的にアメリカのたばこ産業が考えましたのは、まさに完全自由化をして、そのたばこ産業ごとく一つはコカ・コーラの販売組織を通じて売るとかあるいはロッテのチェーンガムの販売組織を通じて売るとか、そういうことがあつておつたと私は思ひます。私どものこの問題のみでなく、いわゆるアメリカとのいろいろな関係における話し合いの中で、最初概念的に考へておつたものは、そんなものではなかつたかといふふうな思ひわけであり

ます。しかし、現実、日本の専売公社も今世界第三位のたばこ産業、輸入自由化するとすれば我が方も競争力をつけていかなければならない。しかし、流通専売を独占しておつて競争力をつけるということは、要は国民のたばこの嗜好というのは売つてみなければわかりませんから、流通専売で独占しておれば、数量は言つてみれば割り当てみたいなことになるわけですね。こちらサイドのことになる。だから、自由化といふことだけまではオープンにしましょう。したがって、今度私どものサイドでは、専売公社そのものがより自由に商法上のあるいは労働三法のそういう形になつて、合理化努力をしながら競争力をつけていくためには、今のいわば三公社四現業の位置づけとして競争力を持つよりも、より自由な経営形態の中で競争力を持つことの努力がより可能性が高いといふことで、これを特殊会社にしていただくといふわけであり

ます。しかし、さきさきながら、単純な競争力を見た場合に、いわゆる国内産業の価格等から見た場合、先ほどおっしゃいました九万数千を抱えておる、あるいは農政上の問題と位置づけられるかもしれせんという問題を一方考へてみた場合には、これは将来にわたつての完全な分割・民営の位置づけとしては不適当だ。だから、現在の公社制度よりも商法で、あるいは労働三法で、それぞ

れより自由に合理化、また競争力をつける形態に移しかえていこうということに結論づけたわけであります。

○清水委員 このテーマは改めて川崎委員の方からまた後日続けてやっていただくことにいたしまして、私の主たるテーマはありせんからこの程度にしますが、ただ先ほどの大臣の答弁の中で、確かに二年前泉総裁が言うように、ここで仮に新しい法人に移行するにしても、分割・民営というのはなじまない、こういうことを大臣言われたような気がするのですが、そういう理解をしようとするんですか。

○竹下国務大臣 当時の泉総裁も清水委員との問答の中で、流れの中で、そのようなことをおっしゃっております。

○清水委員 さて、大蔵大臣の所信の中で、いわゆる農政負担等々のことも考えたりすると分割・民営という方向はなじまないという発想を披露されておられるわけですから、それ以上はお尋ねをいたしません、いずれにしても今回の専売改革案というものは、かつて私が紹介したアメリカ側の主張、要求等に一面ではくみし、また一面では臨調答申を尊重する、こういう立場から提案をなさっておられる、こういうふうに見ているわけであります。

そこで、一つだけ聞いておきたいことは、臨調は答申の中で、当面製造独占は維持する、しかしながら葉たばこ問題が解決したら製造独占は廃止する、こう言っているわけですね。そういう臨調答申というものは尊重をされるのですか、されないのですか。

○竹下国務大臣 基本的に言いますと、やはり臨調答申の趣旨に沿って改革案の検討を進めてまいりましたが、専売改革に関する臨調答申の基本、これはまず一つには、市場開放要請に適切に対応するとともに、競争原理の導入による効率化の促進を図るための輸入自由化です。それから二番目は、経営の自主責任体制を確立するための公社制度の抜本的改革、この二点に集約されますから、

これらはいずれも今次改革案に盛り込まれておるので、基本的な趣旨については私もこれに沿ったものだというふうな考えでおります。

そこで、今局限した御質問で、いわゆる割高な国産葉を抱えた状況がなくなったという前提でございしますが、私もそれはそういう現状を見た場合に、割高な国産葉というものを抱えた状況を現実的に抱えておられるわけでございます。そして、その背景には、今おっしゃいました九万数千の耕作者の方もしらっしゃる。ということになると、それは単純な論理の上で国際競争というものの外に出てしまふ。したがって、やはり専売公社を政府出資の特殊会社に改組して製造独占権を付与する以外にないと判断したわけでございします。したがって、時に新聞論調等に、かなり骨抜きをしたではないかという批判があったことも事実で、私もそれについて、そういう批判があったことは十分認識をしておりますが、基本線は臨調の答申を守った案である、こういうふうな考えでおります。

○清水委員 そうしますと、仮に臨調が言うように葉たばこ問題が解決をした場合にどうなるのか。臨調のあの答申の中にじみ出ている雰囲気というものは、製造独占の廃止を通じていかにも分割・民営化の方向というものを示唆をしているのではないかと、こう思うのです。例えば輸入たばこについても、これを分離しなさいということも言っている。輸入たばこの取り扱いを分離をするというところは、これも分割への第一歩になりはしないか、こういうことも感じられなくはないので、基本的に臨調答申を尊重するんだ、そういう立場なんだというところであるとすれば、その辺はどうなっていくのか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。製造独占を特殊会社たる日本たばこ産業株式会社に与えて、それを経過措置として位置づけず、いわば恒久措置として位置づけていることにつきましましては、ただいま大臣から申し上げたこととおりでございますけれども、国産葉たばこ問題につきま

しては、農業問題ということもございまして、相対の時日を要するものかと思われるわけでございします。現在、たばこにしましては、健康と喫煙の問題あるいは海外との関係その他不透明な部分が多々あるわけでございします。そういう中で、国産葉たばこ問題が解決した後に、日本のたばこ産業自体が一体どのような状況にあるか、そういうたようなことを判断しながら、その時点で改めて判断すべきものだと考えております。

○清水委員 そうすると、葉たばこ問題が解決をした時点で改めて判断をする、何を判断するんですか。

○小野(博)政府委員 ただいま申し上げましたように、製造独占をこの会社に付与しておるといことは、割高な国産葉たばこを抱えて、そのもとで国際競争力をつけていかなければならないというこの会社の使命にかながみ行われたものでございします。国産葉たばこ問題が解決した時点におきましては、そういう現在の仕組みについて、改めていかなるべきかということを検討するということになるかと思ひます。

○清水委員 そうすると、国産葉たばこ問題が解決をした時点において、製造独占について見直しを含めて判断をするということになるのかどうか、それを最初に聞いておきましようか。

○長岡説明員 ただいまの監理官のお答えをずっと延長していくと、今の清水委員のおっしゃるようなことになるのかもしれませんけれども、私どもの考え方は基本的には逆でございまして、率直に申しまして我が国の国産の葉たばこ、いわゆる葉たばこ農業が本場に国際競争に耐えるような状態になるかどうか、これがやはり問題解決でございまして、切り捨てるといふのであれば簡単でございしますけれども、それは考えておりません。そうなりますと、いつになったらそれができるかというところは簡単にめどが立ちません。ただ私どもは、そういう外国と比べてある程度ハンディキャップを持った国産の葉たばこ農業まで含めまして、日本のたばこ産業全体を国際競争のもとに維

持していかなければならない、そのために製造独占権も新しい会社に移与されるのだ、こういうふうな理解しておりますので、現在のところ、どの時点で見直すというふうなところまで考える気持ちもございませんし、そういう余裕もないと申し上げるのが正直なところだと思ひます。

○清水委員 これは当然だと思ひます。先行きどうなるか、たばこ産業の見直し等についてこれから質問いたしますけれども、いずれにしても大臣が言われるように、単に暫定的な措置ではなく、製造独占というものは将来にわたって維持していく。葉たばこ問題の解決というのは、今総裁が——これは本当は総裁が答弁する話ではなくて政府側が答弁しなければいけないことなんだけれども、いずれにしても総裁が言うように、これはなかなか難しい問題ですよ。臨調が言うように、そんなに簡単に処理できるという問題でもない。だから今はそんなことは一切考えられない、こういうふうな受けとめてよろしゅうございしますか。

○竹下国務大臣 臨調の議論を中心に議論しましたときに、これはお答えになるかならぬかはわかりませんが、例えばバイオテクノロジーとか、いろいろ最近の農業部門においてもそういうものが伸びておる。そういう形の中で葉たばこ問題というものが別の次元で解決がついてしまった場合には、いわゆる葉たばこ耕作者という問題は、かつての木炭生産者というものがなくなつて、あるいは木炭の販売店がなくなつてプロパンにかわつた。そういう大きな革命の時代が皆無とは言えないかもしらぬ。しかし現実には考えられないのじゃないか。したがって、現実認識に立てば、今の場合バイオのところでその見直しを立てなくても、やはりこれは恒久的措置だという姿で認識すべきではないか。議論の過程でバイオの話をしたものですから、ついそんなことを引例して申し上げたわけであります。

○清水委員 その点はよく理解をいたしました。さてそこで、これは法案を提出をしている政府

の側にお尋ねをいたしますが、これから先の我が国のたばこ産業の将来というものは、あなた方はどういう見通しを持っておられるのか、この際明快に御説明をいただきたい。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

我が国のたばこ産業の置かれていく状況でございますけれども、昭和四十年代当時は、成年人口の増加であるとかあるいは所得水準の向上であるとか、そういうことでたばこの需要が年平均大体五%ないし六%ぐらい伸びてきたわけでございまして、その後、成年人口の増加率の減少であるとか、あるいは健康と喫煙問題が非常に議論されるようになったことであるとか、そういうことからいまして、五十年代に入つては年平均おおよそ一%あるいは一%弱という伸びにとどまつておるわけでございます。

今後の状況を考えますと、恐らく喫煙と健康問題という議論はいよいよ盛んになる可能性がございまして、そういう意味で、現在日本のたばこ市場は約三千億、世界で二番目の大きな市場ではございまして、これが急激に伸びていくというところはちょっと考えられないと思つております。そういう中で製造たばこの輸入の自由化に踏み切るわけでございまして、新しい会社の経営というのなかなか厳しいものはあろうかとは思いますが、今回、新会社の経営形態を特殊会社に変更、業務範囲を拡大し、あるいは当事者能力を与え、経営の自主性を大幅に与えることによって、日本のたばこ産業の中心であるたばこ産業株式会社がみずから経営の合理化に努め、今後の競争に処していくとともに、葉たばこ耕作者を含め、たばこ産業関係者全体が精いっぱい自助努力をしていただくことによって、日本のたばこ産業全体として健全な発展を遂げるための基盤は整備されたというふうに考えております。

○清水委員 どうも提案理由を朗読されているような話でちょっと了解ができませんのですけれども、いずれにしても、消費の伸びというものは期待ができない状況である、喫煙と健康といった社

会的制約要件などもついて回ってくるだろう、したがって、たばこ産業の健全な発展を期するためには国際競争力を身につけて等々のお話が今あつたわけですね。

いずれにしても、私がどうしても腑に落ちないのは、将来にわたつて消費が余り伸びそうもない、外国からたばこがどんどん入ってくるようになる、そうすると我が国のたばこ産業を取り巻く環境というのは、いよいよ厳しい事態に迫り込まれていくことはあつても、明るい展望は必ずしも持ち得ない、むしろ事態は電電などと違つて斜陽化の感じがうかがわれるのではないかというふうに見ざるを得ないので、そういうときに、それは開放経済体制に対応してという大義名分があるにいたしまして、何ぞ嗜好品にすぎない輸入たばこをどんどん我が国のシェアに導入するという意味での輸入自由化の政策を積極的に進めるのか、この辺がどうも腑に落ちないもので、それから、少し聞かせていただきたい。その際、あわせて、例えば五年後あるいは十年後という短中期に分けて、輸入たばこがどういうシェアを占めるのか、予測があつたらそれも聞かせていただきたい。

○竹下国務大臣 最初のところは私からお答えすべきかと思ひます。

貿易自由化の原則というのは、要は地球上に生存する人類が、おのおのその地球上のどこから、安価にして良質なものが自由に生活環境の中に取り入れられる環境、これが貿易自由化の原則ではなからうかと思ひます。しかしながら、その中でどうしても除外されていく第一義的なものは、いわゆるナショナルセキュリティに関する食糧とかそういう問題であらうと思ひます。第二義的なものは、いわゆる国境というものが存在する限りにおいては、そこにはいろいろな産業がある、その競争力がやや均衡を保つまではそれはできないというところに関税がありました、あるいは俗称非関税障壁があつたり、こういうことが大抵世の中の移り変りの一つの自然な姿か

など。

たばこは確かに、先生御認識なすつていらっしゃる、日米の間ではある意味においてシンボリックな存在であつたかもしません。一番最初のシンボリックなものは何であつたかといへば、向こうの方が工業力のな強い時代は自動車とか工作機械とか、それがむしろシンボリックな存在であつたかもしません。しかし、我が国はそれにはまさには大変な競争力があつた。そうすると、二番目には今度は、これは誤解に基づくものとも言われましたが、アメリカの新聞等において一番象徴的に議論されたものは金属バットであつたと思ひます。金属バットは、確かにそれはアメリカの方が最初だつたそうでございますけれども、身長、体重も違ひますし、それで日本人が器用でございまして、金属バットで、球のはね返る力の強い、しかもカーンという音の非常にいいものを巧みにつくつてしまつた。しかも、高校とか中学でいろいろな基準をつくつた。アメリカは基準はわかりませんが、大きいものを持つてくれば売れるわけはございせん。そういうところから、その辺でまた大変象徴的なものとして金属バット問題というのがあつた。金目にすれば、それはほんのわずかな話でございまして。

そして、農産品は別にとりますと、次、ややシンボリックなものがたばこだなどという感じを私は率直に受けとめました。時には、もう日本に対して何にも勝つものはないじゃないか、たばこならまだ日本に勝つものというところから、日本のたばこ産業に国際競争力がつかない前に大いにそのシェアを拡大するといふ、あるいは産業には企業責任者としてそういう意図があるかもしらぬ。しかし、なかなかそうはいふまいと云ひつづつ、やはり自由化の中において関税を徐々に下げてまいりました。

その次何をしたかといふと、販売店を少し数をふやしたり、そういうことで対応してきた。そして、おっしゃいますように、たばこは嗜好品で、食糧ではないわけでございますから、最終的には

ナショナルセキュリティとは必ずしも言えない。そこでこの開放体制を決めた。しかし、いずれにしても財政物資であるということから、従来の販売店というものの存在が我が国財政にも大変いい税の取り次ぎ機能も果たしておる。だから、ロットだ、あるいはコカ・コーラで売られるわけにはいきませんよ、いわば水際から上るまでは自由化したしましよというのが今度の考え方ではないかなと。

この間私も承つておりますと、シェアがあるいは五%ぐらいまではなるかもしらぬ、なつてもということ、これから新しい形態の中でそれに対する競争力の血みどろの努力がなされていくであらう、これから私どもは会社に対してそれを期待をしておるといふのが偽らざる今日の状況であります。

○長岡説明員 輸入自由化後における外国品、いわゆる輸入品のシェアがどのくらいになるか、五年後、十年後にはどの程度のシェアを占めるかという御質問でございましたが、これは私前にもお答えを申し上げておりますけれども、率直に申し上げまして、何年後に何%になるという具体的な数字の見通しを立てることは極めて困難でござい

ます。と申しますのは、見通しを立てる場合に、やはりどうしても楽観論と悲観論とあり得るわけでございまして、楽観論の方から申し上げますと、実は輸入が自由化されたときの前列といつたしまして、フランスやイタリア等の話がよく出ます。フランスやイタリアにおきましては、アメリカのたばこを中心とする外国たばこの輸入がほとんど自由化されて、間もなく国内のマーケットにおける輸入品のシェアが三割前後になつた。これは大変な数字でございまして。ただそれは、私どもが見ますと、殊にフランスでございまして、フランスの専売公社がつくつておりましたたばこが非常に特殊なもので、黒たばこという種類の、率直に言つて非常に辛いような感じでございますけれども、フランスの公社は、フランス国民は伝統的にこう

いう味のたばこは吸わないということ、頭から決め込んで、今のアメリカ式の非常にマイルドなたばこの製造に取り組む姿勢に欠けておった。それが結局輸入をしてみたところが、若い方の方が主でございまして、そのアメリカたばこに對する嗜好が非常に強かったということだろうと思うのでございます。

こういう点からいたしますと、私も何年か前から、アメリカたばこの傾向に合致するような、すなわち世界的な傾向として、最近の喫煙者の方々が好まれる軽い、やわらかい、ニコチン、タールの量も少ないといったような傾向のたばこを開発してございまして、現在日本国内で消費されているたばこの四二%がマイルドセブンというたばこ一つ、の銘柄で占められておりますけれども、マイルドセブンなどもそういう傾向のたばこでございます。そういったような商品開発も怠りなく現在までやってきておりますので、輸入が自由化されても、それほど食われることはないんじゃないかという樂觀的な見方もあり得るわけでございます。

ただ、一方において悲觀的な見方といたしましては、現在まで輸入が自由化されていない今日におきまして、ここ数年間の実績を見ますと、国産品は頭打ちもしくは値上げの年には若干落ち込むというのに対して、輸入品の方は着実に伸びております。これが輸入が自由化されました場合に、一体外国の業者、なかんずくアメリカの巨大資本がどのような手を打ってくるかは、私もまだわからないわけでございます。何と申ししましても百戦錬磨の、殊に国際たばこ市場において各地に進出して競争している企業でございまして、あの手この手といういろいろ打ってくる可能性はある。率直に申し上げます、これはまだこれから先の問題でございまして、一体どんな手を打ってくるか、それによつてどの程度食われるかという見通しが立ちにくいというのが率直なお答えでございます。ただ、大臣からも先ほど申し上げましたように、新しい制度になる以上は、何年と

はつきり申し上げられませんが、数年の間に今の一・八とか一・九%というシェアが五%ぐらいになることは覚悟の上で、今後の経営計画を進めていかなければならないのではないかと、いふふうと考えております。

○清水委員 実は總裁、私が一カ月ほど前でしたか、公社の方からうだいをした一つの見通しのデータがあるのですけれども、例えば昭和六十二年度には輸入品のシェアは四ないし六%ぐらいになるであろう、その五年後の六十七年には一ないし一・五%、こういう数字が出ています。これは、しかも注釈があつて、どうもこの数字はいささか過小評価ではないかと思うけれども、総合的に判断するとアバウトでこんなものだろう、こういうふうな話があるわけですね。ところが、今の總裁のお話は多少樂觀的な見方の方が強いのかどうか。まあ五%ぐらいないしは覚悟しなければならぬという程度で言われて、どうもちょっと数字の上に乖離があり過ぎるんじゃないけれども、これはどうですか。

○長岡説明員 公社といたしまして、公的な見解と申しますか公式な見解として、何年後にどのくらいになるという数字はまだございせん。ただ、当然のことながら、公社の各部署におきまして、将来に備えていろいろの推計をしていることは事実でございまして、恐らく今お読み上げになりました数字もその中の一つであらうと存じますが、私が先ほど、数年後に五%ぐらいになることを当然覚悟して取り組んでいかなければならないと思うと申し上げましたのは、今おっしゃいました六十二年度ごろには四ないし六になるだろう、その辺までは私も公社全体として覚悟しながら進めている。ただ、その先は率直に申し上げましかねておるような考え方があつて、まだ決断がつかないという状態でございます。

記する以上は、少なくとも輸入たばこの我が国におけるシェアを含めて一体どういう将来が予測されるか、どういふ事態を展望せざるを得ないかという前提がなければならぬと思うのです。そうでしょう。例えば今總裁が言うように、数年後五、六%ぐらいはシェアが占められるかもしれない。しかし、一%といえは三十億本でしょう。五、六%といえは百五十ないし八十。例えば年間百億本ぐらいの工場であれば二つぐらいは要らなくなる。当然それに付随して耕作面積の減反というふうなことも必要になつてくるを得ない。「健全な発展」という観点から見ると、これは非常なおもしろい数字ではないか。

しかも、さつき私がちよつと紹介をした数字では、六十七年、これは予測だけれども、一ないし一・五%ぐらいのシェアになつた場合、国産紙巻きたばこの数量は二千三百億本ないし二千八百億本ぐらいになつてしまふ、こういうわけですね。仮に二千三百億本にも落ち込むなということがあるれば、そのもたらす影響というのは甚大だと思ふのです。だから、数年後はなるほど五、六%で済むかもしれない。しかし、さらにその数年後は一体どうなるのか。少なくとも中期的な見通しに立つて、「我が国たばこ産業の健全な発展を図り」ということが、公社から新組織へ移行するといふこの機会にきちつと展望されていなければならぬ課題じゃないのか、こう思うのです。これは公社の方へは聞きません。政府の側でどういふふうな判断を持っておられるのか。

○竹下國務大臣 私専門家がございせんから、足らざるは政府委員からお答えすることになるかと思ひますが、今おっしゃいました三十億本として百五十億本ないし百八十億本、その辺までは私も実は總裁の答弁を聞いて感じた数字で、私が勉強した数字ではございせん。しかし、私自身は、このたび開放経済下に立つて、それを志向する我が国としてこまで踏み切るといふことになりまして、いわば耕作者の方あるいは販売店の方、組合の方等ともいろいろ御協

議もいたしました。まずそれ以前に、これはデータに基づくものではございせんけれども、とにかくフランスの例がよくとられますが、今一番労働の關係がうまくいつておる国は先進国の中で日本であり、そして一番まづきつておるのがフランスであるかもしれない。が、そういう相違、それから今日の各種産業における自己努力の経過を見れば、あるいは先般輸出会社も認めたところでもございまして、それこそ血のつじむような双方の努力の中でそれに対応する、いわゆるたばこ健康という問題の世界的な問題はちよつと右に置いて、産業そのものとして考えた場合、今日のいわゆる数量とか規模とかということからは世界三番目と云われておる専売公社が、より競争原理の上に立つてできるような体制と知能を集めたならば、私は対応できるようにならねばならぬという期待感というものも十分持つておるつもりでございまして。ただし、期待感と申しましたので、中長期的に、例えば五%があと何年で何%になるとか、そういう推定を置いたものではございせん。

○清水委員 監理官、何か補足ありますか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。ただいまの大臣の御答弁で尽きておると思うのでございまして、あえてつけ加えますならば、たばこというのは嗜好品でございまして、先ほど總裁から御説明がございましたように、四二%がマイルドセブンであるという状況からいたしまして、現在の国産たばこというのは、日本人である国民の喫煙者の嗜好に合つておるものですが、それなりに喫煙者の心をとらえておるものだというふうに考えております。今後とも公社といたしまして、より国民の嗜好に合つた製品を開発する、そういう努力を重ねていきますことによつて、外国品のシェアの上昇をできる限り食い止めていくというふうな営業努力は当然あつてしかるべきであると存じますし、また一方、今回の改革によりまして、目的達成業務と申しますか、新しい事業への展開というのにも大いに予想さ

れるところでございますので、そういういろいろな手段を総合的に駆使しながら、新しい事態に十分対応していけるのではないかとこのように考えております。

○清水委員 どうもはつきりしないので、必ずしも得心がいけないのですけれども、正直言つてマイルドセブンに代表されるような、いわゆるマイルドなたばこのシェアが今日四二%も占めているように、いわゆるアメリカンタイプのたばこも現に開発をし国産をして、だからアメリカたばこが入ってきたつてそれほどの影響はないと思うんだ、こういうようなことを総裁も言われたし、また、そういう努力を通じて国際競争力をつけていけば、それほど心配はないんじゃないかと大臣も言われる。

そううまくいけば、これにこしたことはないわけなんですけれども、事態の予測というのは必ずしも樂觀的な見方だけで片づけられることではないし、一面では、BATを含めて世界三大企業なるといふのは虎視眈眈と日本の巨大シェアをねらっているわけなんですから、そういう中で図らざるも結果として輸入たばこのシェアが広がる、それが我が国のたばこ産業への影響となつてあらわれる、こういうことになりまして、それが先ほど来大臣が心配をされていたという葉たばこ耕作者の生活の安定というものに直ちに動揺を来すということにもつながるし、小売店にも影響がある。ですから、この辺のところは、少なくとも新組織に移行するという今日の時点で、あらゆるタイプの予測を一つのモデルとして基本的な持ちながら、この場合にはこういう対応をしていくといったようなものが政府の間できちつとなされている必要があるのではないかと。これは意見ですから、それ以上のことは言いません。

さてそこで、いずれにしても私の本題に入るのですけれども、今後過剰在庫の処理というものが、先ほど来の葉たばこ問題という言葉にあらわれるように、非常に重要な柱になるんじゃないか。具体的な処理方法というものを、政府は今どういう

ふうに考えているのですか。

○長岡説明員 葉たばこの過剰在庫問題でございますが、まずその現状を御説明申し上げますと、昭和五十三年以降在庫調整に努めてまいりまして、五十六年までの四年間で累計約五千五百ヘクタールの耕作面積を縮小しておりますが、一年分の過剰在庫がございまして、なお年々の生産量が使用量を上回る状況にございましたために、五十七年作、これは五十六年八月のたばこ耕作審議会の答申に基づくわけでございまして、五十七年作について単年度の使用量と生産量を見合うところまでの面積ということで、約五千ヘクタールという大幅な面積の縮小をお願いをしたところでございます。

しかしながら、その後今日に至るまで、依然として約一年分に及ぶ過剰在庫が存在しておりますが、公社といたしましては、今後この過剰在庫を圧縮するためにあらゆる手段を講じなければならぬ。具体的に申しますと、葉たばこの生産の面においては、結局国内産葉たばこの品質及び生産性の向上を積極的に推進していかねければならぬと思ひますし、葉たばこを使う使用の面から申しますと、シガレットをつくる場合の葉組みでどれだけ国産の葉たばこをうまく使っていくかといったような問題、加工技術を改善していくといったような問題、そういうようなことを通じまして国内産の葉たばこの使用拡大を図つてまいらなければならぬということ、今真剣に取り組んでいる段階でございまして、葉たばこの状態での輸出につきましても、これは率直に申しまして、国際的な比較を申しますと価格面で割高になつておるものから、おのずから限界がございまして、若干の赤字を伴うような輸出が多いわけでございますけれども、これもやがてざるを得ないということ、最近では相当力を入れておるわけでございます。

こういうような努力を今後とも懸命に続けてまいるつもりでございますけれども、輸入自由化後の価格、品質両面にわたります国際競争の激化を

展望いたしますと、これら公社の過剰在庫圧縮努力にもおのずから限界があつて、今後のたばこ産業全体の維持発展を図るという観点から考えますと、これは葉たばこ耕作農家にだけし寄せするつもりは毛頭ございせんけれども、私も公社自体の企業努力と、あわせて耕作農家にもその辺の事情の理解を求めながら、応分の協力をお願いせざるを得ないのではないかとこのように考えております。

○清水委員 これまでいろいろ努力をされておられる経過を私も承知しております。ただ問題は、今せっかく在庫調整を進めておられるわけでありまして、一面では輸入葉が入つてきているわけですね。この辺は大臣にもよく承知をしておいていただかなければならないことなんです。が、他の農畜産物等の場合、えてして過剰基調という状況になつておる。そこで、国内では生産調整が年々行われるけれども、相次いで海外からの輸入農産物の量が増大をする。一向に減らない。そこで国内におけるせつかくの在庫調整努力をしても、あるいは生産調整努力をしても、輸入との見合ひで、輸入の量のいかんによつては再びまた過剰基調になるという事態があり得るわけですね。

ですから、どうしても輸入葉の使用割合というものについて一定の歯止めを持たなければ、今総裁が言われる、先ほど来大臣が言われるような、国内の葉たばこ耕作というものを安定的に確保していくということにはならないのじゃないか。ですから、この際具体的に、現在の製造たばこにおける輸入葉、国産葉の使用割合というのは、大ざっぱにいって三対七だとか、もうちょっと細かい数字でいえば六七%くらいが国産葉じゃないか、こう言われているのですけれども、この使用割合というものは少なくとも将来にわたつて維持をしていく、こういうものがないと、いわゆる過剰在庫の調整という形であれこれ努力をされても、輸入葉が逆にふえてしまうということがあつたのでは、これは自給率も下げるし、安定度も欠くとい

うことになりはしないか。これは総裁から聞いた方がいかもしれませんが、その辺いかがでしょう。

○長岡説明員 お答え申し上げます。

現在の輸入の葉たばこは、もちろん御承知のこととでございますけれども、大きく分けまして、性的にいえば二つあると思ひます。一つはアメリカのいい葉たばこ、あるいはオリエンタルの葉たばこのようにたばこの味つけに、香嗅味原料と申しておりますが、これは必要欠くことのできないものがございます。それからもう一つは、ニコチン、タールの量などが少ない緩和補完料と言つておりますけれども、これは東南アジアとかあるいは中南米、アフリカといったようなところでつくつている葉たばこでございます。そこで、御指摘のとおり、国産葉の方が過剰基調であるということ、仮に耕作農家の御協力を得てある程度の減反ができて、輸入の葉たばこがふえてしまつたのでは何にもならぬのではないかとこのことは、それはまさに御指摘のとおりでございます。非常に率直に言わさせていただきますと、国際競争力を持つためには、実は輸入葉の方が安いわけでございますから、安い葉たばこをたくさん使いたいという気持ちから、安くないと申し上げればもうそれになると思ひますけれども、一方において、国産の葉たばこは農業を維持していくのが私どもの役割でございますから、そういった国産の葉たばこ農業にしろ寄せをして輸入葉がふえていくというようなことは絶対にしないつもりでございます。

先ほど申し上げました国産葉の使い込みあるいは国産葉の輸出といったようなことで過剰在庫の解消に現在努めておりますが、今後とも懸命の努力をいたしますけれども、その過程におきましては、緩和補完料的な、東南アジアとか中南米とかいったようなところから輸入している葉たばこはむしろ減るというふうにお考えいただいて結構でございます。ただ長期的に見ました場合に、国産葉の率と外葉の率の一定率を常にコンスタントに維持していくというこの約束はなかなか難しく

てできないと思うのですが、現在のよう
に、我が国の国内でたばこをつくる場合に国産葉
が主原料であるという方針だけは、将来とも
に貫いてまいりたいというふうに考えておりま
す。

○清水委員 国産葉が主原料であるという立場は
将来ともに貫いていく、言外に言わんとされるこ
とを感じ取れないことはありませんけれども、た
だ、せっかくの機会ですから——耕作者がそれな
りに先行きに懸念と不安を抱えているわけなん
です、正直言つて。ですから少なくとも当分の間
は、現在の使用割合の水準というものを維持して
いくのだというぐらゐなことをやはり言つておい
てもらわぬと、これは困ると思ふんだな。

○長岡説明員 過剰在庫の解消策について今鋭意
詰めておりますけれども、これは私の個人的な見
通しとしてお聞きいただきたいのですが、その過
程においては、むしろ国産葉率が一時的にふえるこ
ともあるかと存じます。ですから、そういう意味
で、私どもの仕事の取り組みの姿勢から、耕作農
家の方々に将来にわたる不安なお気持ちを抱かせ
ないように、最大限の努力をいたしてまいりたい
と考えております。

○清水委員 それではこの点、大臣もひとつ念頭
に置いて、将来にわたつて対処をしていただきた
い、こういうことを希望をいたしておきます。
(大臣もうなずいた)と呼ぶ者あり—今委員の方
から言われるように、大臣もうなずいたというこ
とをひとつ速記録に……

さてそこで、いずれにしても今の總裁の所信を
承つていて、私の抱えていることは杞憂であり、
懸念であるかもしれませんが、これは意見として
聞いてほしいのですけれども、いずれにしても今
日の過剰在庫の調整に当たつては、耕作者の皆さ
んに激変という感じを与えることのないような安
定的な方法でこれを進めていく、こういうことを
ひとつこの際しっかり踏まえていただくようにお
願いをしておきたいと思ひます。

さて、そこで次に全量買い取り制のことについ

てお尋ねをしたいと思います。今度の新法人
への移行を図ろうという中で、公社の事前の説明
では、全量買い取り制というものは維持されるの
である、こういうふうな言われているのだけれど
も、耕作者はなかなかそうは受け取れない。それ
は法律上の許可制から契約制になった、表現が変
わつたからということ必ずしも言っているわけ
じゃありませんが、そういう点も含めて一定の不
安を抱えているわけなのであります。現行同様
な全量買い取り制という建前は不変であるという
ふうに言い切れるのかどうか、お聞かせをいた
したい。

○生平説明員 お答えいたします。

現在、たばこ専売法におきましては、耕作者に
葉たばこの納付義務を課しております。一方、公
社に對しましては、納付に適さない葉たばこを除
き、公社がすべて買い取るというふうな規定して
いるところでございますが、具体的には、葉たば
この等級標準をあらかじめ設けまして、その最低
等級に達しないものを除いて、すべて買い入れの
対象にしているところでございます。新しい制度
のもとにおきまして、現在の全量買い取り制と同
様に、最低等級の標準に及ばないものを除きま
して、すべて買い取る仕組みを維持する考えでこ
ざいます。

なお、この標準でございますが、このように買
い入れの基準となる大変重要なものでございま
すので、耕作者側それから買い取る会社側、両当事
者の代表によつて決定される制度を考えていると
ころでございます。

○清水委員 今お答えのように、法案の三条四項
で「原料の用に適さないものを除き、すべて買
入れるものとする。」というふうな書かれてい
ることは、私もよく承知をしています。その表現は
まことに耳ざわりもいし、一定の安心感を与え
てくれているように感じられないことはないもので
あります。問題は、最低の等級に達しないものを
を除き、というお話が今あつたけれども、い
ずれにしても原料に適するか否かという判断をさ

れるのは、耕作者じゃなくて買い入れ側ですね。
会社側でしょう。そこから問題は、買い入れ側が
そのときの、つまりさつきも總裁から、単年度収
支というふうな話がありましたが、過剰在庫の
調整というふうなことを念頭に置いてやつて
きているが、なかなかうまくいかない、こう言つ
て敷衍をされているけれども、そういう立場か
ら、例えば買い入れ側が一時的に、あるいは恣意
的に、これは買い入れることができないと判断を
する、買い入れられない範囲を、そうした判断を
通じて拡大をするというふうなことがあつたので
は、これはなかなか困るのであります。この辺
は、ただ言葉の上でそういうふうな言われただけ
ではなかなか安心ができません。だから、現在のよ
うに、ごく限られた、一部の廃棄を命ぜられたも
の以外は全部買い取つて、そういう現状と変
わるのか、変わらないのか、この点をひとつ聞か
してくだされ。

○生平説明員 結論的に申し上げますと、現状と
変わらなかつてよろしいと思ひます。現在の
買い入れ方は、あらかじめ標準たばこというものを
等級別につくつておいて、その等級に達しない
ものは、耕作の代表の意見を聞いてつくつてい
ることでございます。新しい制度におきまして
は、今までの専売制度のもとにおきますように、
納付とか収納とかいうことじやございませんで、
買い取り、売買ということになりますので、生産
代表、会社代表両方の標準委員が合議をいたしま
して、あらかじめ納得の上で標準たばこという
ものを設定するわけでございます。その標準たば
こに基づきまして、これと比べまして買い入れ
る、そういうことでございます。したがしまして、
むしろ今までも、そういう意味では生産側に
とりましては安心ということが言えるのではない
かと思ひますが、結論的には従来と変わるという
ことはないと申つてよろしいと思ひます。

○清水委員 先ほどから標準という話が出たか
ら、僕は順序としてちよつと先で聞くつもりで
いたけれども、この際だしておきたいと思うので
すが、いずれにしても買い入れに当たつて標準の
決定をどうするか、これは非常に重要なことで
から、それなりに耕作者も、民主的なルールで
そういう品位等を定める標準を決定をする、こう
いう手続が踏まれることを期待をしているわけ
です。それで、これは法案によると省令をもつて
定める、こういうことですね。この際、予定して
いる省令の内容を聞かしていただかせませんか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。
御質問の省令でございますが、たばこ事業法の
第三条の五項「前項に規定する買入れに際しての
葉たばこの品位に係る決定の方法については、大
蔵省令で定める。」というところになっておるわけ
でございますが、ただいま公社からも説明がござ
いましたように、基本的には、会社及びたばこ耕
作者の双方にとつて、公平かつ客観的であつて円
滑な買入れが行われることを旨とした内容であ
ることが必要であると考えております。

大蔵省令の内容は今後具体的に詰めていくこと
となるわけでございますけれども、現在のところ
では、品位の鑑定基準となる標準たばこの決
定のためには標準委員会というものを設けるわけ
でございますけれども、会社及び耕作組合中央会
から選出された同数の委員によりこの委員会を構
成し、この設置された委員会において標準たば
この決定をするというところをまず考えておるわけ
でございます。次に、その基準となる標準たば
こに基づく鑑定といたしましては、会社の専門職
員が行います。第三に、鑑定に関する不服である
とかあるいは苦情を処理するための協議機関を設
置する。この三つの柱で現在考えているところで
ございます。

○清水委員 今までの標準たばこ委員会という
のは、中央及び地方の耕作者の代表をもつて組織
をしているのじやないですか。

○生平説明員 そのとおりでございます。中央と
それから地方の委員ということで構成してござい
ます。

○清水委員 どうして今度は地方の耕作者代表を含めようとしたのか。いやしくも今まで標本葉たばこ委員会というのは、全国の耕作者の代表の総意をできるだけ反映させよう、そういう民主的なルールというものが前提になって委員会が構成をされ、役割を果たしてきている。ところが、今度は会社の代表と中央会の代表だけで構成をして、今までと同じようなことをやると言ったって、同じようなことはできないのじゃないですか。

○生平説明員 標本委員の選び方につきましては、従来と同じように地方からも代表を選んでやっていくという考えでございます。

○清水委員 監理官、そうするとあなたのさっきの説明は違いますか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

先ほど会社及び耕作組合中央会から選出された同数の委員より構成と申し上げましたけれども、具体的にどういう方が選出されるかについては、中央会の方でいろいろ御相談になることだと思っております。

○清水委員 生平さんですか、従来どおり中央及び地方の耕作者の代表にも加わっていたけど、こういう話があったが、その点はどちらの説明が正しいんだね。それは中央会にお任せしているから、中央会があるいは地方の代表も入れるようになるかもしれないというようにことで理事が言っているんだとすれば、私の先ほど言ったこととちよつと意味が違うんだ。やはり標本葉たばこ委員会というものは、従来中央の耕作者代表、地方の耕作代表、これが委員会を構成して一つのルールというものを民主的に決めてきた。実にうまくいったわけでしょう。だから、それをやめるのか、やめないのか。

○生平説明員 従来のやり方をやめるといことはございせん。現在ありますように、地方の標本委員というものもありますが、新しい制度におきましては、リストをつくりましてそれぞれ適任者を選んでいただきまして、中央会の方から推薦

していただく、こういうようなことになるわけでございますから、実的には全く従来のやり方を引き継いでやっていくという方針でございます。

○清水委員 くだいようですけれども、じゃその点は従来どおりであるというふうに理解をしてよろしうございせんか。

それでは、今監理官がわざわざ鑑定について話をされているんだが、私もよく承知しているのですけれども、従来は公社職員二名が甲鑑、乙鑑というような格好でそれぞれ鑑定に当たってきいてるわけですが、これは引き続き同じような方法で鑑定をされることになりませんか。

○生平説明員 鑑定して買い入れる、いわゆる鑑定につきましては、従来と同じように公社の職員が鑑定して買い入れるというふうに考えております。

○清水委員 私の聞いているのは、くだいようですけれども、従来は甲鑑、乙鑑で鑑定をして、非常に公正にやっていたかと思ひます。だから、そういう従来の方法というものが、新会社に移行しても同様に維持をされていきますか、こういうことなんです。イエスかノーかでございます。

○生平説明員 そのとおりでございます。

○清水委員 それから、監理官の先ほどの話に出てきた苦情の問題、これをどう処理するか。従来鑑定官が誠実に鑑定をなすっているに違ひないんだが、人間の目ですから、時には苦情の対象になるようなことが起こるわけですね。そこで迅速かつ適切に苦情処理が行われる。これはこれからは必要だと思ふのですが、具体的には、私の仄聞するところでは、省令によって調停委員会の設置を検討するといふような動きがあるというのですけれども、あるんですか、ないんですか。

○小野(博)政府委員 先ほど鑑定に関する不服及び苦情を処理するための協議機関と申し上げたわけでございますけれども、名称はともかくといたしまして、新会社と耕作組合中央会から選出されました同数の委員による苦情処理機関、これはまだ具体的に詰まっておりますわけではございせん

が、一応複数段階で苦情処理機関を設けて苦情処理をしていくというふうに考えております。

○清水委員 いずれにしても苦情の処理ということとは非常に重要なテーマですから、耕作者の意が十分反映されるような、そういう機関として構成されるように検討していただきたい。よろしいですね。

○小野(博)政府委員 先ほど申し上げましたように、品位の決定につきまして、円滑に買い入れが行われることを旨として定めるべきものと考えておりますので、公社、耕作者とよく相談して決定したいと思っております。

○清水委員 さて、そこでもう一回前に戻るのですけれども、そういう品位を定める標本によって鑑定をして買い入れる、こういうことであります。先ほど来全量買い取り制ということについては従来と同じである、こういうことが明らかにされたわけでありまして、例えば具体的に買い入れられない葉というものはこれこれであるというようなことを省令か何かで定めるのですか。

○生平説明員 買い入れられない葉たばこにつきましては、標本を作成する段階で耕作代表の委員と協議して決めるということになるかと思ひます。

○清水委員 それはつまり、買い入れられない範囲というもののについて、耕作組合中央会と会社の方と相談して、品位を決める標本を定める際に云々と今言われたのだけれども、その際に具体的にこの範囲の葉たばこは買い入れることはできないといったようなものを省令か何かで例示をするというふうなことはするのですか、しないのですか。

○生平説明員 省令に書くということは難しいかと思ひますが、そういう葉たばこにつきましては、従来から一つの確立されたルールとしましては、現に標本葉たばこで買い取りをやつてきておりますので、新しい種類でも開発して導入されるというときには、またいろいろ協議を新たに尽くさなければならぬということがございまして、現在栽培しております種類につきま

しては今までの標本というものがございましてから、それと大体前の年、そういうものに比準してまた標本をつくっていくことになると思ひますので、そんなに大きな意見の食い違いというものには生じないでやれるのではないかとこのように考えているところでございまして。

○清水委員 そうすると、こういう聞き方をしておきますが、現行制度のもとで廃棄を命ずるものがありますか。それと同じことだという理解でいいですか。

○生平説明員 そのように考えております。

○清水委員 今、廃棄ということをお尋ねをしたので、廃棄に関連をしてちよつと聞きますが、今度の法案の中では現行制度のような廃棄という処分はないわけですね。いわゆる買い上げられないものを除きすべて買い入れる。では、買い上げられないものはどうなるのですか。

○生平説明員 廃棄という言葉はございせんけれども、現在の専売法のもとにおきましては収納する、あるいは耕作者側にとりましては納付するというような表現でございまして、それとの一連の関連のある表現だと思ひますが、買い入れないものは公社の許可を受けて廃棄させる、こういう一方的といひますか、そういう表現になっているわけでございます。新しい制度におきましては、原料の用に適さないものを除き買い入れるということになりますから、したがしまして買い入れない葉たばこについては、行為としましては従来と同じように廃棄といひますか、捨てていただくというふうなことは従来どおり起ると思ひます。ただ、表現の上では廃棄という言葉を使わなかつたといふふうに理解しております。

○清水委員 あなたの今言っていることはちよつと強行解釈過ぎるのであつて、現実の問題として、買い入れられないものを除きすべて買い入れられない葉たばこの処理はどうするかというものは何もないわけですね。だから、今度は殊に許可制ではなくしに契約制なんだから、幸か不幸か、ある葉

っぱが買上げられなかった、手元に残った、そこで、せめて自分で吸う分ぐらいはばこをつくつてもいいか、こういう議論だつて当然出てきていいのじゃないですか。買上げられない葉っぱで自家用は許される、こういうことでもいいのですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

先ほど公社から御説明がございましたように、現在の制度のもとでございますと、葉たばこはすべて収納する、したがって、収納に適しないものは公社の許可を受けなければ全く処分できないという格好でございますけれども、今回は耕作者と会社との間で面積について契約をして、その面積からとれたものについては、製造たばこの原料に適しないものを除き買入れというところだけを規定しているわけでございまして、残ったものについては処分されるか、どうされるかは耕作農家の御自由でございます。ただし、その葉たばこをもって自分でたばこを製造されまして、それはたばこ事業法に言う製造独占違反ということになります。罰則の対象になるわけでございまして、

○清水委員 今の監理官の私に対する回答と、さっきの生平理事の回答は違ふんだな。つまり、今の法案には廃棄というようにすることについては何も触れてないけれども、実は中身としては同じように取り扱っていたのだ、こう言っている。だけれど、文言に何もないのをそういうふうにして読めというのだから、これは余りにも強行解釈じゃないか、こう言つて聞いたのだが、今監理官は、処分は耕作者の自由だ、ただし、たばこをつくって吸つちやいない、こう言つておどかしただけなんだ。その辺はどつちかはつきりしてくださいよ。何も私は密造を奨励しているというんじゃないんだ。

○生平説明員 原料の用に適さないということで会社が買わない葉たばこでありますから、多分実際にそれをまた原料にして吸うとかそういうことではないのではないかとしまして、現在でも廃棄しているような非常に悪い葉たばこでありますので、同じように廃棄するようになることにはなるのではないかと申し上げたわけでございまして、専売制度のもとでは持つていてもいけないわけでありまして、公社の許可を受けて廃棄する、こういうことだつたわけですが、今度は専売制度がなくなりまして、持つてある、あるいは製造たばこの原料として会社に売って目的で契約をしたところが買入れの対象になるわけでございまして、それから、それ以外の形で持つてあるといううなことは、それは自由といひますか、あるわけでございまして、原料として不適当だということでは買わない原料ですから、捨てることになるのではないかと申し上げたわけでございまして、

○長岡説明員 今回の制度改正で今までと違ふことになりましたその基本を御説明申し上げないと、御理解いただけないと思うのでございまして、今回は葉たばこ専売ではなくございまして、製造たばこの用に供する葉たばこについて契約をして、そして製造たばこの用に供し得るものを全量買上げするという仕組みでございまして、ね。そうしますと、そこに残りますものは、製造たばこの用に供する目的のもとに契約をして栽培をしていただいたけれども、いざ収穫の段階になつたときに、従来のような標本に照らしてみたら、最下等級以下と申しますか、そういうもので、たばこの製造には使えないというものが一つ残ります。観念的には、それ以外に、製造たばこの用に供する以外の目的で葉たばこをつくることのできるわけでございまして、

これは、実は私もまだ菌切れのいいお答えができないのでなかなか御理解がいただけないのですが、例えば農薬とか薬品とか、あるいは花を咲かせて観賞するたばことか、そういう種類のもの新しい会社と契約しないで自由に栽培ができることになる。それをどうするかという問題は残つておりますけれども、観念的には、契約をしてつくつていただいたたばこの中で、収穫の時期になつて葉たばこの用には供し得ないというこ

とで買上げの対象にならなかつたものは、たばこ以外の目的でつくつた葉たばこと同じグループになるわけでございまして、したがって、すべて廃棄するものと申し上げるのは、本当は正確ではない。ただし、現実には恐らく大変質の悪いものが残るわけでございまして、果たしてそれがほかの目的、いわゆる製造たばこ以外の目的にも使えるかどうかかわからないので、現実問題としては従来と同じように廃棄されたいと思ふのが自然ではなからうか、こういう感じだと思ひます。

○清水委員 そうすると、私流に解釈をすると、いづれにしても、契約をしてたばこの原料としてつくつた葉たばこについては、よほどのものでない限り全部買上げる、したがって、買上げられないようなものは、とても吸うにたえるようなたばこなんというものはつくれないだらう、こういうことですか。イエスカノーかでいいのですよ。

○長岡説明員 そうお考えいただいてよろしいと存じます。

○清水委員 時間の関係もありますから、この程度にしておきます。

次に、買取り価格のことでお尋ねをいたしました。現行法では五項三項で「耕作者に適正な収益を得させることを旨として」価格を決める、ところが今出されている法案の四項二項では「再生産を確保することを旨として」決める、こういう表現になっているわけでありまして、これは単なる表現上の相違なのであつて、実体としては今までと同じなわけです。

○生平説明員 葉たばこの収納価格は、現在、原料葉たばこの合理的生産を前提として、葉たばこ生産費を初め物価、労賃、需給事情その他各般の経済事情を参照して決定するといういわゆる生産費補償方式がとられていてございまして、この価格によつて、たばこ耕作者に適正な収益が与えられ、また葉たばこの生産が確保されることを意図しているものでございまして、新しいたばこ事業法案の第四項第二項は、現行と同様の趣旨であるというふうに理解しております。

とも価格決定方式は基本的には変わるものではないというふうに考えております。

○清水委員 いずれにしても、生産費及び所得補償方式を置いて今後ともやっていくのである、こういうことではないわけですか。——うなずいておられるから、そういうふうに確認をしておきますよ。

さてそこで、いづれにしても葉たばこの価格の決定は、葉たばこというものが天候に左右される農産物である、また仮に大きな災害を受けても、その中から立ち上がつて、再生産に立ち向かつていく農民心理というものを酌み取つて、あるいは反映をして、価格に配慮をしなければならぬ、私はそういう性質を持つていて思ふので、私から、先ほど大臣が言われていたわけでありまして、私は、今後とも農政負担を加味するなど一定の保護政策をとつていかざるを得ない、そういう性質のものであると思ふのであります。

○生平説明員 現在、国内の葉たばこにつきましては、価格の面でさらに生産性の向上を図らなければいけないという点が一つございまして、それから、品質の向上も図つていかなければならないというところで、国際的な価格面でもできるだけ価格差を小さくするように努力していかなければならぬわけでございまして、そのためには、主産地の形成というように、生産性向上のための高効率の機械の導入あるいは施設をつくつていただくというふうな、いろいろな施策が必要かと考えております。それを推進するために、従来一定の助成をやつてきたわけですが、やはりそういうふうな考え方が必要であるというふうに考えております。

○清水委員 ちょっとどうも私の質問を取り違えているんだけれども、今理事から答弁されたことも、当然私の方からただしておかなきゃならない事柄ですから、それはそれで結構なんですけれども、私が今お尋ねしたのは、葉たばこ価格の決定に際して、つまり、天候に左右される農産物で

あるということは異論がありません。それから、微妙な農民の心理というものも当然勘案される、これも問題ないと思うのです。だから、今後ともそういう点を配慮しながら、一定の農政負担を加味するなど、保護政策というものを価格の決定の中で加味していかざるを得ないのじやなからうか、こういうことをお尋ねしたので、おっしゃるとおりだと言っていただけいいので、私は別に難しいことを聞いたわけじゃない。いかがですか。

○農政説明員 問題は、現在までの価格の決定の仕方なり、また決定された価格が農政負担を含んだものであると観念するかどうかということになるんだらうと思います。たばこは競争商品でございますから、葉たばこを使う、製造して販売する立場からすれば、国際的に見て高い葉たばこはもつと安くしてもらわなければならない、にもかかわらず現在の価格で決めているのは農政的な配慮があるからではないか、そういうふうにおっしゃれば、それはある意味での農政負担かもしれない。そういつたような考え方は今後とも変わらないとお考えいただいてよろしいかと存じます。

また、決定の方式についても、耕作審議会に諮って、その意見を聞いた上で決めるわけでございますから、その決められる方式も変わらない。ただ、現行制度のもとにおきましても、私も、価格の決定の段階では、需給事情その他も耕作代表の方々に十分御説明をしながら、お互いに意見の交換をしながら結論に到達しておるのが現状でございます。そういう考え方は今後も貫いていくことになるかというふうに考えております。

○清水委員 さて、それはそれで結構ですから先へ進めますが、さつき生理事が触れたことなんですけれども、一面で今のような配慮を価格の決定に当たって加えられると同時に、例えば品質の改善であるとか生産性の向上であるとかいった面で、現在公社が行っている技術指導、こういう

うものは新会社になっても当然引き続き進めていくべきことだと私は思うのです。

そこで、具体的に申し上げると、今公社が支出している生産助成費といったような補助事業を新会社においても継続をされる、こういうふうな理解をしようと思っておりますか。

○生平説明員 先ほどちょっと申し上げましたけれども、現在、品質の向上あるいは生産性の向上というふうなことで、そういう助成というものをやっておりますが、新しい会社になりましても、引き続きそのような生産性の向上、品質の向上というふうなことは必要であると考えておりますので、そういう必要なものについて引き続きやっていく考えでございます。

○清水委員 そこで、大蔵大臣にちょっと伺いをしたいのですけれども、例えば新会社に移行をする、国際競争力に耐え得るような体質の改善等も一面では進めていかざるを得ない、そうしたことに付いての一定の負担も当然予想せざるを得ない、しかし一面では、今議論をしたような農政負担等も見えていかざるを得ない、こういうことになっていきますと、時には必要に応じて国が新会社の行方農政負担等の支出について一定の配慮を払わざるを得ない、こういうことが必要になってくるのじやないかと私は思うのですが、その辺はどのように御認識をいただいておりますか。

○竹下国務大臣 いわゆる農政負担という点、両面から考えられるかな。一つは、農林省が葉たばこ栽培を農政の分野でとらえて、これの基盤整備でございますとか各金融でございますとか、そういうことをかなり私も丁寧にしていただいておりますというふうな理解の上に立っております。そういう農政の部分は、これは私からお答えすべき筋ではございませんが、これは農林水産省で当然念頭に置いておられる重要課題の一つだと思います。

それからもう一面は、まさに我が方の所管であります価格政策そのもの。その場合には今日ま

で、言ってみれば生産費所得補償方式等、あるいは一方、需給事情等と相談の上でできておるものが国際価格よりも上回っておるということにつきましても、広義における農政の範囲内のもではないかということには、そのとおりであるとお答えすべきでございます。

(委員長退席、中西啓委員長代理着席)
また、今後のこの価格決定のあり方から見ますと、まさにいわゆる新法人と耕作者の契約によって定まることとなりますが、新会社が一方的に買入れ価格を決定することがないように、新会社内に葉たばこ審議会を設置して、新会社は契約に当たり当該葉たばこ審議会の意見を尊重しなければならぬという規定の中で、私はこれはそれなりに、今の総裁のお答えをも含めて、価格政策の中で広義な意味における農政負担が入っておるというふうな理解をいただいているのではないかと。

さて、次の問題は、端的に言えば、いわゆる新会社に対する国費等による新たな助成措置ということになるかと思うのでございますが、そもそも今次改革において、専売公社を合理的企業経営が最大限可能な特殊会社に改組しますとともに、国内産葉たばこの現状を考慮して、当該特殊会社に製造独占をさせる、そういう措置によって輸入の自由化後に国際競争力に耐え抜こう、こういう趣旨でございますから、いわばそういうものに耐え得る基盤を整備したということと御審議をいただいておりますわけですね。そういう競争力の基盤を整備したという前提で御審議いただいている法律に對して、あらかじめ新会社に新たな財政負担をしてもいいと言ふことは、やはりお答えの外に置いておくべきではないか、こういうふうな考えます。私も委員と同じような地域に住んでおりますので、おっしゃる趣旨は概念としては極めて理解しますが、法律を提案し、御審議をいただいております今日の建前からすれば、いわば新たな助成措置を前提としておるものではない、こういうお答えをすべきが正直であろうと思っております。

○清水委員 今いみじくも大臣からこの問題について建前と本音を御披露いただいたわけでありまして、これ以上のことをお尋ねすることもやばだと思えますからつけ加えませんが、いずれにしても葉たばこ耕作をめぐるシビアな環境に對応して、葉たばこのことは全部新会社に任せてしまおうという発想ではなしに、政府が生みの親であるはずなんですから、先行き必要に応じて必要な手立ては講ぜざるを得ないだろう、こういうふうなことを言外に言われているわけでありまして、それをもつて先へ進めることにしたいと思います。

さてそこで、面積について聞きたいのですが、だんだん時間もなくなってきましたから、私も簡潔に聞きますから答弁の方も明快にお答えをいただきたいと思います。

率直に言つて、葉たばこの耕作というのは単に原料の葉つばをつくるという視点だけではなしに、地域経済への貢献であるとか影響、あるいはオーパーに言えば国土保全というふうなこともありましようが、自然環境の保全という観点、さらには雇用確保というふうな面、一つ一つ見ていきますと、かなり多面的に評価をされるべきものだ、こう思うのです。そうした意味を持つ葉たばこの耕作について、政府は新会社への移行を契機に、この際大幅に耕作面積を減反するという動きがあるのではないかと懸念が耕作者の間にある。私もいろいろ資料を持っていますし、新聞のコピーなどもお見せしてもいいのだが、こんなことは皆さんも百も御存じのことだから、私は一々示しません。

そこで、先ほどの説明にもあったように、現在の面積は五十六年度の審議会に諮って、五十七年度から五十九年度まで、単年度均衡がとれるようにという思惑で一定の面積を決めて今日まで来ている。ところが来年度の分は未定なんです。しかも、いみじくもこの六十年という年は、仮にこの法案が成立するとすれば、公社から新会社へ移行する時期なんです。そういうときに、さつきも生理事が言われているけれども、主産地形成

等に現に努めている、しかし、需給調整であるとか合理化計画を進めるとか、そういう観点から、主産地形成を進める過程で不経済な産地を整理するとか、小規模耕作者を整理をする、こういったある種の切り捨て政策ともいったようなものが動きとして感じられる。ですから、それやこれや総合して、この期に大幅減反があるいは行われはしないかという懸念が耕作者の間にある。新しい組織の出発に当たって、そういう波瀾の船出をするのではなしに、耕作者に一定の安心感を与える、そうした中で品質の改善であるとか生産性の向上にもお互いに努めていくといったような方向を展望しながら、とにかくも面積については現状の水準を維持しながらいくべきではないか、こういう意見を持つものなのですが、この辺はどうなのですか。

○長岡説明員 先ほどもお答え申し上げましたように、現状において葉たばこの需給事情を見ますと、約一年分の過剰在庫を抱えている段階でございまして、需要面で国産葉を非常にたくさん使えようという事情があればともかくといたしまして、需給事情は大変タイトと申しますか、厳しい状況にございます。

私どもといたしましては、制度改正の有無にかかわらず、まず最初に公社としてやるべきことは、いかにして過剰在庫の解消を図るかということとございまして、これは一生懸命に今後も努力を続けてまいります。これは一生懸命に今後も努力を続けてまいります。現状の面積をそのまま維持できるかという点については、私は現状面積では無理ではなからうか、若干の面積減反について御協力をお願いするを得ないのではなからうかと考えております。ただ、五十六年の審議会に諮って、五十七年作から大幅減反をお願いした後でございまして、耕作者のお立場からすれば、将来を見越してあらゆるしわを葉たばこ耕作農業に寄せるといふことではとても納得ができない、こういうふうにお考えになるのは当然だと思えます。したがって、これはこの夏の耕作審議会に向

けまして私どもが勉強して準備をして、耕作審議会と議論をしていただく問題でございすけれども、将来展望あるいは公社みずからどれだけの合理化をしていけるかを切り落としていくといったようなことまで含めて、でき得る限り詳細な御説明をしながら、耕作者の方々にも御理解を得て、ある程度の面積の調整についての御協力をお願いせざるを得ないのではないかと考えておる次第でございす。

ただ、現時点においてそれが一体どのぐらいの面積になるのだろうか、それは大幅に過ぎないかといったような点につきましては、まだ率直に申し上げておぼろげな感じがしております。これから夏に向けて鋭意詰めていくべき問題だと考えております。

○清水委員 これは率直に言って、たばこの耕作地はもう御承知のとおり、なかなか他の転作がきかないというような地勢のところが多いのです。だから、小規模ならざるを得ない事情もそういうところから現にあるわけですから、例えば不経済であるとか小規模であるとかということから主産地形成のちから外にそういうところは置いて、また一面では公社自身が取扱所の統廃合、これは新会社へ移行後もやるのかもしれないけれども、そういうことを通してだんだんぜい肉を切る、国際競争力をつけるという言い方の中で、結果においては、葉たばこ耕作者の安定に寄与することを含めてたばこ産業の発展を図ると言いながら、これを犠牲に供していくというようなことになったのではございませんか。

なるほど自然減反というのも年々少しずつはあるわけですが、私もさつきよく触れている、何か耕作者に激変が起きる、大きなショックが起こるというようなことのない安定的な生産調整というかが過剰調整というか、これを進めるべきではないか。そうしますと先ほど言われて、今になるとどうも少しお願ひせざるを得ないみたいな話の中で、私はこの点は十分慎重を期してもらいたいと思っております。

○長岡説明員 面積調整の御協力を耕作者にお願ひする場合におきましても、耕作者の御理解が得られなければだめなところがある。そういう意味において、私どもがどの程度まで御理解が得られる説明をつけ得るかというのを、これから八月末の審議会に向けて鋭意努力してまいりたいと考えておる次第でございす。

○清水委員 それでは次に、今度の法案の中で新会社が葉たばこの種類別総面積について審議会の意見を尊重して決める、この点は私も理解ができています。しかし種類別面積の地域的配分は、中央会の意見を聞いてその内訳を定めるといふ点はどうもよくわからない。この際、端的に聞きますが、それでは個別農家に対する耕作面積の配分というのはどうするのですか。

○生平説明員 総面積につきましては中央会と約定するわけでございすが、地区別の面積につきましては、その中央会と約定する際にいろいろ相談いたしまして、専売公社には地方局あるいは支社というように地方組織もございすので、そういう地方の組織ごとにも面積を配分するわけでございす。私どもは支部局と申しておりますが、その支部局では農連の意見も聞きまして、最終的には会社と個々の耕作者とが契約をするわけでございす。個々の耕作者を選びます場合には、経験のある者あるいは今までの耕作成績、品質のいいものをつくる、あるいは今後安定的につくっていただける耕作者であるとか、そういうことを考えながら選びまして契約をしていくということに考えております。

○清水委員 そうすると地域別の内訳について、いざにしろも会社が中央会の意見を聞きながら一方的に決めていくわけですね。個別農家、耕作者と契約をしていく。その際にはこれまでのあれこれの経過等踏まえながら、こういうことなんでしょう。

そこでまた一つ心配の種が出てしまうわけなんです、その際に耕作者の利益が損なわれるような心配はないか。例えば耕作者を選別したり不合理的な排除をするというようなことはないか。つまり、いい品質をつくってきた者だとか将来にわたって安定的に耕作をしていく見通しのある者だとか、いろいろなことをあなたが言うから、そうするとあなた方が一方的に判断をなすって、あれこれの耕作者の選別とか排除とかいうようなことが起こるのではないかと。そういうようなことがありますが、そういうことはないと理解をしてよろしゅうございすか。

○生平説明員 契約をするに当たりまして、耕作者の方の耕作希望が非常に強い場合を考えて申し上げたわけでありますけれども、実際に面積の配分といたしますと、契約をする場合には、会社の組織と対応する耕作組合と十分協議をして、納得の上でその配分をやっていくと考えております。これは、現在でもそういうやり方でやっておりますので、新しい制度になりましたも、特にそのことによつて大きな混乱というものはないのではないかと。しかし、そういう混乱のないようにやるといふことについては十分留意してまいりたいと考えております。

○清水委員 耕作組合中央会の御納得を得るうので心配ないと言われるのだけれども、最終的には個々の耕作者との契約になるわけですから、そういう既存の耕作者の納得が得られるような努力をするということが前提になっていかなければいけないのじゃないかと思ひますが、その点はそういうふうな理解してよろしいですか。

○生平説明員 私どももそのように考えております。

○清水委員 そこで、従来は耕作を希望する農家が公社に申請をして許可を受けて耕作をする、こういう仕方だったわけですね。ところが、新しい制度というものは、耕作組合の組合員たる耕作者の委託を受けた中央会と会社が約定する、こうなっているわけですが、そもそもこういう契約の方法に変えなければならなかった理由はどこにあるのですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

葉たばこ買入れ契約の基本的事項につきまして、新会社と組合員たる耕作者の委託を受けた中央会との間で約定するというふうにしたわけでございませうけれども、葉たばこ買入れ契約自体は会社とたばこの耕作者との間で締結されるものでございませう。したがって、当該契約の内容につきましては、会社と各耕作者との間で協議が行われ、確定されることが原則なわけでございませうけれども、一つには、国内産葉たばこの買入手というの事実上一社と申しますか、会社のみなわけでございます。

第二といたしまして、専売制度のもとにおきましては、本来公社が耕作者から葉たばこを買入れる条件に該当する者、こういう事項が法律により定められておりまして、これによって耕作者の経営の安定が図られていたという事情がございませう。したがって、今次改革において葉たばこの調達制度が許可制度から契約制度に改められるわけでございませうけれども、その契約事項について全く契約自由の原則にゆだねると、会社と個々の耕作者と一対一の契約自由の原則にゆだねるといふことは、耕作者の経営の安定上いささか問題があるかという判断があつたわけでございませう。そこで、新制度下において会社が葉たばこの買入れ契約を締結しようとする際に、当該契約のうち葉たばこの価格であるとかその他基本的事項、いわば全耕作者に共通する事項のようなものでございませうけれども、そういう事項については、組合員たる耕作者からたばこ耕作組合中央会に約定の委託があつた場合は、会社が中央会を相手方としてそれらの基本的事項について約定する、約定することによって経営者の安定に資する、こういうわけでございませう。

なお、つけ加えて申しますならば、本制度は、会社にとりまして葉たばこ買入れ契約の事務の簡素化に資するという副次的な面もあるかと思ひます。

○清水委員 そういふ説明ならば、必ずしも会社が基本的事項の約定の相手方として中央会だけを

限定するということなく、例えば県段階でも約定して差し支えがあるというふうには私は思へないし、むしろ地方の実態、実情をよく心得ているわけですから、その方があるいはベターかもしれない。にもかかわらず、中央会だけに約定の相手方を限定したということは、何か意味があるのでしょうか。

○小野(博)政府委員 会社が基本的事項について約定することを義務づける相手方としてたばこ耕作組合中央会を選んだということにつきまして、たばこ耕作組合、単協やその他を含めてございませうけれども、耕作組合法にございませうように、たばこの耕作者に関し、協同組織の発達を促進し、その経済的社会的地位を向上すること等を目的とするたばこ耕作組合という目的をもつて設立されているわけでございまして、その趣旨に沿つて活動を続けていくわけでございませう。また中央会、同法に基づく全国を区域とする中央組織でございまして、実体的にはすべての耕作者が直接間接これに加入しているということになつております。そういうことから唯一最適なものだと判断したわけでございませうけれども、なお、中央会と約定する基本的事項と申しますものは、災害補償であるとか代金の支払い方法であるとか、全国の耕作者に共通して適用されるのが相当と思われる事項を選んでおるわけでございませう。したがって、このような契約の基本的事項につきましては、全国の耕作者にとつて同一の条件となることとが公平であり望ましいことである。そういう意味から、県段階ではなくて中央会で約定することとしたものでございませう。

○清水委員 さて、それでは、今の答弁にも出てくるわけですが、いわゆる基本的事項、約定する内容に触れて若干ただしておきたいと思ひます。一つは、災害補償関係。これは言うまでもなく、現行制度は公社が耕作者に補償するという法定事項になつていくわけですね。これを、新会社移行後は中央会との約定事項にするというわけなんです。が、これまでの法定事項として取り扱われてき

た災害補償関係は、現行制度というものがそのまゝ維持されていくのかどうか、この点まず一つ聞かしていただきたい。

○生平説明員 現行の災害補償制度の内容は、実質的に新制度でも引き続いてやっていく考えでございませう。

○清水委員 補償制度は変わらない、引き続きやっていく。そうすると、ここで私はお願いをしたんだけれども、今予定されている中央会と約定する災害補償のひな形というのか考え方というのか、どんなものですか、示してもらえませんか、ひな形みたいなものを構想されていたら。

○生平説明員 現在まだそういうひな形を検討するところまで参つておりませんので、現在まだお示しすることができない状況であるわけでございませう。

○清水委員 こういうことは、少なくともこれは重要案件の一つですから、法案審議の際に大体の輪郭ぐらいのものは準備しておくということになればいかぬと私は思うのです。ただ、基本的にこれまでの法定事項として進めてきた災害補償の制度を引き続き新会社においても続けていく、そのとおり続けていくと言明をされたから、あえて百歩譲るつもりで、勘弁できないんだけれども、本当はひな形みたいなものを示してもらいたいところなんだけれども、今ここで準備していただければ仕方がないんで、これはその約定する内容を、予定しているものを早急に出すようにしてくれませんか。いいですか。

○生平説明員 新しい制度におきまして、現在の災害補償制度を実質的に引き継いでやっていくという考えでございませうので、現在その契約のひな形というのはまだないのですけれども、早急にそういうものを検討しまして努力したいと思ひます。

○清水委員 それじゃ早速に検討して出してもらいたいということについて、努力すると言つておりますから、委員長の方で留意しておいてください。

○中西(啓)委員長代理 はい。

○清水委員 さて、次に法案の六条、つまり約定事項の中で「代金の支払方法その他」ということも規定をされているわけなんですけれども、率直に聞きますが、代金の支払いについては、従来公社が実施をしてきたような概算払いを行う、こういうことですか。

○生平説明員 現在やつておりますやり方と、新しい制度におきまして同じように考えております。

○清水委員 あわせて、葉たばこを納品する場合、従来でいえば収納する場合の運搬費はどうなりますか。

○生平説明員 運搬費の支払いについても現在と同様に考えております。

○清水委員 考えているというんじやちよつと弱いんだけれども、現在同様実施をする、やつていく、こういうふうに承つてよろしいですか。

○生平説明員 さうでございませう。

○清水委員 さてそこで、これは最後の段階になるのですけれども、葉たばこ審議会のことについてちよつとお聞きをしたいと思ひます。これは大臣の認可事項にもなつていくわけですが、これも、まず基本的に言つて、この審議会が公正な第三者機関としての機能の発揮が確保されるというものでなければならぬと私は思うのです。最近米価審議会を含め多くの審議会の傾向を見ておきますと、どうも審議会それ自体が官庁機構の隠れみのみたいな形になつていたり、審議の内容あるいは結論が形骸化をしていると指摘をされるような状況がしばしばあるわけですが、そういうことのないように、審議会の公正なる設置と運営を確保するというのが私は必要だと思ふのですが、いかがでしょうか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。葉たばこ審議会につきましては、法律にございませうに、「原料用国内産葉たばこの生産及び買入れに関する重要事項を調査審議するため」に会社に設置するものでございませう。先生ただいま

昭和五十九年七月三日

おっしゃいましたように、委員の委嘱に当たりましては、制度本来の趣旨に沿って公正に関係者の意見が反映されるような人選とすべきであるというふうな考えでおりますし、大蔵大臣の認可はかかる見地から行われることとなると考えております。

○清水委員 私流の言葉で言えば、葉たばこ審議会が民主的に運営をされていく、運営の過程では十分に全耕作者の総意といったようなものが反映される、これにはやはりそれにふさわしい委員の人選といえましょうか、メンバーの構成といえましょうか、そういうものが必要だと思うのですけれども、今どういうふうな構成メンバーを考えているんでしょうか。

○長岡説明員 葉たばこ審議会の委員の構成でございますが、現行のたばこ耕作審議会と同様に、耕作者を代表する者及び学識経験のある者十一人以内で組織するというようになっております。先ほど御指摘がございましたように、会社は買入れ機関でございますから、公正なる第三者機関的な意味を担保する意味におきまして、会社の代表者が委員を委嘱する場合には、ただいま申し上げました耕作者代表及び学識経験者のうちから大蔵大臣の認可を受けて委嘱するということによつて公正性を確保しておるといふ仕組みになっております。

○清水委員 そこで、大蔵大臣の認可を得て公正性を確保する、担保するということだということですが、例えば耕作者なら耕作者、学識経験者なら学識経験者、わずから十一名の中へ全部はめ込まなければならぬわけですが、やはり、より公正を期する意味では、その人選に当たっては幅広く配慮が行われるということがどうしても必要だと思ふんです。そこで、大蔵大臣の認可基準というものは何かあるんですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、会社が委嘱された委員のメンバーにつきまして、制度本来の趣旨に沿って公正に関係者の意見が反映されるような人選とすべきであるということでございます。何か処罰を受けた者だとかの欠格条項のようなものは、将来において検討する必要があるかと思ひますけれども、現行において認可基準は特段考えておりません。

○清水委員 こういう場ですから、余り細かいことまで触れるわけにまいりませんが、冒頭に申し上げたような点を十分配慮して公正に当たつてもらひ、かつ運営の万全を期してもらひたい。

さて、そこで四条に返つてみますと、「審議会の意見を尊重する」ということが出てくるわけですが、私は、現行制度は単に審議会の意見を尊重するという米審並みのものではなしに、どちらかというと答申を遵守するという立場が明瞭に買かれており、例えば価格なら価格について答申即決定、こういう性格になつていゝんかと思うんですが、今度の審議会では意見の尊重だ、こういうふうな言われているわけですが、何か質的にダウンをするんでしょうか。

○長岡説明員 現在の制度では、「たばこ耕作審議会にはかり」となつておつたと思ひます。それが今度は「葉たばこ審議会の意見を尊重する」という表現になつたわけでございますから、そういう意味においては審議会の意見を尊重するという規定が新たに入つたわけでございます。これにつきましては、やはり要するに会社に置かれる審議会でございますから、先ほどの委員の委嘱の際に大蔵大臣の認可を受ける等によつて第三者機関としての公正性を確保するというのも、そういう趣旨から出ておりますけれども、やはり会社が単に買入れ手側に偏らないようにといったようなことで、従来同様に耕作審議会の意見を十分に聞いた上で結論を出すようにという趣旨で、今回の法律には「審議会の意見を尊重する」という規定が入つたものと理解をいたしております。

○清水委員 これはいづれにしても、確かに現行法では「はかり」となつていますね。しかし実体としては、審議会の答申については即これを決定とするような、何というか、審議会の結論を単に尊重するというよりも、これを具現化するというような性質を持つていゝと思ひますから、引き続きやばりそういう方向で審議会を大事にしてもらう、こういう点を注文として申し添えておきたいと思ひます。

最後に、これは大蔵大臣にお聞きをする事項であるかもしれませんが、先ほど冒頭のところで、関税率の問題で五十五年の十一月でありましたか、九〇から三五に落とす、アメリカ側の強い要求があつて、これを一年半か二年後に今の二〇に落とす、ほつときやゼロにしろみたいなことまで言われかねない状況もあつたわけでありまして、これはいづれにしても当時の泉総裁も言つていゝように、嗜好品であるたばこの関税率をゼロにするなんというふうなことはあり得ないことだ、こういう説もありまして、同時に、例えば一面で納税負担等の財源問題等も考へて、一定の配慮もしてしかるべきではないかというふうな気がするわけなんです、私はやばり関税率二〇%というものは引き続き維持をしていくべきものでないか、こう思ふのでありますが、その御見解だけ承つて終わりたいと思ひます。

○竹下国務大臣 確かに、今おっしゃいました五十五年、ちょうど私が大蔵大臣をやめる直前くらいから問題が起つて、それでやめた直後であつたと思ひます。それから今度は五十七年の暮れでございましたが、今度はまた私が大蔵大臣に就任いたしました間もなくのことでございますが、三、五から二〇というのは、そのときもいわゆる財政物資であるということ、そしてもちろん嗜好品である、いろんな角度から議論いたしました、私には今の二〇%というのは適当な税率である、こういうふうな考え方の上に立つております。

○清水委員 終わります。

(中西啓)委員長代理退席、委員長着席

○瓦委員長 柴田弘君。

○柴田(弘)委員 専売公社改革法案の審議をするためにいろいろと質問をするわけでありまして、けれども、今回の改革法案、ざつと見てみました。それから今回のこの法案審議に当たりまして、私どももいたしまして、横浜の中央研究所を初めとして各工場へできる限り視察に行かせていただきました。先般は福島県の方に参りまして、郡山工場、あるいはまた耕作者の代表の皆さん、あるいはまた小売の代表の皆さん方とも懇談をいたしました。いろいろと調査を重ねてきたわけでありまして、私は、率直に申しまして感じましたのは、一つは、現在の公社で働いていらつしやる皆さん方が、新会社設立後の動向について本当に真剣に心配をなされていゝ。一体どうなるのであろうか。意欲満々であるといふことは私も理解をし、非常に感銘を受けて帰つてきたわけでありまして、また同時に、先ほど来議論があらわれましたように、耕作者を初めとする関連団体の皆さん方も、その将来に大きな不安を持つていらつしやる、こういうふうな思ふわけでありまして、

そこで、今回のこの審議を通して感じますのは、そういう中において本当に大切なことが余り明確になつていないのじやないかという考えを私は持つております。

一つは、最大のネックと言つておられますところの葉たばこ問題、価格、品質面において国際的に劣位であると言つておりますこの葉たばこ問題、過剰在庫解消の問題を含めまして一体本当に将来どうするのだ、どうなつていくのだ、この辺の具体的な計画というものが、正直に申しまして明らかにされていゝない。

それから二つ目には、今回、開放経済体制を志向する中において、大臣が言われましたように保護貿易主義の台頭を抑えていくのだ、こういうことが専売公社改革関連法案の提出理由であるわけでありまして、しかるに外国商品に対して公社自体が一体どういった合理化を図り、経営の効率化、そして企業の自主性というものを発揮していくかということもまだまだ具体的に明確にされていゝないのじやないかというふうな考えを私は持つて

おつたと思ひます。何か処罰を受けた者だとかの欠格条項のようなものは、将来において検討する必要があるかと思ひますけれども、現行において認可基準は特段考えておりません。

ております。

それから第三点は、事業の拡大といいますが、業務範囲の拡大、目的達成事業、これも大臣認可になっているわけですが、どういった目的達成事業、そして業務範囲の拡大というものを図っていくかということもまだはつきりされていないのじやないかというふうに思います。

それから第四点は、海外市場。もう既に外国製品に席巻をされております。特にビッグスリーであります。今回輸出会社を設立をされたということでありまして、そういった海外市場に対する日本製品の戦略といえます。輸出ということについてもどういった具体的な取り組みをしていくかということもまだ明らかにされていません。

それから第五点といましては、資本金の問題は、先般上限が千五百三十億ということを示されましたが、それが中長期の展望を踏まえて、一体売り上げがどうなるか、あるいは利益はどうなるか、こういった問題も明らかにされていらないのではないかと、今度法人税を初めとする新税を払っていかねばならない。株式の配当も行っていくかなければならない。果たして収支計画というのはどういったものであるのか、こういうことも明らかにされていらないと思います。

それから第六点は、この新会社発足に伴って、喫煙と健康の関係において本間に国民の信頼に足り得るデータを提供をしていく、こういったことが、今までは公共企業体ですから、公社の研究を充実すればよかったわけですが、これも厚生省を初めとする政府機関でしっかりと調査研究を行って国民の信頼にたえていかねばならない、こういったことを私は考えているわけでありまして、これについても明確な御答弁はなかったように私は思います。

総体的に今言いました以上の六點、私の今回の法案審議に当たっての率直な感想を申し上げたわけでありまして、まず総裁、どうでしょうか、どのようにあなたはお考えになつていらっしゃる

か、お伺いをしたいと思います。

○長岡説明員 制度改正に向けての公社の基本姿勢といったようなものについて私から申し上げたいと存じますが、御指摘のように、現在たばこ事業を取り巻く情勢は、需要の停滞傾向あるいは喫煙と健康問題、それから外国たばこの競争関係の急速な進展等、どれを考えたとしても極めて厳しい状態にあると考えております。加えて、今回の制度改正に伴う輸入自由化によりまして、市場競争の一層の激化が想定される厳しい経営環境の中で、公社といたしましては、従来に比して一層の合理的な企業経営を行う必要があると考えております。

そのような基本的認識のもとで、経営全般にわたる諸施策を鋭意真剣に検討を行っているところでございます。現在のところ、その具体的な内容については一つ一つ明らかに答え申し上げることができないのはまことに遺憾でございますけれども、御質問の中で、我々の考えていることを可能な限り御説明申し上げるよう努力いたしたいと存じます。

○柴田(弘)委員 各論に入るわけですが、その前に、今六點申しました。大臣、お聞きになつていただきたいと思います。この提案者は大臣であるわけでありまして、やはりこういった問題について、ひとつお約束をいただきたい。いろいろと大臣にも質問をさせていただきましても、今総裁から可能な限りお答えをしたいという率直な御答弁があったわけでありまして、この六點について、これは一番大事な問題じやないかと私は思います。本間に八十年來の専売制度の大改革、そして、新会社発足ということであれば、やはりこういった諸問題をしっかりと議論して明確にして、そして新会社の出発をすべきである、こんなふうなふうにこの法案審議を聞きながら率直に私は感じ取つたわけでありまして、この辺もひとつ大臣の御見解をまずお伺いしておきたいと思ひます。

○竹下國務大臣 今専売公社総裁からもお答えが

あつておりましたが、実際問題として、我々が一番最初この問題に対応するときに、さて、国産煙の過剰在庫対策は一体どうしたらいいのか、あるいは経営合理化等もろもろの問題にはどう対応したらいいかという問題、大変な関心をお持ちいただく問題でもあるし、我々も関心を持つておるべき課題であるという理解は共通しておると思つております。

したがって、目下専売公社において検討を重ねておられるところでありまして、輸入自由化後の新会社の事業規模あるいは葉たばこ農業の規模等、現段階ではつきりした見通しをつけがたい状況にある。したがって、御指摘の点については、まさに具体案を得るには残念ながらいまだ至つてはいない。が、いづれにしても、今後の厳しい市場環境のもとにおいて、新会社がたばこ産業関係者——関係者といえどもまさに耕作者であり、小売店の方々であり、あるいは新会社当事者対労働組合等——一応分類できるんじゃないかと思うわけでございますが、十分な協議を重ねながら、たばこ産業の効率化、合理化に真剣に取り組んでいかなければ、まさに今度の法案の趣旨自体にも沿うことにはならないということ、大蔵大臣といたしまして、新会社の合理化計画等の具体的内容について深い関心を持つておるのは当然でありまして、経営の自主性を損なわない限りにおいて、私どもとしても、今後必要があれば、いわゆる指導するという立場には立つておると思うわけでありまして、経営の自主性ということを尊重しながら、十分関心を持っていかねばならぬ問題だと思つております。

それから喫煙と健康問題、これはまさに信頼し得るに足るデータの収集に努めなければならぬと考えております。そういう観点から、新会社も、これは当然のこととしてそういう方向で対応していかなければならぬ。私自身も、喫煙と健康というものは、本当は自分自身もたばこを吸いながらその問題の回答に答えていくという、非常な矛盾を感じながら、重要さの度合いの認識は十分あり

ますが、今正確なデータを持つておるわけではございませんけれども、新会社——御譲りいただいたという前提の上に立ちますならば、そういう重大な関心で新会社の方で十分対応されるし、我々もそういう関心で、可能な限りの指導というものは、これはある意味においては自主性を越えても指導していい問題かもしれぬというふうな事実認識は持つておるつもりでございます。

○柴田(弘)委員 大体私の六點の指摘に對しまして御賛成をいただいたようでありますので、ひとつできるだけ率直に御答弁していただきたい、こう思うのです。

一つは、やはり厳しい環境のもとで国内需要の停滞の中、そして海外からのビッグスリーを中心とする製品の輸入自由化、しかも先ほど申し上げましたように、最大のネックと言われている国産葉たばこの問題を抱えている。将来を展望した場合、五十七年、五十八年をベースにした場合に、新会社が設立されたとして、五十九年度のいわゆる収支計画というのは果たして一体どういふふうな考へていらっしゃるのか。一体売り上げは幾らになつて、利益はどうなるか。会社経営の見通し。やはり一つは新税を払っていかねばならない。国税、地方税あるいは法人税等の利益に課せられる税金も払っていかねばなりません。それから労災保険料とか雇用保険料の法定福利費あるいはまた資本に見合うだけの配当もしなければならぬ。しかも内部留保をしていかねばなりません。そういったことで、新会社を設立される以上は、一つの収支計画、数字的な問題でありまして、こういったものがやはりある程度展望されていなければならぬのではないかと、私はこんなふうに思います。これはどうでしょうか。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。ただいま先生からお話のごさいました、新制度のもとにおきますこれらの財務の見通しと申しますか、こういったものにつきましては、その基本になりまふものといつまして、新しい会社のも

ただ、先生から御指摘がございましたように、

飯にでございますけれども、ではこの程度の利

一方、最近におきます民間企業においての利益

柴田(弘)委員 今具体的な御説明を賜りまし

そこで、この問題についてお聞きをしたいわけ

◎長岡説明員 国際競争力を考えたときに、

差の縮小を図ってくるものと想定をいたしてお

今どうなっているかということですね。いわゆ

公社から事前に資料をいただきました。「製造

の中に占める原料費と材料費、人件費というも

丹生説明員　お答えを申し上げます。

考えますのは、やはり総裁の御認識としては国

していくかという法案でしょう。これはあなたの方に積算していらつしやるものがあつて、この委員会の場で公表すると、やはりそれは企業秘密だからいかぬとおつしやるかもしれない、率直に申し上げまして、だけれども、私の言いたいのは、わかつてくださいよね、やはりそれが一つの目標になつてくるんじゃないか。その目標は達成できぬかも知れませんよ。だけれども、やはり公共企業体から少なくとも特殊会社といつても株式会社システムにする以上は、そういった競争相手はもうわかつているわけなんですよ。そういった目標というのに対して、一つはただ企業内の努力ができるか、あるいはまた耕作者を含めての合理化というものができるといふことが、まさしく計画をされて実行されなければならぬ、こういう趣旨で申し上げているわけでありまして、どうでしょうか、私の考え方は、間違つていますか。

○丹生説明員 お答え申し上げます。

これは非公開ということをお願いできればという前提で申し上げさせていただきたいと思ひますけれども……

○柴田(弘)委員 どうぞゆつくり相談してください、無理に申しませんから。

総裁、私の言っている趣旨がわかつていただければいいわけですよ。とにかくアメリカのたばこより製造原価が高いわけなんですね。それはもうわかつていらつしやる。私が言っているのは、まさしくコストダウンといふものが必要であるといふならば、やはりそこら辺までは、アメリカまではいけないうちに、一つの目標があるじゃないか。それに対して、企業内努力をどう進めるんだか。あるいはまたたばこ問題を含めて、そういった問題をどう解決していくんだか、そういうところに議論の焦点があるんじゃないですかということ。そういうことをいわゆる基本論としてお答えいただければ、数字は結構ですよ。

○長岡説明員 お説のとおりでございます。日米両国の製造原価の比較を数字に基づいて御説明

申し上げることができないのは大変恐縮でございますけれども、先ほど丹生理事から申し上げましたように、外国の製造原価もはつきりしたものはなかなか出ておりませんけれども、私どももいろいろと推計をしながら、大体この辺ではなかるうかという見当をつけまして、それと比較して我が方のコストを一体どの辺まで下げられるか。完全なイコールフットイングまでということとは非常に難しいとは思ひますけれども、それにいたしましてもある程度のめどをつけて、それに到達するよう各般の努力をしていかなければならないといふふうに考えております。

もちろん、公社が公社自身の製造コストの低減を図るためにいろいろと合理化の努力を払つていくこと、これが最大の眼目であろうと存じますけれども、原料の葉たばこにつきましても、葉たばこ耕作者と十分にお話し合いをした上で、まだまだ生産合理化によるコストダウンの余地がないわけではございませんので、その辺も今後詰めてまいりたいといふふうに考えております。

○柴田(弘)委員 そこでその後が問題でありまして、やはり製造原価内訳、これは確かにアメリカから見て、コストダウンをして、日本たばこ産業株式会社の将来がまさしくそこにあるんじゃないかといふふうに私は思つてゐるんですね。

それで、一つは企業内努力。この委員会におきましてもいろいろ議論がありました。それから二つ目には国産葉たばこの問題。これは生産性の向上の問題、品質の向上の問題、あるいはまた過剰在庫解消の問題、こういったいろいろな難問問題があるわけでありまして、具体的にどうしていかれるのか。私が言いたいのは、やはりそういった大きな根本的な問題について、もういろいろな委員から、いろいろな角度から質問が今まであります。私もじつと聞いておりました。これは口ではいろいろとこういうふうによつていく、ああいうふうによつていくとおつしやつてゐるのだけれども、それと新会社設立以降、あるいは一つの展望を踏まえて、いつまでに、何を、どういふふうによつていくんだということが具体的にされてないというのには私は大きな不満を、正直に言ひまして感じております。だから、それなくして専ら改革審議してくれ、こう言つても、根本的な問題がここで提示されてないのに、審議のしようがないじゃないか、私はこういうふうにして思つております。

そこで、具体的にお尋ねをしてみたいです。一つは企業内努力の問題。やはりこれは今後のコストダウンにも関連をいたしまして、経営の自主性、当事者能力の付与及び業務範囲の拡大を通じて、労使一体となつてできる限りの経営の効率化、合理化というものが必要であると私は今思つております。そこで、組織の簡素化という問題についてはどう考えていらつしやるのか。二つ目には、間接部門の合理化という問題はどう考えていらつしやるのか。三つ目には、直接部門における生産性向上施策の実施、こういうことも必要であると思ひますが、こういった問題について、具体的な計画というのはいくつあるか、どういふふうに考えていらつしやるかといふことをひとつこでしっかりと提示をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○丹生説明員 新会社に向けまして現在鋭意作業をやつてゐるところでございます。この段階で具体的な成果を得ておりませんこと、まことに申しわけないと思ひますが、私どもの目標としておられますのは、先ほど具体的な数字を申し述べられませんが大変恐縮でございますけれども、日米の原価差の縮小といふことを大きい目標に掲げて、作業を今やつてゐるところでございます。したがひまして、これはコスト削減策といふのが大きい要素になつてまいります。

先生御指摘の組織の簡素化なり間接部門の要員の削減につきましても、私も全面的な業務の洗い直しをやりますが、業務の改善と兼ねながら実行していきたいと考えておりまして、例えば製造

部門につきましては、これまでもやつておりました以上に設備、機械の高速化なり自動化を進めますとともに、工場の統廃合も含めました改善案を考えたという作業をやつております。

それから原料貯蔵部門につきましては、過剰在庫の問題も一つございます。この生産調整をどうするかという問題も一つございますが、同時に片方では、組織に關係をいたしまして、第一線の事業所、それから葉たばこの取扱所の統廃合の考え方を今固めつつございます。

それから営業部門につきましても、たかさんの大小の事業所がございますが、この事業所を、昨今の経済事情の変化等に合わせながら統合をしていく、こういったようなことを含めまして、改善策を今鋭意検討しているところでございます。

本日時点で具体的にお示しできませんのはまことに申しわけなく存じますけれども、いずれにいたしまして来年四月以降となりましてことを想定いたしまして、現在できるだけ速やかに具体的な計画ができましたように、作業を続けているところでございます。

○柴田(弘)委員 それ以上の答弁はできないのじゃないかと思ひます。

先般当委員会が議論があつたときに、生首はねないといふような話もありまして、私も安心をしてゐるわけでありまして、まさしく今公社で働いてゐる職員の皆さん方は、この新会社への移行に伴つて一体どうなるのだらうかと、経済の環境といひますか、たばこを取り巻く環境が非常にいいときであればいいのですが、やはり環境が、今日の需要停滞感、年々伸び率が減つてくる、マイナスになつてくる、しかも海外の製品が入つてくる、こういったところで、今総裁もおつしやつたように、公社自体の合理化といふものをまづやつていくのだらうかとあれば、一体我々の立場はどうなるのだらうかといふふうには、職員の皆さん方は非常に不安な気持ちでおみえになるということ、これは当然のことであるわけですね。ですから、そういった中において、一体それがどう

なっていくのだ、これはもう本当に当委員会ですべての御答弁がございましたので、具体的に何人どうするのだというように、具体的な計画案をききつと策定をさせていただいて、職員の皆様方の理解と納得を得る方向へひとつ進んでいきたい、こういうふうな思ふわけでありませう。

念のために聞いておきますが、公社は、今現在、間接部門がアメリカ企業に対して多い、こんなことも仄聞をしておるわけでありませうが、実態はそれとおりでございませうか。

○丹生説明員 実は、間接部門の定義が私どもの方と外国企業と必ずしも同じではございませうで、なかなか比較が難しいのでございませう。一般的には間接部門が多いのではないかと、御指摘もいただいたことがございませうが、私ども、現在の人員が完全に過剰であるというぐあいには必ずしも思っておりませう。事業量の変化がこれからございませうことを見込みまして、業務の改善とあわせながら、今後適正な人員計画を立てていきたい、こういうことではございませう。

○柴田(弘)委員 それじゃ、生産部門といひますか、直接部門ですか、これの労働生産性の比較といひのは、何かデータありますか。あるいはまた、我が国の一般企業との労働生産性の比較といひのはありますか、どうですか。

○岡島説明員 まず、私どもはたばこ事業と他産業との労働生産性の比較でございませうが、指数の基準年次をいつにとるかといひことは、いろいろと方があるといひますけれども、昭和四十五年を一〇〇にいたしますと、全産業が、五十七年は二二〇〇にいたしまして、製造業も大体同じでございませう。たばこは一八七という数字が出てございませう。ただ、食品製造業になりまして一三〇といひこととございませう。私どもの生産性は、五十四、五年ぐらゐまでは上がつておつたわけではございませうが、その後大体消費量が頭打ちになつてきた関係もございませうのでございませう、そこから伸びがや

鈍化したといひ感じになつてございまして、現在のところは、全産業と製造業に比べまして、昭和四十五年を基準にいたしますと、五十五年以降少し私どもの方の伸びが落ちてゐる、こんな感じではございませう。

それから、労働生産性をたばこだけで比較をしてみようといひますが、アメリカの方と公社の方と比べてみますと、昭和四十年代の初めころ、あるいは四十年代の後半に至るまでは、アメリカのたばこ製造業に比べまして、私どもの方の一億本当たりの人員といひのは、かなり遜色がございませう。しかしながら、その後私どもの方で鋭意生産性の向上に努めました結果、現在、五十六年、七年あたりでは、アメリカのたばこ製造業の平均とは、一億本当たりの人員は私どもの方が若干少ないといひうらゐでございまして、私どもの方が少し高いといひやないか、こういう認識を持っております。

○柴田(弘)委員 間接部門を比較するデータがないとおつしやう。確かにそれとおつしやないかと思ひまして、それは了としたしやうが、やはり合理化の目標といひのは、先ほど答へいたしたように、間接部門といふところにもひとつ切り込んでいかなければならぬと思ひますし、労働生産性の問題も、聞くところによりますと、アメリカのフリップ・モリスなんかは、一億本を生産するのに最新鋭工場だと三人、日本の場合は、公社は昭和五十七年度四・三人、五十八年度が四・〇人、こういうことで、ちよつと多いわけですね。それから、他産業との労働生産性の比較を見てみましても、食品製造業に比べれば確かにたばこ産業は労働生産性が高いわけではございませうが、全産業の比率あるいはまた製造業から見れば労働生産性が低い。やはりこゝろ辺のところになつた一つの合理化の目標といひものがあつてもいいと私は思ひます。

か、びちつとしたものが出ることかどうか、そして、それをもとに、新会社発足と同時にその合理化案に沿つて公社はコストダウンに励んでいかれるのかどうか、その辺だけひとつお聞きしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○長岡説明員 現在の私どもの心構えといひましては、新会社発足までにどこまでその合理化計画を詰めるかといひことを、今真剣に検討してゐる最中ではございませう。すべてを新会社発足後にゆだねるということではなくて、現在から詰めるものを詰めてまいりませうと、それだけ合理化の実施が出来るわけではございませうが、現体制のものといひてどこまで合理化計画が詰められるかといひのを現在真剣に詰めてございまして、これは申すまでもなく労働間で十分に協議をしなければ結論がでませうけれども、それも含めて、新会社発足までに最大限の努力を積み重ねたいといひうらゐでございませう。

○柴田(弘)委員 そこで、もう一つこの合理化の問題で簡単に尋ねますけれども、今約三万七千人でございませうが、それで平均年齢が五十歳近い。これは本当かどうかはわかりませうが、要するに、先般も私工場見学をさせていただいたときに、高速巻き上げ機が、今四千回転ぐらいですか、あれも全部行き渡つておるといひわけじやないのですけれども、将来は八千回転にするんだ、こうなりますと、そこで働いていらつしやる方は女子の労働者の皆さん方ですね。そうすると、やっぱ設備更新をして、そういう新しい機械をどんどん導入した場合に、そこで人が余つてくるんじゃないかなといひことを、素人考えで正直言つて思つたわけなんです。だから、こゝろ辺のところは、こういう女子の方たちの主力による何か関連会社といひのか、関連企業といひのか、ね、ちよつと難しいかも知れぬけれども、そういう労働力をどう吸収していくかといひことも、やっぱその後で、目的達成事業、事業範囲の拡大といひところであつてお話をしたいと思つておるのですけれども、私は素人だものでございませう。

かりませうけれども、率直にそんな考え方を持っておるわけなんです、将来そういう高速の新鋭機械が入つてきた場合に、やっぱ労働力の吸収といひ問題、これは女子労働者だけではないですが、どんなふうな考え方であつて進んでいかれるか、ひとつこの辺もちよつと心配です、念のためにお聞きをしておきたい。

○長岡説明員 最初に私から総論的なことを申し上げまして、製造本部長から補足的に説明をいたさせますけれども、基本的には、おつしやるといひ、将来に向けての合理化計画を考えます場合に、ある程度人を減らしていくといひことも考えざるを得ないと思ひます。ただ、現実問題といひまして、三、四年間、予算定員を千名以上ずつ減らしてきてございませうけれども、これは私どもの職員の平均年齢が高いといひところから、自然退職者が比較的多い。自然退職者が多い場合には、当然のことながら、職場としては退職者のあとを補充してくれといひ要望が出るのは当然でございませうけれども、その辺で労働間の協議等を詰めて、できるだけあとの補充を抑えることによつて、人の減らし方を工夫してやつてきてございませう。

将来におきましても、その方針は続けなければならぬと思ひますが、それに加えて、新会社発足後は業務範囲を拡大していただいて、その拡大された業務の中で、また労働力を吸収していくといひことも当然考えなければならぬといひうらゐでございませう。

○西村説明員 ただいまの御質問に対して、関連で補足をさせていただきますが、御指摘のように、現在巻き上げ機、たばこを巻く機械は四千回転への切りかえを鋭意進めてゐるところでございませうけれども、来年の後半には八千回転の開発が一応完了する見込みでございませう。確かに高速化がどんどん進んでいまして、人員が余るといひ計算になるわけではございませうけれども、たまたま幸いに、昭和六十年、六十一年ぐらゐのところは退職年齢のピークになつてございまして、比較的そ

の面では、今高速機への切りかえの一つのチャンスが来ていると思っております。

ただ、ここ十年ばかり、高速化の置きかえを主にして進めてまいりましたので、大変年齢が高齢化をしております、四十歳、五十歳になつてから新しい技術の習得をしなければならぬという面、従業員には大変難しい仕事への挑戦をしてもらつてゐるわけでございますけれども、御指摘のとおり、企業としては、そういう面とあわせて、平均年齢の若返り、断層のギャップを減らしていくという努力も必要でございますので、今後この法案を通していただいた上では、できるだけ関連部門の事業の拡大というものでそういうものの吸収を図りながら、調和のとれた発展を図つていくように考えていきたいと思つております。

○柴田(弘)委員 とにかくお聞きしますと、今、自然退職者が年間千五百人程度いらつしやる。新規採用者が三百人から四百人ぐらゐ。今御説明があつたように自然退職者が多いのですから、あとの補充さえしていかなければだんだん人は減つていく。ただ高齢化という問題が一つ出てくるわけですね。やっぱりこら辺のところも、当然わかつていらつしやると思ひますが、どうかひとつよくお考えになつた合理化ですね。

それから、やっぱり根本的には、しばしば本委員会でも議論が出ておりますように、絶対生首はねない、こういう方向での合理化をお願いをしてまいりたい。一言で結構ですから、その辺……。

○長岡説明員 その方針で今後も進めてまいりたいと考えます。

○柴田(弘)委員 次は、時間の関係もありますので、また後でゆつくりと次回に聞かせていただきます、こう思つておるわけですが、簡単に、国産葉たばこの問題です。まさしくコストダウンの、もう一つの目標が、この国産葉たばこの問題をどう改善していくかという問題じゃないかというふうに私は思ひます。

それで、一つは生産性の向上。これ、いろいろと公社の方からいただいた資料を見ましても、機

械化の推進だとか効率的な利用ですとか、あるいは面積の重点配分、あるいはまた標本体系の改善、生産性向上の目標というのを昭和六十五年程度に置いて、十アール当たり投下労働時間を四割程度低減をする、第二次生産費、これを二割程度低減をする、こういうことであります。どの程度までこの生産性の向上を図つて、この国産葉たばこの収納価格が本当にダウンできるのかどうか。私は、どうも難しいような感じがしてゐるわけでありまして、本当に国際価格までにするといふのは夢のような話でありまして、だけれどもやはり一つの目標を持ったコストダウンといふものをここで図つていかなければならない。やはりこの具体的な一つの計画というものがどうなされてゐるかという問題。この辺、御答弁のできる範囲で結構でございますから、ひとつお願いをしたい、こう思ひますけれども、どうでしょうか。

○生平説明員 お答えいたします。生産性の向上策につきましては、全国に百九十カ所展示農場というものを設けてございまして、これを拠点として高効率な作業体系の普及を推進してゐるところでございます。

その中で重点的な施策として、協業化というようなことが中心でございますが、生産組織化を図りながら、産地の条件に適合した施設とか機械の導入を図るというのが第一点。二番目として、選別作業の簡易化を推進する。現在この選別作業に大変多くの労働時間を費やしておりますので、これをできるだけ簡単にすること、このことでございます。三番目として、在来種、パーレー種の幹干し乾燥と黄色種の共同乾燥、こういうようなところを推進してゐるところでございます。

先ほど先生もおっしゃつておりましたけれども、六十五年には労働時間で四割、生産費で二割程度の節減を図るという目標にしているところでございます。

品質の向上につきましても、いろいろ圃地の選定とか、施肥の適正化とか、乾燥を適正にやると

いうようなことによりまして、できるだけ品質の向上を図つていく。それとあわせて、新品種に検討してゐるところでございます。

○柴田(弘)委員 その辺は資料もいただいておりますから、よくわかつてゐるわけでありまして、けれども、とにかく生産費所得補償価格である、それから法案によれば、再生産できる価格である、収納価格はこういうふうになつてゐますね。そういった中でこういう生産性の向上をどうなん図つていかれて、もちろん経済的な動向といふものも加味していかなければならない。本当に今の国産葉の価格がコストダウンしてくるのかどうかといふことですね。この辺がどうも素人……素人と言つてはいいませんが、まさしく素人……素人から私聞かせていただきたい。国民的なサイドに立つて御質問申し上げておるのですが、どの程度まで現在の国産葉たばこのコストダウンができるか。できないならできないでおつしやつていただければいいのですが、これは本当にどの程度までできるのですか。難しい質問ですが、これはどうですか。

○長岡説明員 長期的には、先ほど申し上げましたように昭和六十五年を目標として労働時間を四割減らす、第二次生産費を二割程度減らすといふことを目標に進めてまいりたいと考えておりますが、具体的に各年度の価格の決定の際にどの程度引き下げ得るかという問題になりますと、御指摘のとおり大変難しい問題がいろいろあるかと存じます。しかしながら、基本的な考え方としては、柴田委員も御承知のように、葉たばこは米と比べましたときに、年間の労働力の投入時間が、全国平均でも六倍も七倍もそれを超えるぐらいでございますから、何とかその労働時間を減らすことによつてそれを価格に反映させていくということは、着実に実施していきたいというふうに考えております。

問題は、それがもしできたときに浮いてきた労働時間をどうするのだという問題が、これは日本

農業の一つの宿命と申しますか、そういった問題として残るのだからと存じますけれども、その点につきましても、私も似た思ひましては、葉たばこを中心としながら残つた労働時間、殊に合理化によつて生み出された余剰労働時間をどのように使つていくかというような営農体系その他について、農林省とも御相談申し上げながら検討をしておる段階でございます。

○柴田(弘)委員 この葉たばこ問題のもう一つの問題、過剰在庫の解消の問題について触れてみたいと思ひます。

この問題については、私も機会あることに当委員会でも質問してまいりました。五十四年十二月のたばこ値上げ法案の審議をしたときにも質問をいたしました。これは最初であります。前総裁でありました泉総裁も、私の指摘に対しまして、もつと早くからこの過剰在庫の問題を真剣に検討して対応していけばよかつた、五十二年から減反をするようになったから、とにかく深く反省をして今後対応していきたい、過剰在庫をできるだけ少なく持つていきたい、こういうふうにお話がありました。昨年の当委員会におきましても、私の質問に対しまして長岡総裁から、五十六年八月のたばこ耕作審議会の審議を経て五十七年産の葉たばこの耕作面積を五千ヘクタール減反をやつた、つまり需給均衡面積というものを求めて、その面積に至るまで農民の理解を得て減反を行つた。つまり、これ以上在庫がふえないという減反だつたですね。だから一向に解消されないわけでありまして。

とにかく具体的にどの程度までこの過剰在庫を減らしていけるかという点については、いろいろ難しい問題があつて苦慮してゐる段階である。私全くこのとおりであると思つてゐますけれども、それで大蔵大臣も、御記憶がないかもしれませんが、まあとにかく適切に対処するように指導監督をしていく、こうおつしやつてゐた。

それで、ずっと過剰在庫のデータを見てまいりましても、先般もいろいろ質問がありました、

五十七年度に比べて五十八年度も、数量で約四万トン、月数にして一カ月分、金額にして二千九百億円です。昭和四十五年から五十八年に至る数字的な資料もいろいろあるわけですが、そのときそのときの答弁に比べて一向に解消されていないことなんですね。

だから、これは本当のことを言っていたのだと思いますが、過剰在庫は解消できますか。今議論の中で総裁は、一つは国産葉を使用努力してどんどんやっていくんだ、あるいは赤字覚悟で輸出をしていくんだ、それから耕作者の皆さんの協力を得て減反といいますが、生産調整といいますが、そういうものをやっていくんだというふうな内容の御答弁をいただいているのですが、それでは今日まで来たこの過剰在庫を、新会社発足に伴って本当に解消しようという意欲があるならば、これこそまさしく年次計画というものを、五年かかるのか十年かかるのか二十年かかるのか、やはり本委員会に提案をしないでも、もちろん耕作者の生活権を守るといことも僕は大事だと思う。そういう点を含めて一体どうしていくんだというものをここで出さなければ、耕作農民の皆さんの不安というものは解消されない。私はそんなふうに思っておるわけでありまして、基本的に私はそう考えております。いかがでしょう。

○長岡説明員 過剰在庫の解消策については、私も再三お答え申し上げておりますように、あらゆる努力を払ってもおりますし、今後も払うつもりでおりますけれども、現在それでは何カ年計画で、どういう措置によってどの程度過剰在庫が減らせるかという具体的な数字の裏づけを持った御説明ができないのが大変申しわけないと思っております。

ただ、過剰在庫解消策の問題を考えますときに、現在既に発生しております過剰在庫をどうやって解消するかという問題と、それから将来にわたって過剰在庫が発生しないようにするのはどうしたらいいかという二つの面があるかと思ひ

ますけれども、これはやはりこの八月末を予定しております耕作審議会においては真剣に議論をしていただかなければならない問題だと考えておりますし、その時期までには、私どももいたしましても何とか五カ年なら五カ年で、どういう方法によってどの程度過剰在庫減らしを図る、しかしこれをやってもなおかつ完全な解消は図れないので、耕作者にも応分の御協力をお願い申し上げたいという説明方をしないと、なかなか御協力が得られないのじゃないか、またそういう説明をすべく努力をするつもりでおります。

○柴田(弘)委員 時間の関係もありますが、まだ質問時間が次の機会に残されておりますので、過剰在庫解消の問題については私まだまだ議論をさせていきたいと思います。次はちょっと新しい問題でいろいろと御質問をしていきたい、こういうふうな思っておるわけでありまして、

東京専売病院の問題ですね。これは先般も視察をさせていただきました。CT装置ですとかICUの装置とか優秀な機械が入っておりますが、ベッドの稼働率も五〇%そこそこ、収支も年間約十三億ぐらいの赤字が出ている。私、昨年の三月の十八日にもこの問題で、いろいろと質問をいたしたわけでありまして、たしか昭和五十六年の二月、あなたの方が東京都へ保険医の指定申請をなされた。それからもう三年以上たつたわけですね。私、これは今政府の対応も、こういった政府関係機関の直営病院の一般開放というのはいま時代の趨勢である、こういうふうな思っております。一方においては京都はとくくの昔に開放されておりました、大きな社会的な損失でないか、私こんなふうな思っておるわけでありまして、大臣、どうでしょうか。政府の立場としてどのようなことをお考えになっておられるのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○竹下國務大臣 大平行革のときに、いわゆる一般開放していない国ないし政府関係機関関係の病院

院についての問題が提起されて、そのときもその努力目標等を申し上げたことがございますが、確かに専売病院あるいは鉄道病院、それから通信病院、それから一般開放しておりますのが、してないところが一つ残っておりますが、国家公務員共済病院、それから警察病院、しているところは黒字で、してないところは赤字だ。我が方の格落ちしたような気がいたします。それらの問題については、確かに地域の医師会との問題も、柴田委員も御承知のように、ございます。

この間、実は私、参議院の委員会におりますときに、目がおかしくなりました。ちょうど時間が時間で、専売病院へすぐ。そうしたら、まっぴが一本入っております。これはもうあつという間に終わりましたが、その際、またこの問題をお話をいたしました。これは、私はただ患者として行つたわけではございませんが、要するに、いわゆる港区の医師会そのものは、言ってみれば東京都医師会へ話を、我々がよく言う上に上げたとしても申しましようか、そういう姿勢だ。私がうれしかったのは、組合の皆さんが、我々も一般開放は賛成だ、地域医療として果たすべき役割の中に我々の労働がそれだけふえても、それは我々としては迎えるべき措置だ、こういうようなお話をなすつておるといってお話を承りました。大変喜ばしいことだなと思つたわけでありまして、

確かにこの問題、各地域地域で同じような問題が残っておりますが、今、そういう組合を含めた当事者の気持ちと、そして東京都医師会、こういうことになったところでございますけれども、それらの交渉の推移を期待して見守つておるといふのが偽らざる私の今日の心境でございます。

○柴田(弘)委員 それで、前の行政官理庁、今度は総務庁というのですか、先般、一年前に質問をいたしましたときにおっしゃっておりますね。「東京都内に所在する病院については全く一般開放が進んでいない。」こうおっしゃっている。厚生

省に対して強く東京都を指導するように要請をする、この問題について、近い将来、各省においてその後とられた措置について御回答いただくという予定になつておる、こういう御答弁がたしかあつたと思うのです。一つは、全国的に申しまして、こういった直営病院の一般開放の実態というのはどうなつておるかということですね。それから、これは一年間に対処していただいたと思ひますが、対処をどういうふうになされておるか。それから、行政官理庁、総務庁の立場から見ると、今回指定申請をしてから三年間も開放されてないというこの実態について、どういうふうにお考えになつておるか。この三点を御説明を承りたいと思ひます。

○藤井説明員 お答え申し上げます。

総務庁といたしましては、昭和五十六年に、国立医療機関等の業務運営に関する調査というのを実施しております。その当時、三公社四現業の七十九の直営病院につきまして実態を調査いたしました。その結果を踏まえまして五十六年十二月に、直営病院の一部開放を含めまして、経営の合理化であるとかあるいは効率化につきまして、関係省庁に対して長官から通知をいたしております。

これにつきましての現在までの改善状況を申し上げますと、七十九病院のうち二十三の病院につきましては、合理化等によりまして診療所等になつております。それを差し引きました五十六の病院につきましては一般開放状況を申し上げますと、昭和五十六年十一月の時点では十四病院が一般開放いたしました。続きまして五十七年九月現在では二十五の病院が一般開放しております。五十九年六月現在では、五十六病院の約七〇%に相当いたします三十九病院が一般開放を実施している状況でございます。

その内訳を申し上げますと、現在残っておりますのが鉄道病院の十カ所、専売病院の十カ所、それから電通通信病院の十カ所、それから郵政通信病院の十カ所等、合計十七が未開放ということ

でございます。

そういったように、現在ではかなり進捗しているというふうな認識しておりますが、しかしながら先ほど先生が申されましたように、専売公社の病院等につきましてはまだ進捗してない状況にあります。総務庁といたしましては、一般開放の問題について、その後の進捗状況を絶えず関心を持ちながら見守っているところでございまして、今後とも一般開放の問題につきましては、厚生省を含めまして関係省庁に対してその促進方を要請していきたいと考えております。

○柴田(弘)委員 先ほど申しましたように、昭和五十六年二月十三日、公社としては東京都知事に指定申請をしたわけでありまして、これは三年以上たっているわけですね。本来ならば、指定申請をすればすぐ東京都なら東京都の社会保険医療協議会が開かれて、指定申請をしたその月か翌月には指定を行われる、こういうふうな状態であるというのですが、とにかく三年間こんな状態であるということですね。だから、今大臣がおっしゃいましたように、一般開放することによって地域医療が崩壊してはいかぬと私は思っている。むしろ地域医療の発展——開業医もいらつしやるわけですね、その経営というのが悪化をしてだめになつてしまつてもいけない。だから、医療法等々からいつて法的には全然問題がないというふうな今お聞きをしていただいておりますが、問題は地域医療の崩壊の問題。だから、むしろ健全な発展というものがなされなければいけない、こう考えておりますが、その辺についてはどうでしょうか。問題がないのかどうか、どんなような御判断をされているのか。

○岡島説明員 柴田先生御指摘のように、東京病院の一般開放、なかなか難航いたしておるわけでございますけれども、私どもの方といたしましては港区医師会が言っております地域医療の問題という点につきまして、だんだん問題が絞られてきたというふうな現在認識をいたしております。地域医療に貢献する方法はないかという点が現在のところ一つのポイントになってきております。港区医師会とストリートに話し合っているというところではなくて、実は港区医師会との話がなかなかうまくいかないで東京都にいろいろお願いしておりますところ、都の医師会の方が仲介と申しますか調整と申しますか、それに乗り出してきてくれまして、専売病院の役割分担を一体どうしたいかということ、現在そういう条件と申しますか、運営方法と申しますか、そういう点につきまして話をいたしておるわけでございます。

具体的に申しますと、どういう特殊専門医療に重点を置いていつたら地域医療に貢献できるかという点につきまして、私どもの方が間に入っている都の医師会の理事の方に案を示し、それをまた港区医師会の方に通じまして、現在そういう中身についてまさに詰めを行っている最中、こんな感じで現在おるわけでございます。

○柴田(弘)委員 地域医療は崩壊をしない、またしない方向で今後とも話し合いをしてやっていくんだ、こういうふうな受けとめ方でよろしゅうございませう。

○岡島説明員 そういう方向で現在精力的に話をしているわけでございます。

○柴田(弘)委員 それでこの問題、あちこち飛んで恐縮ですが、厚生省にお伺いしていきます。昨年も質問をいたしました。それで早急に東京都の責任者を呼んで対応する、こう答弁いただいた。この一年間どのような対応をいただいたのだいしょうか。それから、開放の見通しは感觸として、厚生省としてどう御判断になっておるのか。その二点を伺いをいたしておきたいと思ひます。

○寺松説明員 お答えいたします。昨年の三月でございますが、当委員会におきまして先生に御質問いただきました。私もその後直ちに東京都の担当の部長を呼びまして、先生からの御質問の趣旨等、それからまた一般的な、私どもで助言できるようなことにつきましてお話をしたわけでございます。その後、東京都の方では、区の医師会あるいは都の医師会、あるいは先ほど

もお話がございました専売公社の東京病院につきましていろいろとお話し合いの場を持つような努力をされて、実は昨年の八月ごろから具体的な地域病院としての条件、そういうものの整備につきました。意見交換が始まったようでございます。今公社の方からお話ございましたように、具体的なお話につきまして、何を地域医療の中で公社の病院が担うかというところで今お話し合いが進んでいるようでございます。

それからまた地域の住民の方々も、四月に東京都の福祉局長でございますが、担当の局長に陳情がありまして、九月三十日まで一般開放の問題について決着してほしいという御要望もいただいております。その辺で、東京都としまして、これは何とか早期に解決をしたいということ、こういうことで今努力をしておる、私も助言とかアドバイスをしてまいりたい、こういうふうな思っております。

○柴田(弘)委員 なかなか大変だと思ひます。これは公社の方もよく御承知のように、最近に至りまして地域住民の皆さんが決議をなされた。前は約五千十町内というのであったのですが、今回のこの決議というのは、ここで読み上げることはいいたしませんが、十町内から十九町内の皆さん方が一般開放を望んで決議をなされている、つまり住民運動が拡大されたわけです。

それから、甚だ僭越であります、私どもとしても先月これの署名運動をやりました、わずか一週間の間に一万の方の署名が集まりました。これはやはりこれは一つの大きな問題でありますから、東京都に対して、あるいはまた東京都議会に対してそれぞれ陳情と請願をいたしました。こういう経緯がありまして、先ほど来申しましたように、地域医療の崩壊がないように医師会の人との協調を図りつつ、地域住民の皆さん方の要望にぜひともこたえていただきたいと思います。

と、指定申請後三年たつていっているということですね。それから地域住民がますます要望を深めている、こういうことですね。こういったことで、開放に向けてのより一層の努力というものはしていかなければならない。むしろこういつた法案審議のときに、こんな言い方をしているという状況であるのが一番いいなと思ひ思っているわけですね。そこら辺のところも含めてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

○岡島説明員 今、柴田委員から大変ありがたい御激励の言葉をいただきましたが、先ほど申しましたように、今折衝を続けてきております。私も病院長と一緒に港区の医師会長に会つたり、また東京都の医師会の仲介をしてくださる理事のところ足を運んだりして、現在鋭意その調整方をお願いしているところでございます。もうしばらく時間をおかしたきたいということでございます。

○柴田(弘)委員 最後に一つだけ、これは大臣と総裁に今回の改革法案に関連をしてお尋ねをしておきますが、とにかくこれに關する貿易摩擦問題、これは関税の引き下げの問題が問題であります。それから小売店の外国製品の取扱店の拡大問題があります。それから今回のこの製品の輸入自由化の問題。それからもう一つ大事な視点で忘れてははいけません、確かに今日の時点においては、製造独占というのは恒久措置であるというふうな大臣は答弁をなさつてお見えになるわけがあります。これはやむを得ない答弁かもしれませんが、世界経済の中でGNP第二位に位置する我が日本。しかも開放経済体制を志向し、保護貿易主義の台頭を抑えていく。そういった一つの考え方があれば、私は当然将来の展望としては、これはまだ口に出す言ふべきことじゃないかもしれませんが、新会社経営のいわゆる経営陣は、資本の自由化というものを腹に据えて、しっかりと経営の効率化、合理化をやる、あるいは政府

側の経営の自主性というものをしっかりとやる。そういった中長期の展望を踏まえた新会社発足というものが必要ではないか、こういうふうな正直言ひまで考えております。そこら辺の見通しを含めてひとつ總裁の御決意をお聞きしてまいりたいし、また同時に大臣の率直な御意見をお伺いすればと、こういうふうな思っておりますけれども、いかがでしょうか、總裁から。

○長岡説明員 資本の自由化というのも一つの世界の流れのような感じを持たないわけでもございません。また、諸外国の中には、そういう完全自由化を望んでいる国もあることは承知いたしております。

ただ、私どもの立場から考えますと、我が国の抱えております葉たばこ問題、この問題の現状からいたしますれば、資本の自由化というのは簡単に踏み切れるものではない。どこの国でも、資本自由化の問題についての判断を下す場合に、やはり農業の問題が一番大きな課題として、判断の基礎に横たわっておるように聞いておりますが、我が国におきましても、葉たばこの問題を考えますと、そう簡単にその道に踏み切れるものでもないというふうな考えております。そういったような意味で、今度の制度改正で、専売公社が政府出資の特殊会社で製造独占を与えられるということも、やはりこの葉たばこ問題との関連が十分にあるわけでございまして、こういう特殊会社という形態のもとに製造独占を維持しながら、私どもは葉たばこ農業を含めた日本のたばこ産業の維持発展に努力してまいりたいというふうな考えている次第でございまして。

○竹下国務大臣 いわゆる自由化という問題は、地球上の人類の知が発達していくに呼応いたしまして、まず貿易の自由化。そして、その後その重大なる媒体手段としての通貨問題、これが金融の自由化、国際化。そうなれば、その後資本の自由化、国際化、こういうのが一つの流れであるというふうな私も思っております。

ただ、我が国のたばこ産業そのものからいたし

ますと、今日の、今いみじくも御指摘いただきました第一、関税の引き下げ、そして店舗の拡大、そして三番目が今度の開放体制に対する新会社の設立について、目下のところむしろ大きく自由化を希求しておる国がこの踏み切り方に対して大変な評価をしておるという事実がございます。ただし、それはその法律が通って初めてその評価が実るわけでございますので、今日の時点においては、そのことが現実として一番大事なことではなからうか。

資本の自由化という問題になりますと、これはたばこ産業に限らず、世界全体の中で――きょうも私は柴田さんの質問に答える資料として急につくってみました。今日世界に四十五億人間がおるとしまして、まだ一人当たりの所得五百ドル以下がちょうど半分の二十三億でございます。そういう状態で、五千ドル以上にしてやと八億とかというような世界の人口構造の中で考えてみて、完全自由化というのはなかなか至難な問題だ。また、我が国内の事情からすれば、たばこ産業等についてのいわゆる資本の自由化というのは、当面希望は持っておつても、だれすら、国家というものが存立する限りにおいては、外圧として出てくる要素は今日の時点ではない。むしろ、今の法案に対しての評価を与え、それが通ることを、それらの国々も含めて、私も含めてこいねがつておるとというのが現実であろうかと思っております。

○柴田(弘)委員 時間が参りましたのでこれでやめますが、あと喫煙と健康の問題、それから経営の自主性の問題、葉たばこを含めた過剰在庫解消の問題、業務拡大の問題について、また次回にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。それで、文部省に来ていただいて、非常に申しわけございませんが、どうかお許しをいただきたいと思います。どうもありがとうございます。終わります。

○瓦委員長 この際、お諮りいたします。ただいま議題となつております各案について、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選、日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○瓦委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、明日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五分散会